

別添 1

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握
及び質の向上に関する調査研究

平成29年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 原田 将寿

平成30（2018）年5月

目 次

I. 総括研究報告

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの
実態把握及び質の向上に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

主任研究者 原田 将寿

II. 分担研究報告

1. 福祉的就労・日中活動サービスの時代背景についての考察・・・・・・・・・・ 8

主任研究者 原田 将寿

研究協力者 志賀 利一

2. 生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の
利用者及びサービス内容等の実態に関する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

主任研究者 原田 将寿

分担研究者 大村 美保、相馬 大祐

研究協力者 志賀 利一、信原 和典、古屋 和彦、岡田 裕樹

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

IV. 資料

平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
 (厚生労働科学特別研究事業)
 総括研究報告書

研究課題名(課題番号) : 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究 (H29-特別-指定-011)

主任研究者 : 原田 将寿 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

【研究要旨】

平成18年の障害者自立支援法施行以後、障害福祉サービスを提供する事業所数ならびに利用者数が急激に増えており、なかでも通所による日中活動を提供する、生活介護事業ならびに就労継続支援B型事業の事業所数及び利用者数の伸びは大きく、平成28年時点で両事業の利用者数は障害福祉サービス全利用者数の50%を超えている。本研究では、生活介護事業ならびに就労継続支援B型事業の事業所を利用している利用者の状態像やサービス内容等の実態を明らかにし、両事業の現状や課題について考察することを目的として調査を行った。

具体的には、2つの調査を行った。①福祉的就労・日中活動サービスの時代背景についての考察では、就労継続支援B型事業、生活介護事業の制度創設の経緯や社会的背景の変化等について先行文献等によってまとめた。②生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査では、全国の生活介護、就労継続支援B型事業所を対象とした実態調査を行い、現状の利用者像やサービス内容、課題等を把握することができた。また、②の調査結果を踏まえた二次調査として、生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所のヒアリング調査を実施し、事業所が直面している課題や地域の状況等について把握することができた。以上の調査結果を踏まえて、生活介護事業ならびに就労継続支援B型事業の運営、支援等の指標となるガイドラインの検討を研究検討委員会等において実施し、素案を作成した。

以上の結果から、生活介護事業、就労継続支援B型事業の実態を踏まえて現状での課題を整理し、今後のガイドライン作成のための提言等障害福祉施策の推進に資するための基礎研究とする。

分担研究者			
大村美保	筑波大学人間系助教	熊川嘉一郎	社会福祉法人ライン工房 社会就労センターライン工房 統括施設長
相馬大祐	福井県立大学看護学部講師	中村公昭	社会福祉法人緑の風 千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだ 所長
研究協力者		ボーン・ク	NPO 法人カラフル・コネクターズ 代表
岸田隆	社会福祉法人森と木 統括センター長	松本真悟	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 常務理事・管理部長
石井貴之	社会福祉法人昴 デイセンター ウィズ 主任	藤村昌之	ハローワーク飯田橋
妹尾雅史	社会福祉法人訪問の家	田中正博	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 参事
辻佳子	社会福祉法人万葉福祉会 かたかご苑 支援課長	志賀利一	国立重度知的障害者総合施設

古川慎治	のぞみの園研究部研究部長 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園事業企画部事業企 画・管理課長
清水清康	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園事業企画係長
村岡美幸	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園研究部研究係
信原和典	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園研究部研究係
古屋和彦	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園研究部研究係
岡田裕樹	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園研究部研究係

A. 研究目的

本研究では、障害福祉サービスの日中活動において事業所数、利用者数ともに多くを占める生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所について、事業所の基本情報や利用者の状態像、サービス内容の実態等を把握し、現状と課題を明らかにすることを目的とした。具体的には、生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所について、運営主体や契約者数、実利用者数等の基本情報や、利用者の年齢や障害支援区分等の利用者の状況を把握することで、両事業の運営状況や利用者の実態等を明らかにし、さらに、生産活動の内容や、利用者の工賃、送迎支援、入浴支援等のサービス内容を調査することで、両事業の支援の現状や課題を把握する。また、平成28年度の退所者と新規利用者について把握し、直近の利用者の状態像やニーズ等を明らかにする。

上記の目的を達成するために、具体的には以下の2つの調査・研究を行う。

①就労継続支援B型事業、生活介護事業の制度創設の経緯や社会的背景の変化等について先行文献等によってまとめ、アンケート調査及びヒアリング調査等を行ううえでの基礎資料とする。

②全国の生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所を対象としたアンケート調査を行い、現状の利用者像やサービス内容

等の実態を把握する調査を実施する。

また、②のアンケート調査結果を踏まえた二次調査として、生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所のヒアリング調査を実施し、アンケート調査結果の内容を補足する。

以上、生活介護事業、就労継続支援B型事業の創設時の状況と以降の社会的背景の変化について整理し、全国規模のアンケート調査等を実施することで両事業の実態を把握し、それを踏まえてガイドラインの素案を作成することにより、今後の障害福祉施策の推進に資すると考えられる。

B. 研究方法

平成29年度は、以下の2つの調査研究を実施した。

1) 福祉的就労・日中活動サービスの時代背景についての考察

■調査方法：文献研究

■調査内容：就労継続支援B型事業、生活介護事業の制度創設の経緯や創設以降の社会的背景の変化等について。

2) 生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査

■調査対象：全国の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所4,000事業所

■調査期間：平成29年10月10日～10月31日

■調査方法：郵送方式によるアンケート調査

■調査内容：基本情報（運営主体、定員数、契約者数、事業開始時期など）、利用者・支援の状況（利用者の年齢、障害支援区分、日中活動の内容、利用者の工賃、送迎支援、入浴支援、医療的ケア、年間退所者など）、平成28年度新規利用者（年齢、障害支援区分、利用経路、利用前の日中の場など）等

C. 研究結果

1) 福祉的就労・日中活動サービスの時代背景についての考察

2006年10月より施行された障害者自立支援法（以下、自立支援法）により、この2つの日中支援事業は誕生している。ここに至る背景として、ひとつは、いわゆる社会福祉基礎構造改革であり、もうひとつは、国際障害者年（1981年）以降ノーマライゼーションの理念が普及・定着するに伴い、障害福祉の分野も次第に入所施設から地域生活への移行に必要な基盤整備が徐々に進展したことである。両事業の歴史経過について以下の3点にまとめる。①戦後、社会福祉の発展に伴い、障害種別に複雑に分立してきた日中支援を、利用者ニーズに応じた、機能別のシンプルな体系の確立を目指してきた。②機能別の分類には、その境界の線引に難しさがあり、改革のグランドデザイン案、自立支援法の体系（現在の総合支援法の体系と同様）、骨格提言案それぞれ、異なる線引を行っている。③就労については、利用者のニーズを中心とした機能だけでなく、障害者の権利擁護（労働者保護）の視点からも検討が必要である。

2) 生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査

2,037事業所より回答があり（回収率50.9%）、そのうち生活介護は1,128事業所（回収率56.4%）、就労B型は909事業所（回収率45.5%）であった。

●運営主体は、生活介護全体では「社会福祉法人」が74.0%、「NPO法人」が14.5%、「営利法人（株式会社、合同会社等）」が7.4%で、就労B型は、「社会福祉法人」が48.8%、「NPO法人」が34.3%、「営利法人」が10.5%であった。

●事業の開始時期では、生活介護入所系は「障害者自立支援法施行以前」からが50.4%、生活介護通所系では「障害者自立支援法施行以降」からが37.4%、と最

も多く、就労B型は、「障害者自立支援法施行以降」からが43.2%であった。

定員数に対する契約者数の割合では、生活介護全体では、100%以上が59.2%、80%未満は10.8%で、就労B型は、100%以上が57.3%、80%未満は20.4%であった。

●生活介護の定員数に対する1ヶ月ののべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日当たりの利用率／平成29年9月分）では、生活介護全体では100%以上が15.1%、80%未満が32.2%、就労B型では100%以上が17.7%、80%未満が49.8%であった。

●契約者数に対する自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者数の割合では、生活介護全体では「0%」が27.5%、「100%」が24.0%で、就労B型は、「0%」が37.4%、「100%」が22.7%であった。

●利用者の年齢では、生活介護全体では「18～64歳」が87.6%、「65歳以上」が11.8%で、「65歳以上」では、入所系は20.4%、通所系は4.7%であった。就労B型は、「18～64歳」が93.2%、「65歳以上」が6.3%であった。

●利用者の障害支援区分では、生活介護は、区分5以上の割合が、全体では66.4%、入所系では75.2%、通所系では59.1%であった。就労B型は、「区分なし」が47.9%で、区分5以上の割合は4.6%であった。

●利用者の手帳別所持者数では、生活介護全体では「療育」が79.4%、「身体」が36.4%、「精神」が4.0%で、就労B型は、「療育」が65.1%、「精神」が30.2%、「身体」が14.3%であった。

●送迎支援の送迎距離数（事業所で実施している送り、迎え含めた1週間の送迎支援全てののべ距離数）では、生活介護は、平均値は全体では546.4km、就労B型は、平均値は449.8kmであった。

●平成28年度の年間退所者数は、生活介護は、全体では1.6人で、退所者の退

所後の日中生活の場は、入所系では「死亡」が36.7%、通所系では「他の生活介護」が27.1%であった。就労B型は、平均値は2.4人で、退所者の退所後の日中生活の場は、「他の就労B型」が20.3%であった。

●平成28年度新規利用者は、生活介護は、有効回答数は全体では2,326人、入所系では627人、通所系では1,699人であった。平均値では、全体では2.1人であった。就労B型では、有効回答数は2,707人で、平均値は、3.1人であった。利用開始時の年齢では、生活介護は、平均値は全体では34.9歳で、最大値は88歳であった。就労B型では、平均値は37.9歳で、最大値は85歳であった。

●利用開始時の障害支援区分では、「区分6」が入所系では32.7%、通所系では27.7%、就労B型では、「区分なし」が64.1%で最も多かった。

●利用者の所持手帳では、「精神」が、生活介護全体では9.8%、就労B型では、41.2%で、利用者全体よりも高い割合であった。

●利用前の日中の場は、入所系では「在宅」が23.8%、通所系では「特別支援学校」が35.3%で、就労B型では、「在宅」が36.5%であった。

●事業運営で課題と感じていること（自由記述）では、生活介護は、「人材確保（支援員、看護師等の専門職）」「高齢の利用者の支援」「重度の利用者の支援」、就労B型では、「利用者の工賃」「生産活動（仕事の改善、仕事の確保、新規開拓等）」「利用者の確保」の回答数が多かった。

●就労B型の平成28年度の平均工賃（月額）では、「1万～1万5千円未満」が25.1%で最も多く、平均値は14,573円であった。1万円未満の割合は全体の32.1%であった。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、利用者像や実践内容に特徴のある事業所を訪問し、ヒアリング調査を行った。

対象事業所は、生活介護2事業所（障がい者支援施設陽風、障がい福祉サービス事業所大地）、就労B型1事業所（障害福祉サービス事業所みどりの家）であった。本調査では、主に送迎支援の距離数が大きく広範囲化している事業所を対象とし、実際の状況や地域との関係等について調査を行った。

D. 考察

1) 福祉的就労・日中活動サービスの時代背景についての考察：

●利用者が偏在する事業：現行の日中支援サービスの事業体系が開始された当初、措置施設における日中支援（通所あるいは入所施設における日中活動）の利用者数を概ね28.0万人、小規模作業所利用者数が8.0万人、障害者を対象としたデイサービス利用者が2.0万人で、合計38.0万人と見込まれていたが、2017年12月時点で、就労継続支援B型利用者数が236,487人、生活介護利用者数が276,345人（障害者支援施設の日中支援含む）である。就労継続支援B型と生活介護の2つの事業の利用者数が圧倒的多数であり、利用者のニーズに応えた、機能別の事業体系を目指してきたものの、事業別の利用者数の偏りは大きく、この傾向はさらに続くものと推測される。

●事業の目的にマッチした利用者：生活介護事業、就労継続支援B型ともに、現実には、各事業が想定する対象者像や目的とニーズがほぼ合致する障害者は、必ずしも大多数とは言えない。さらに2018年度の報酬改定により、就労継続支援B型と生活介護の間に存在する、それぞれの事業目的にマッチしない対象者が、さらに増える可能性が生じている。現在のサービス体系の企画が出来上がった2005年から既に12年以上が経過し、その間に、利用者数は2倍を遥かに超える数に増え、企画当時の利用者よりも、遥かに多い数の障害者が、日中支援の対象

になっている。その間、サービス体系全体について、様々な立場からの意見を集約し、新しい体系作りを目指した議論は骨格提言の一度だけであり、実際に日中支援サービス体系の改訂は行われていない。制度全体のグランドデザインを再度考える時期に来ていると思われる。

●労働者性の保障：障害者自立支援法施行後、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の成立など、障害者の権利利益をより尊重する時代に変化しており、1992年のILO159号批准、2008年の労働者性に関する留意事項、そして2011年の骨格提言において問題提起された、就労継続支援事業の労働者性に関して、障害者と他の者の平等を基礎とする今、再度議論する必要があると考えられる。実際に、多くの就労継続支援B型では、多様なニーズの障害者が通所しているため、生産活動のパフォーマンスに大きな幅が存在するものであるが、労働契約はなく、法律で保障されている労働者としての権利は持っていない。就労継続支援事業を含め、働くすべての障害者の就労の質を高めることが、より多くの障害者の労働者性の保障に結びつく戦略であることは間違いない。しかし、企業等における障害者雇用が大幅に拡大しており、法定雇用率も急激に上昇し始めている現在、また労働者性が担保される就労継続支援A型事業の利用者数も増えた現在、サービス体系としての就労支援の見直しを、労働者性をキーワードに再検討する時期に来ていると思われる。

●この12年の間に、民間企業等における障害者雇用の急激な拡大や高齢化など社会は大きく変化している。これにより、①日中支援を希望する障害者の増加に反して、支援を提供する支援者等の人材確保が難しくなっている、②都市部とは違い、人口縮小が顕著な地方では、通所圏内で生活する障害者が少なく、多機能型であっても最少人員数を確保する

ことが困難になっている。結果的に、事業所の送迎距離の過剰な延長、若年の障害者が高齢者施設等における基準該当事業所の利用が増加している。この12年で、日中支援サービスでは2倍を遥かに超える障害者が利用しており、この2つの事業を利用している障害者のニーズは、2005年の企画段階と大きく異なっていると推測される。さらに、この12年間に、障害者の権利利益を重視する社会に変化している。就労継続支援B型と生活介護の利用実態や利用者のニーズを詳細に調査し、日中支援の在り方について検証することが求められる。

2) 生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査：

●新規事業所の増加と利用状況：生活介護通所系、就労B型で、ここ数年で、新規で事業を開始したNPO法人や営利法人を運営主体とした事業所が増加していることがわかった。また、特に就労B型で、利用者数が定員に満たない事業所や、利用率が不安定な事業所が少なくなることが示された。

●利用者の高齢化：生活介護では65歳以上の利用者の割合が増えており、全体的に高齢化が進行していると言える。就労B型では、65歳以上の利用者が1人以上あった事業所は429事業所（47.2%）で、平成28年度新規利用者の利用開始時年齢は「40～50歳未満」が22.5%で最も多く、全体の23.8%が50歳以上であり、就労B型においても高齢の利用者の割合が高いことがわかった。

●重度、多様な障害の利用者：利用者の障害支援区分5以上の割合は、生活介護全体では66.4%であり、障害支援区分において重度化の傾向が見られており、就労B型では、障害支援区分5以上の重度の利用者が利用している事業所が全体の3割以上であり、行動障害等の支援が必要な利用者の利用も一定数あること

から、就労B型においても、重度の利用者の割合が低くないことが示された。また、平成28年度新規利用者の利用開始時の所持手帳「精神」の割合が、利用者全体の割合よりも多く、精神障害者に加えて発達障害者の利用が増加していることが推察された。

●工賃向上の課題:就労B型の平成28年度の平均工賃(月額)で、1万円未満の事業所の割合は全体の32.1%であり、工賃向上が就労B型事業所の重点課題となっているが、一方で、利用者の高齢化や送迎支援のニーズの対応、利用者確保等の課題を抱えている現状のなかで、その達成に困難さを抱えている事業所が多いことがうかがえた。また、就労支援を中心とした事業所の平均工賃は全体の平均工賃を上回り、障害支援区分が高い利用者や医療的ケアが必要な利用者等の重度障害者が利用している事業所の平均工賃は全体の平均工賃を下回る傾向が見られた。

●自法人内サービス等利用計画の作成:利用者のサービス等利用計画では、生活介護入所系では約30%、生活介護通所系、就労Bでは約22%が、自法人内の相談支援事業所で全利用者分作成し、特に生活介護入所系では約60%が利用者の約8割を自法人内の相談支援事業所で作成しており、利用者の権利擁護の観点からも課題となっていると言える。

●広範囲の送迎支援と地域性:送迎支援について、送迎距離数(事業所で実施している送り、迎えを含めた1週間の送迎支援全てのべ距離数)では、500km以上実施している事業所が生活介護、就労B型ともに約3割であり、都道府県別での割合においても、概ね、都市部よりも地方部の方が送迎距離数は長距離となっている傾向があり、広範囲の送迎支援を実施していることが示された。

●本研究でのアンケート調査結果より、利用者の高齢化や重度化、送迎支援の長距離化等、生活介護と就労B型で共通す

る課題があり、事業は違えども利用者の状態像や支援内容等が類似している状況があることがわかった。本調査の結果を踏まえて、生活介護、就労B型の現状の利用者像や支援内容等の特性に応じたものとして類型化を試みると、地域作業所型、重度重複支援型、行動障害支援型、就労機能重視型、地域継続支援型、となる。また、広範囲の送迎支援は、特に都市部よりも地方部において表面化しており、地域の社会資源の不足や、過疎地域、山間部、僻地等の地理的な要因が背景としてあることが推察された。

また、アンケート調査結果を踏まえた二次調査として実施したヒアリング調査では、生活介護2事業所(障がい者支援施設陽風、障がい福祉サービス事業所大地)、就労B型1事業所(障害福祉サービス事業所みどりの家)の訪問調査を実施した。調査を実施した3事業所はいずれも送迎支援の距離数が1週間2,000km以上であり、毎日長距離の送迎支援を行っており、支援員の負担や車両の維持費、燃料費等による経営面での影響が顕在化していた。背景として、地域の社会資源が不足しており、かなり広範囲に遠方の利用者を受けている実態があり、送迎支援の長距離化につながっていることがわかった。

さらに、調査・研究の結果等を踏まえて、生活介護事業ならびに就労継続支援B型事業の運営や支援の指標となるガイドラインの素案を検討し、作成した。作成にあたっては、アンケート調査の結果を参考に、研究検討委員会にて検討を行い、研究分担者、検討委員の意見等を踏まえて作成した。また、先行資料として、「放課後等デイサービス」のガイドラインを参考とし、さらに虐待・差別防止や意思決定支援等の権利擁護の観点を明記した。大項目として、「1. 総則」「2. 設置者・管理者向けガイドライン」「3. サービス管理責任者向けガイドライン」「4.

従業者向けガイドライン」とし、各項目に中項目、小項目を設定した。

【文献】

- 1) 厚生労働省：障害福祉サービスの内容 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html#5> (2018年4月1日閲覧)
- 2) 厚生労働省：平成28年社会福祉施設等調査の概況 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/16/index.html> (2018年4月1日閲覧)
- 3) 厚生労働省：障害福祉サービス等の利用状況について(平成28年4月～) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/toukei/index.html (2018年4月1日閲覧)
- 4) 遠藤浩：国立コロニー解説に至る道のり 国立のぞみの園10周年記念紀要 2014 p1-36.
- 5) 厚生労働省：今後の障害保健福祉施策について—改革のグランドデザイン案—(説明資料) 社会保障審議会障害者部会第18回資料 2004 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/s1012-4a.html> (2018年4月1日閲覧)
- 6) 厚生労働省：障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言—新法の制定を目指して— 2011 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf> (2018年4月1日閲覧)
- 7) 厚生労働省：授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について 2007 http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/307584/H190517_0517002.pdf (2018年4月1日閲覧)
- 8) 厚生労働省：就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について 2001 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/287084_52926395_misc.pdf (2018年4月1日閲覧)
- 9) 松井亮輔・岩田克彦編著：障害者の福祉的就労の現状と展望—働く権利の拡大に向け

て— 中央法規 2011

- 10) 厚生労働省：平成24年社会福祉施設等調査の概況 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/12/index.html> (2018年4月1日閲覧)
- 11) 日本知的障害者福祉協会：平成25年度全国生活介護事業実態調査報告 <http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/25seikatukaigo.pdf> (2018年4月1日閲覧)
- 12) 日本知的障害者福祉協会：平成26年度生活介護(通所型)実態調査報告 <http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/26seikailchosa.pdf> (2018年4月1日閲覧)

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(厚生労働科学特別研究事業)

研究課題名(課題番号)：障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究 (H29-特別-指定-011)
分担研究報告書

分担研究課題名：福祉的就労・日中活動サービスの時代背景についての考察

研究主任者：原田 将寿(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)
研究協力者：志賀 利一(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究の目的は、就労継続支援B型と生活介護の実態把握ならびにサービスの質の向上に向けての調査を行う際の基礎資料を作成するため、現在の日中活動支援の体系が整備された経過やその後の実態ならびに時代背景に関する資料を整理することである。障害者自立支援法と同時に、利用者のニーズを反映した機能別の体系に改定された日中支援事業はその後12年間変わっていない。その間に、①日中支援の利用者数は倍以上に増えている、②多様なニーズの障害者がこの2つの事業を利用している、③障害者の権利利益の擁護が重視される時代に変化している等の社会的背景の変化があり、新たなサービス体系検討に向けての実態調査が必要な時期に来ている。

A. 研究目的

就労継続支援B型と生活介護を中心に、現在の日中活動支援の体系が整備された経過やその後の実態ならびに時代背景に関する資料を整理することで、実態把握ならびにサービスの質の向上に向けての調査を行う際の基礎資料とする。

B. 研究方法

本研究は、文献ならびに厚生労働省等のウェブ・ページに記載されている資料の収集整理を中心とした文献研究である。

C. 研究結果

1. 2つの事業

1) 就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業とは、厚生労働省のウェブ・ページにおいて表1の通り記されている¹⁾。

2016年10月1日時点における事業所数は10,214(2016年9月に利用者がいた事業所は8,604)²⁾、利用者数は216,915人(2016年9

月時点の国保連データ)³⁾である^{※1)}。

2018年度の報酬改定において、就労継続支援B型事業については、表2のような改定が行われた。2017年度までは、工賃の多寡については、目標工賃達成加算と目標工賃達成指導員配置加算として評価してきた。しかし、2018年度からは、加算ではなくサービス費として、前年度の平均工賃月額をシンプルに7段階に分けており、工賃額に対するインセンティブがより高いものになっている。これが最も特徴的な変化である。また、就労移行体制加算も増額されている。

2) 生活介護事業

生活介護事業とは、厚生労働省のウェブ・ページにおいて以下の表3の通り記されている¹⁾。

2016年10月1日時点における、障害者支援施設の昼間実施の生活介護を除く事業所数は6,933(2016年9月に利用者がいた事業所

表 1. 就労継続支援 B 型事業とは

<p>就労継続支援 B 型（非雇用型）</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】</p> <p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された者</p> <p>(3) 上記に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者</p> <p>(4) 上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した者（平成 24 年度までの経過措置）</p>
--

表 2. 就労継続支援 B 型事業 2018 年度の報酬改定の特徴

(2018 年度改定)	(2015 年度改定)
<p>就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）職員配置比率 7.5:1</p> <p>(1) 定員 20 人以下</p> <p>平均工賃月額 4.5 万円以上 645 単位</p> <p>〃 月額 3 万円以上 4.5 万円未満 621 単位</p> <p>〃 月額 2.5 万円以上 3 万円未満 609 単位</p> <p>〃 月額 2 万円以上 2.5 万円未満 597 単位</p> <p>〃 月額 1 万円以上 2 万円未満 586 単位</p> <p>〃 月額 5 千円以上 1 万円未満 571 単位</p> <p>〃 月額 5 千円未満 562 単位</p>	<p>就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）職員配置比率 7.5:1</p> <p>(1) 定員 20 人以下 584 単位</p>
<p>就労移行体制加算（Ⅰ）職員配置比率 7.5:1</p> <p>(1) 定員 20 人以下 1 日につき 42 単位加算</p>	<p>就労移行体制加算</p> <p>1 日につき 13 単位加算</p>
	<p>目標工賃達成加算</p> <p>目標工賃達成加算（Ⅰ） 1 日につき 69 単位加算 前年度を上回り地域最賃の 1/2 以上</p> <p>目標工賃達成加算（Ⅱ） 1 日につき 59 単位加算 前年度を上回り地域最賃の 1/3 以上</p> <p>目標工賃達成加算（Ⅲ） 1 日につき 32 単位加算 前年度を上回り都道府県平均の 80%以上</p>
	<p>目標工賃達成指導員配置加算</p> <p>(1) 定員 20 人以下 1 日につき 89 単位加算</p>

は 5,724) であり、障害者支援施設等は 5,778 である²⁾。障害者支援施設の生活介護を含む利用者数は 270,959 人（2016 年 9 月時点の国保連データ／障害者支援施設の昼間実施の生活介護を含む³⁾）である³⁾。

2018 年度の報酬改定において、生活介護事業については、表 4 のような改定が行われた。特徴的な点は、65 歳を超えた障害者について、従来から利用してきた障害福祉サービスを継続して受けやすくすることを目的に共生型介護サービスを新設している（介護保険、障害福祉双方の基準を満たす事業所がⅠ型、介護保険のみを満たす事業所がⅡ型）。また、医療的ケア者受入のために看護職員 2 名以上配置を

評価する常勤看護職員等配置加算の拡張、四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練を評価するリハビリテーションの拡張と共に、これまで障害者支援施設、共同生活援助、短期入所といった夜間のサービス提供において加算を行ってきた重度障害者体制加算が新設されている。さらに、就労継続支援 B 型事業同様、就労移行体制加算も新設された。全体的に、医療的ケアやリハビリテーションを必要とする障害者、あるいは強度行動障害者等を受入、専門的な支援を行うことに対してインセンティブが働くような加算が設けられており、同時に就労による退所を評価する報酬体系に変わっている。

表 3. 生活介護事業とは

<p>生活介護</p> <p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>(2) 障害支援区分が区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上である者</p> <p>(3) 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2（障害者支援施設に入所する場合は区分 3）以上である者</p> <p>(4) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分 4（50 歳以上の者は区分 3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p> <p>[1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）</p> <p>[2] 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>[3] 平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</p> <p>[4] 新規の入所希望者（障害支援区分 1 以上の者）</p>
--

表 4. 生活介護事業 2018 年度の報酬改定の特徴

(2018 年度改定)	(2015 年度改定)																				
<p>生活介護サービス費</p> <p>(1) 定員 20 人以下</p> <table border="1"> <tr><td>区分 6</td><td>1,283 単位</td></tr> <tr><td>区分 5</td><td>963 単位</td></tr> <tr><td>区分 4</td><td>683 単位</td></tr> <tr><td>区分 3</td><td>613 単位</td></tr> <tr><td>区分 2 以下</td><td>586 単位</td></tr> </table>	区分 6	1,283 単位	区分 5	963 単位	区分 4	683 単位	区分 3	613 単位	区分 2 以下	586 単位	<p>生活介護サービス費</p> <p>(1) 定員 20 人以下</p> <table border="1"> <tr><td>区分 6</td><td>1,278 単位</td></tr> <tr><td>区分 5</td><td>959 単位</td></tr> <tr><td>区分 4</td><td>680 単位</td></tr> <tr><td>区分 3</td><td>610 単位</td></tr> <tr><td>区分 2 以下</td><td>559 単位</td></tr> </table>	区分 6	1,278 単位	区分 5	959 単位	区分 4	680 単位	区分 3	610 単位	区分 2 以下	559 単位
区分 6	1,283 単位																				
区分 5	963 単位																				
区分 4	683 単位																				
区分 3	613 単位																				
区分 2 以下	586 単位																				
区分 6	1,278 単位																				
区分 5	959 単位																				
区分 4	680 単位																				
区分 3	610 単位																				
区分 2 以下	559 単位																				
<p>共生型生活介護サービス費</p> <table border="1"> <tr><td>共生型生活介護サービス費（Ⅰ）</td><td>694 単位</td></tr> <tr><td>共生型生活介護サービス費（Ⅱ）</td><td>854 単位</td></tr> </table>	共生型生活介護サービス費（Ⅰ）	694 単位	共生型生活介護サービス費（Ⅱ）	854 単位																	
共生型生活介護サービス費（Ⅰ）	694 単位																				
共生型生活介護サービス費（Ⅱ）	854 単位																				
<p>常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）</p> <p>（定員 20 人以下）1 日につき 28 単位加算</p> <p>常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）</p> <p>（定員 20 人以下）1 日につき 56 単位加算</p>	<p>常勤看護職員等配置加算（定員 20 人以下）</p> <p>1 日につき 28 単位加算</p>																				
<p>リハビリテーション加算</p> <table border="1"> <tr><td>リハビリテーション加算（Ⅰ）1 日につき</td><td>48 単位</td></tr> <tr><td>リハビリテーション加算（Ⅱ）1 日につき</td><td>20 単位</td></tr> </table>	リハビリテーション加算（Ⅰ）1 日につき	48 単位	リハビリテーション加算（Ⅱ）1 日につき	20 単位	<p>リハビリテーション加算（※2012 年改定と同様）</p> <p>1 日につき 20 単位加算</p>																
リハビリテーション加算（Ⅰ）1 日につき	48 単位																				
リハビリテーション加算（Ⅱ）1 日につき	20 単位																				
<p>重度障害者体制加算</p> <table border="1"> <tr><td>体制を整えた場合</td><td>1 日につき 7 単位加算</td></tr> <tr><td>支援を行った場合</td><td>1 日につき 180 単位加算</td></tr> </table>	体制を整えた場合	1 日につき 7 単位加算	支援を行った場合	1 日につき 180 単位加算																	
体制を整えた場合	1 日につき 7 単位加算																				
支援を行った場合	1 日につき 180 単位加算																				
<p>就労移行体制加算（定員 20 人以下）</p> <p>1 日につき 42 単位加算</p>																					

3) 2つの事業の利用者数

就労継続支援 B 型と生活介護は、障害福祉サービスの日中支援（以下、障害者支援施設における昼間実施の生活介護も「日中支援」という用語に統一する）として最も利用者数の多い事業である。2017 年 12 月の国保連のデータ

では、就労継続支援 B 型利用者が 236,487 人、生活介護利用者が 276,345 人、合計 512,832 人である。同月の障害福祉サービスの全利用者数（実数）が 82.8 万人であることから、この 2つの事業の全サービスの利用者数の 62%を占めている。

2. 日中支援サービスの事業体系に関する歴史的経過

1) 措置から障害者自立支援法へ

2006年10月より施行された障害者自立支援法（以下、自立支援法と言う）により、この2つの日中支援事業は誕生している。

自立支援法に至る背景には、大きく2つの流れがあると考えられている。ひとつは、戦後に構築された社会福祉の在り方を大きく改革する、いわゆる社会福祉基礎構造改革である。間近に迫る高齢化社会に備え、1990年の社会福祉関係八法の改正により、在宅福祉、市町村がサービス主体、民間事業者の参加を認める等の方向性が定まり、2000年には介護保険が施行されている。もうひとつは、国際障害者年（1981年）以降、ノーマライゼーションの理念が普及・定着するに伴い、1989年にグループホーム事業が制度化されるなど、障害福祉の分野も次第に入所施設から地域生活への移行に必要な基盤整備が徐々に進展したことである⁴⁾。

2003年に、措置制度のサービス体系そのままに、利用契約を締結した支援費制度を経て、3年間という短期間のうちに自立支援法による新たなサービス体系が構築された^{※4)}。サービス体系の見直し方針として、2004年10月に開催された第18回社会保障審議会障害者部会において、下記の2点が示されている。

- ① 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題への対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行へ資する機能を強化するための事業を実施する
- ② 入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する

また、この会議の資料（以下、改革のグランドデザイン案と言う）には、具体的なサービス体系の見直し案が図1の通り提案されている⁵⁾。つまり、これまで多様な制度で展開してきた、身体障害・知的障害・精神障害といった

障害種別の施設施策をすべて統合化し、日中活動と住まいに分割し、利用者ニーズに合わせた機能別の事業単位にサービスをまとめている。この時点では、就労継続支援B型や生活介護という事業体系は存在しない。

第18回社会保障審議会障害者部会以降、当部会の議論や関係団体等との意見交換等、様々な調整が行われ、サービス体系は自立支援給付（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援事業に整理され、2005年10月に開催された第28回社会保障審議会障害福祉部会資料においては、概ね現在と同様の日中支援の体系が提案されている。自立支援法で採用されたサービス体系については、改革のグランドデザイン案と比較し、図2に示す。これにより、障害者の状態やニーズに応じた支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編されることになった。なお、改革のグランドデザイン案のサービス体系からの主な変更点は、要支援障害者雇用事業が、就労継続支援事業に変更となり、さらに施設に通う障害者と労働契約を行うことを前提とした雇用型と労働契約のない非雇用型の2つのタイプに別れた。そして、非雇用型の就労継続支援ができたため、生活福祉事業の機能は、生活介護と就労継続支援の両方が受け持つことになっている。このサービス体系は、就労継続支援については、A型（雇用型）とB型（非雇用型）に名称変更され、2006年10月より2012年3月までの経過措置期間を経て、現在に至るまで継続している。

2) 実現しなかった総合福祉部会の提言

社会保障審議会障害福祉部会に最初の案が出されてから現在（2018年4月）に至るまで、12年半、サービス体系の変更はない。しかし、2010年4月から2011年8月の間に開催された障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障害者自立支援法における日中活動のサービス体系を、シンプルに「就労支援」と「日中活動等支援」の2つに分離し、それぞれ障害者就労センター、デイアクティビティセンター事業の創設を求める結論の報告書が提出されている。また、このような大規模なサービス

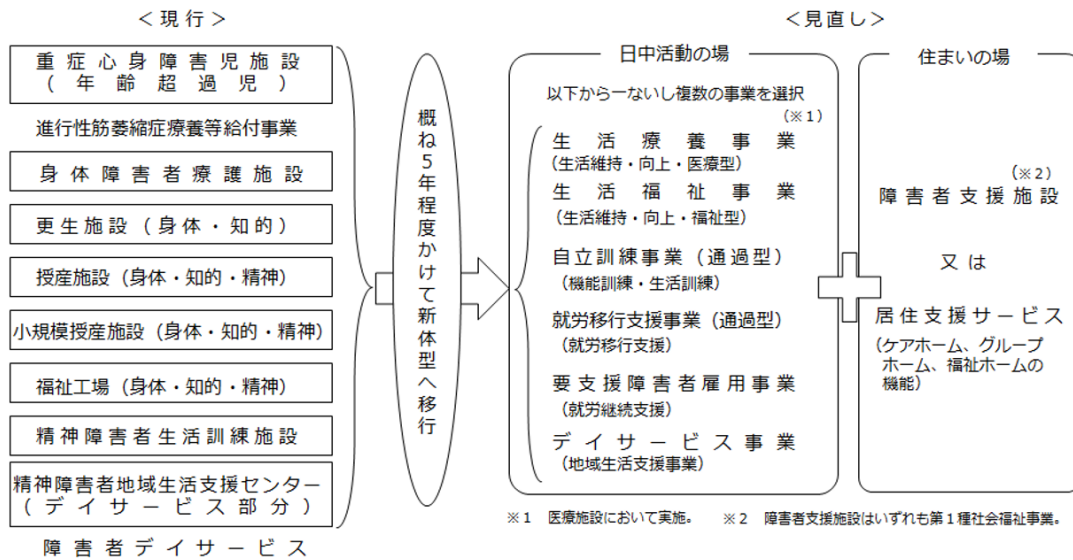


図1. 改革のグランドデザイン案 (2004年10月) におけるサービス体系の見直し案

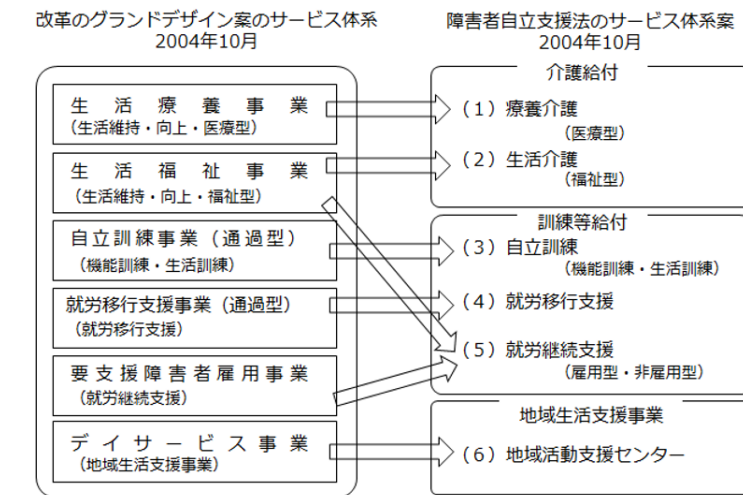


図2. 障害者自立支援法における新しいサービス体系案 (2005年10月)

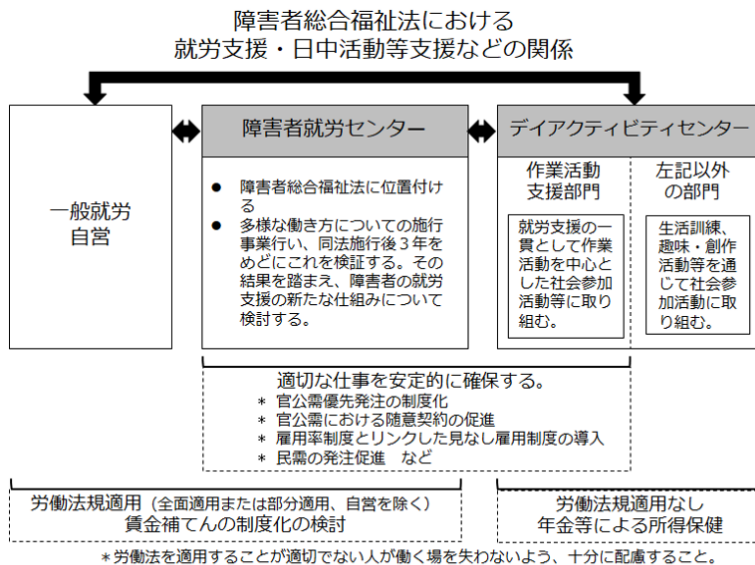


図3. 骨格提言における日中活動に関するサービス体系 (案)

体系への改革に際しては、モデル事例による先行事例の検証が必要だと記されている。障害者自立支援法から障害者総合支援法に改定

される際、この提言を受けた日中活動のサービス体系の見直しは実際には行われなかったが、図3に「障害者総合福祉法の骨格に関する

総合福祉部会の提言（以下、骨格提言と言う）」に記されている日中活動に関するサービス体系（案）を示す⁶⁾。

骨格提言に示されたサービス体系は、改革のグランドデザイン案同様、「就労」は利用者と事業所との労働契約が前提である。逆に、労働契約を行わない生産活動に従事する場合は、就労という用語を使わない。一方、「介護」という名称も消え、デイアクティビティセンターが、比較的広い範囲のニーズを受け止める事業として位置づけられている。ちなみに、本研究の対象である就労継続支援B型と生活介護は、概ねこのデイアクティビティセンターを指している（正確には、日中支援の自立訓練（生活訓練）がデイアクティビティセンターに含まれるが）。

3) 労働施策と福祉施策の分立

措置時代の授産施設や小規模作業所といった、いわゆる福祉的就労の場で働く障害者は、当初より「労働者」ではなく、労働法が適用されない「訓練生」と考えられてきた。つまり、労働基準法や最低賃金法等のいわゆる労働契約の対象外であった。一部、1972年創設の身体障害者福祉工場（知的障害者福祉工場は1985年から）は、事業所と利用者との間の労働契約が前提であった。「福祉的就労に労働者保護が無いことは人権上の問題である」と権利擁護の視点から福祉的就労の批判が登場したのは、日本がILO159号条約（職業リハビリテーションおよび雇用に関する条約）に批准した1992年前後からである。その後、障害者雇用促進法の複数回の改正により、企業等で障害者雇用数が順調に増え、さらに障害者自立支援法の施行後、就労継続支援A型利用者の数も急激に増え、労働契約を前提として働く障害者が飛躍的に増えているが、労働者保護のない就労の問題は未だ解決していない。

障害者自立支援法が施行された直後、神戸市内の知的障害者作業所が、最低賃金法と労働基準法に違反しているとして、神戸東労働基準監督署より改善指導を受けている^{*5)}。1951年に労働省労働基準局長から発出された「授産事業に対する労働基準法の適用除外について」（1951年10月25日基収第3821号）

に違反していると、労働基準監督署が判断したのである。これを受け、厚生労働省労働基準局長から全国の労働局長宛に2007年5月17日に「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」が発出されており⁷⁾、さらに2008年7月1日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長より「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」が一部改正され、都道府県障害保健福祉主管部（局）長宛に発出されている⁸⁾。後者の通知において、労働契約の無い利用者には生産活動に従事させる際の留意事項が以下の4点に明確にまとめられている。

- (ア) 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること
- (イ) 各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課さないものであること
- (ウ) 生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと
- (エ) 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと

労働施策と福祉施策の分立については、ILO第159号条約違反に関して「授産施設における障害者が行う作業を妥当な範囲で、労働法の適用範囲に収めることは、きわめて重要」と見解を示しており、この妥当な範囲については、障害者の就労や雇用等の正確な実態把握とともに、福祉と労働との総合的運用が期待されている⁹⁾。

4) 歴史経過の要旨

以上、社会福祉基礎構造改革以降の日中支援サービスの体系に関係する資料を駆け足で振り返った。要旨は、以下の3点にまとめられる。

- 戦後、社会福祉の発展に伴い、障害種別に複雑に分立してきた日中支援を、利用者ニーズに応じた、機能別のシンプルな体

- 系の確立を目指してきた
- 機能別の分類には、その境界の線引に難しさがあり、改革のグランドデザイン案、自立支援法の体系（現在の総合支援法の体系と同様）、骨格提言案それぞれ、異なる線引を行っている
- 就労については、利用者のニーズを中心とした機能だけでなく、障害者の権利擁護（労働者保護）の視点からも検討が必要である

D. 考察

1. 利用者が偏在する事業

現行の日中支援サービスの事業体系が開始された当初、措置施設における日中支援（通所あるいは入所施設における日中活動）の利用者数を概ね 28.0 万人、小規模作業所利用者数が 8.0 万人、障害者を対象としたデイサービス利用者が 2.0 万人で、合計 38.0 万人と見込まれていた。一方、2017 年 12 月時点で、就労継続支援 B 型利用者数が 236,487 人、生活介護利用者が 276,345 人（障害者支援施設の日中支援含む）である。これ以外の日中支援として、就労継続支援 A 型利用者数が 68,801 人、就労移行支援利用者数が 33,626 人（養成施設含む）、自立訓練（機能訓練・生活訓練含む）14,715 人あり、この 5 つの事業の利用者数合計は 629,974 人であり、2005 年度の推計数の 2.25 倍に増えている。そして、有期限利用が前提の就労移行支援や自立訓練、労働契約前提の就労

継続支援 A 型ではなく、就労継続支援 B 型と生活介護の 2 つの事業の利用者数が圧倒的多数であり、利用者のニーズに応えた、機能別の事業体系を目指してきたものの、事業別の利用者数の偏りは大きく、この傾向はさらに続くものと推測される。

2. 事業の目的にマッチした利用者

利用者のニーズに応えた、機能別の事業体系である以上、その事業にマッチした対象者像や事業が目指すべき目的を明確にする必要がある。生活介護事業は、常時介護を要する障害者を対象に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、ならびに創作的活動又は生産活動の機会を提供することで、身体機能又は生活能力の向上を目指すことを目的としている。介護という名称が含まれているが、いわゆる日常生活動作における身体介護が必要な障害者のみを対象としている訳ではない。しかし、例え生産活動に参加しているにしても、経済的自立へ向けての支援ではなく、身体機能又は生活能力の向上を目指すものと定めている。一方、就労継続支援 B 型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、生産活動その他の活動の機会を提供することにより、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的としている。1～2年の間に、企業等への雇用の実現は難しく、また労働契約を行

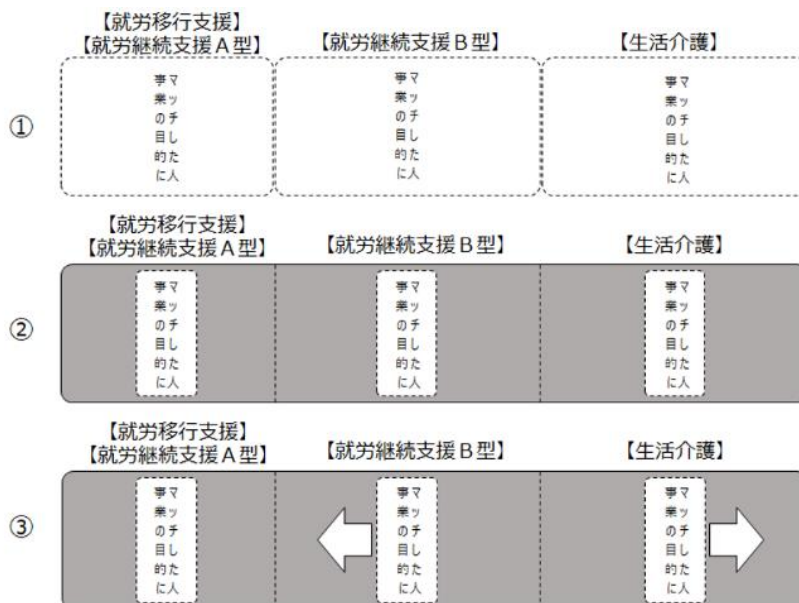


図 4. 各事業の目的や対象者像と実際の障害者のニーズとの関係を表す概念図

うA型の活躍も今すぐは難しいと判断された人を対象としているが、身体機能や生活能力の向上を目指す事業ではなく、あくまでも就労に必要な知識と能力の向上を追求する事業である。

実際に各事業を利用する障害者のニーズと、制度上の事業の対象者や目的との関係について、考えるツールとして図4を示す。図の①は、就労移行支援・就労継続支援A型と就労継続支援B型、そして生活介護の機能を、概ね社会参加の程度で単純な直線に表したものである(現実はこのような単純なものではない)。各事業が想定する対象者像や目的通り、実際の利用者が3つのタイプに別れば、制度と実際の障害者のニーズとに齟齬は生まれない。しかし、現実には、各事業が想定する対象者像や目的とニーズがほぼ合致する障害者は、必ずしも大多数とは言えない。もしかすると、②の様に、事業目的にマッチした利用者はわずかしかなかったり存在しないかも知れない。もし、現実が②に近い状況であったなら、ニーズと事業がマッチしない多くの利用者(②のグレーの部分)が、かなりの割合存在すると考えられる。そして、2018年度の報酬改定により、就労継続支援B型は、より高いパフォーマンスの生産活動に従事する利用者、つまり高い工賃を得る利用者になり得る訓練成果を強く求めている。また、生活介護は、医療的ケアやリハビリテーション、強度行動障害者支援等の、より専門性の高い支援の提供にインセンティブをもたせている。明らかに、図4の③の矢印方向の利用者像を重視していると考えられる。つまり、就労継続支援B型と生活介護の中間に存在する、それぞれの事業目的にマッチしない対象者が、さらに増える可能性が生じている。

障害者自立支援法が目指した、利用者ニーズに応じた、機能別のシンプルな体系の確立は、当時も今も理にかなった方向性である。しかし、現在のサービス体系の企画が出来上がった2005年から既に12年以上が経過している。その間に、利用者数は2倍を遥かに超える数に増えている。つまり、企画当時の利用者よりも、遥かに多い数の障害者が、日中支援の対象になっているのである。その間、事業体系毎に様々な調査研究が実施されており、それぞれより有

効な制度や運用方法について検討が行われ、改訂が何度か行われてきた。しかし、サービス体系全体について、様々な立場からの意見を集約し、新しい体系作りを目指した議論は骨格提言の一度だけであり、実際に日中支援サービス体系の改訂は行われていない。特に、現在50万人を超える利用者数が存在する、就労継続支援B型と生活介護の事業目的と実際の利用者のニーズとがどれくらいマッチしているのか、大規模な実態調査が待たれるところであり、制度全体のグランドデザインを再度考える時期に来ていると思われる。

3. 労働者性の保障

障害者自立支援法施行後、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の成立など、障害者の権利利益をより尊重する時代に変化している。1992年のIL0159号批准、2008年の労働者性に関する留意事項、そして2011年の骨格提言において問題提起された、就労継続支援事業の労働者性に関して、障害者と他の者の平等を基礎とする今、再度議論する必要があると考えられる。

例えば、労働契約のない、ある就労継続支援B型事業所において、平均工賃が月額3万円であったとする。そして、この事業所が一人ひとりの生産性が単純に数値化出来る生産活動のみを行っていたとする。そして、一人あたりの数値化された生産額は、数千円～十数万円の格差があったとする。実際に、多くの就労継続支援B型では、多様なニーズの障害者が通所しているため、生産活動のパフォーマンスに大きな幅が存在するものである(もちろん、生産活動を単純に数値化出来る事例は稀である)。もし、一人ひとりの生産額を工賃として支払った場合、もっとも高いパフォーマンスを示す利用者には、最低賃金を超える十数万円が支払われることになる。しかし、就労継続支援B型では、労働契約はなく、法律で保障されている労働者としての権利は持っていない。もし、一人ひとりの生産額ではなく、事業所全体の生産額をある程度平準化して、もっとも高いパフォーマンスを示す利用者に対して、3万円少々の工賃が支払われていたとしたなら、支援計画を早急に見直し、企業就労ないし就労継続支援A型への

移行を推奨すべきではないだろうか。就労継続支援事業を含め、働くすべての障害者の就労の質を高めることが、より多くの障害者の労働者性の保障に結びつく戦略であることは間違いない。しかし、企業等における障害者雇用が大幅に拡大しており、法定雇用率も急激に上昇し始めている現在、また労働者性が担保される就労継続支援A型事業の利用者数も増えた現在、サービス体系としての就労支援の見直しを、労働者性をキーワードに再検討する時期に来ていると思われる。

E. 結論

就労継続支援B型と生活介護は、2006年の障害者自立支援法により誕生したものであり、現在もこの日中支援のサービス体系は変わっていない。本稿では詳細に触れられなかったが、この12年の間に、社会は大きく変化している。例えば、民間企業等における障害者雇用が急激に拡大している。2005年に民間企業等で雇用されていた障害者は26.9万人であったが、2017年には49.6万人と2倍近くに増えており、内訳としても知的障害や精神障害の雇用件数が大きく伸びている。日中支援を考える上で、重要な変化である。また、この12年の間に、高齢化社会が一段と進んでいる。全人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、2005年で20.0%、2016年には27.3%に増えている。これにより、①日中支援を希望する障害者の増加に反して、支援を提供する支援者等の人材確保が難しくなっている、②都市部とは違い、人口縮小が顕著な地方では、通所圏内で生活する障害者が少なく、多機能型であっても最少人員数を確保することが困難になっている。結果的に、事業所の送迎距離の過剰な延長、若年の障害者が高齢者施設等における基準該当事業所の利用増加が増えている。

障害者自立支援法において、当時、障害種別に複雑に分立してきた日中支援を、利用者のニーズに応じた、機能別のシンプルな体系の確立を目指していた。その後、それぞれの事業については、様々な角度から調査ならびに関係団体からの意見を集約し、事業の在り方について修正している。しかし、日中支援のサービス体系について、包括的に見直し、変更することは無

かった。現在、就労継続支援B型と生活介護は、障害福祉サービスの日中支援として最も利用者数の多い事業である。利用者数は、50万人を超えており、すべての障害福祉サービス利用者の62%に相当する規模に成長している。そして、12年前に、利用者のニーズに応じた機能別事業体系を企画した当時と比較すると、2倍を遥かに超える障害者が利用している。当然、この2つの事業を利用している障害者のニーズは多様であり、2005年の企画段階と大きく異なっていると推測される。さらに、この12年間に、障害者の権利利益を重視する社会に変化している。就労継続支援B型と生活介護の利用実態や利用者のニーズを詳細に調査し、日中支援の在り方について検証することが求められる。

【資料】

- ※1 本稿執筆時点の最新の国保連データでは(2017年12月)、就労継続支援B型事業の利用者数は236,487人であり、2016年10月から14ヶ月で19,536人増加している。
- ※2 障害者支援施設等の数と同施設にける昼間実施の生活介護事業の数は、厳密には同一ではない。しかし、施設入所支援の入所利用基準からすると、概ね大多数が生活介護事業を実施していると推測できる。
- ※3 本稿執筆時点の最新の国保連データでは(2017年12月)、生活介護時用の利用者数は276,345であり、2016年10月から14ヶ月で5,386人増加している。
- ※4 支援費制度は、直後より、①想定を上回るサービス利用者数の増大と財源問題、②障害種別(身体障害・知的障害・精神障害等)による格差の拡大、③地域によりサービス水準の格差の拡大が生じ、改めて早急な制度改正が求められた。
- ※5 2007年4月19日の読売新聞地方版において、「2006年度、1,650万円の作業収入がありながら、工賃などに計約400万円しか充てておらず、「作業収入は必要経費を除き、全額を工賃に充てる」などとした労働法規の適用除外条件を逸脱

していたという。兵庫県の最低賃金は時給 683 円（当時）だが、同作業所は百数十円しか工賃を支払っていなかった。」と記されている。

8 年 4 月 1 日閲覧)

9) 松井亮輔・岩田克彦編著：障害者の福祉的就労の現状と展望－働く権利の拡大に向けて－ 中央法規 2011

【文献】

- 1) 厚生労働省：障害福祉サービスの内容 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html#5> (2018 年 4 月 1 日閲覧)
- 2) 厚生労働省：平成 28 年社会福祉施設等調査の概況 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/16/index.html> (2018 年 4 月 1 日閲覧)
- 3) 厚生労働省：障害福祉サービス等の利用状況について（平成 28 年 4 月～） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/toukei/index.html (2018 年 4 月 1 日閲覧)
- 4) 遠藤浩：国立コロニー解説に至る道のり 国立のぞみの園 10 周年記念紀要 2014 p1-36.
- 5) 厚生労働省：今後の障害保健福祉施策について－改革のグランドデザイン案－（説明資料）社会保障審議会障害者部会第 18 回資料 2004 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/s1012-4a.html> (2018 年 4 月 1 日閲覧)
- 6) 厚生労働省：障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－ 2011 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf> (2018 年 4 月 1 日閲覧)
- 7) 厚生労働省：授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第 9 条の適用について 2007 http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/307584/H190517_0517002.pdf (2018 年 4 月 1 日閲覧)
- 8) 厚生労働省：就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について 2001 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/287084_52926395_misc.pdf (201

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(厚生労働科学特別研究事業)

研究課題名(課題番号)：障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究 (H29-特別-指定-011)
分担研究報告書

分担研究課題名：生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査

主任研究者：原田将寿(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者：大村美保(筑波大学)
相馬大祐(福井県立大学)

研究協力者：志賀利一、古屋和彦、信原和典、岡田裕樹
(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、障害福祉サービスの日中活動において事業所数、利用者数ともに多くを占める生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所について、事業所の基本情報や利用者の状態像、サービス内容の実態等を把握し、現状と課題を明らかにすることを目的とした。調査は、全国の生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所 4,000 事業所を対象とした郵送式のアンケート調査にて行なった。

調査結果から、高齢や重度の利用者の支援、長距離の送迎支援等、生活介護事業所と就労継続支援B型事業所で共通する課題があり、利用者の状態像や支援内容等が類似している状況があることが示された。特に、就労継続支援B型事業所では、工賃向上が課題として直面しているが、その達成に困難さを抱えている事業所が多いことが示された。また、長距離、広範囲の送迎支援は、特に都市部よりも地方部において表面化しており、地域の社会資源の不足や、過疎地域、山間部、僻地等の地理的な要因が背景としてあることが推察された。

A. 研究目的

平成18年(2006年)4月の障害者自立支援法施行以後、障害福祉サービスを提供する事業所数ならびに利用者数は急激に増えており、中でも、通所による日中活動を提供する生活介護事業所、就労継続支援B型事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大している。平成24年(2012年)の調査¹⁾では、生活介護は5,538事業所、利用者数63,245人、就労継続支援B型は7,360事業所、利用者数77,546人であったが、平成28年(2016年)10月1日時点²⁾では、生活介護は6,933事業所、利用者19万4,246人、就労継続支援B型は10,214事業所、利用者25万2,597人となっており、これに障害者支援施設の生活介護、就労継続支

援B型を加えると、さらに生活介護は約1万事業所となると推察される。

一方で、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている両事業であるが、大規模な調査はこれまで十分に為されておらず、その実態は明らかにされていなかった。

本研究では、全国の生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所を対象としたアンケート調査を行い、両事業の利用者の状態像やサービス内容等の実態を調査し、その現状と課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、平成29年(2017年)に独立行政法人福祉医療機構情報システム(WAM NET)に

登録されていた生活介護事業所、就労継続支援B型事業所のなかからランダム抽出した4,000事業所（生活介護2,000事業所、就労継続支援B型2,000事業所）を対象に、平成29年10月10日～10月31日を調査期間として、郵送方式でのアンケート調査を行った。

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

調査内容は、基本情報（運営主体、定員数、契約者数、事業開始時期など）、利用者・支援の状況（利用者の年齢、障害支援区分、日中活動の内容、利用者の工賃、送迎支援、入浴支援、医療的ケア、年間退所者など）、平成28年度新規利用者（年齢、障害支援区分、利用経路、利用前の日中の場など）である。データは、平成29年(2017年)10月1日時点でのものとした。

結果として、2,037事業所より回答（回収率50.9%）を得た。そのうち、生活介護は1,128事業所（回収率56.4%）、就労継続支援B型は909事業所（回収率45.5%）であった。

なお、本研究において、障害者支援施設の生活介護を「入所系」、通所の生活介護を「通所系」と分類し、両者を総合して「全体」と表記した。生活介護入所系からの回答は274事業所、生活介護通所系からの回答は854事業所であった。

C. 研究結果

アンケート調査結果について、生活介護事業所（以下、生活介護）、就労継続支援B型事業所（以下、就労B型）いずれに共通する項目については共通項目としてまとめ、事業ごとの個別の項目については事業別項目として以下に表記した。

なお、アンケート調査の全結果については、資料として添付する。

1. 共通項目

①運営主体と事業開始時期

運営主体（図1）は、生活介護の全体では「社会福祉法人」が74.0%、「NPO法人」が14.5%、「営利法人（株式会社、合同会社等）」が7.4%であった。入所系では「社会福祉法人」

が98.5%と大半を占め、通所系では「社会福祉法人」が66.2%に対して、「NPO法人」が19.2%、「営利法人」が9.8%と入所系と比較して高い割合であった。

就労B型は、「社会福祉法人」が48.8%、「NPO法人」が34.3%、「営利法人」が10.5%であった。

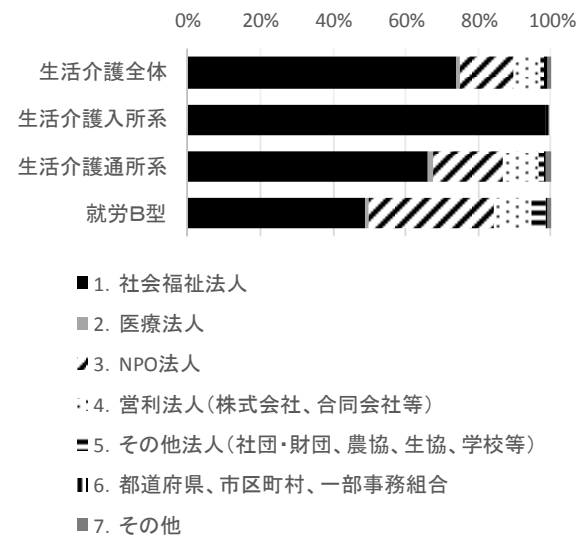


図1 運営主体の割合 (%)

事業の開始時期（図2）では、生活介護は、全体では「障害者自立支援法施行以降」からが38.8%であるが、入所系は「障害者自立支援法施行以前」からが50.4%、通所系では「障害者自立支援法施行以降」からが37.4%と最も多く、通所系では「平成25年4月以降」からが27.6%（入所系は4.7%）と高い割合であった。

就労B型事業は、「障害者自立支援法施行以降」からが43.2%で最も多く、「平成25年4月以降」からが28.4%、「障害者自立支援法施行以前」からが27.6%であった。

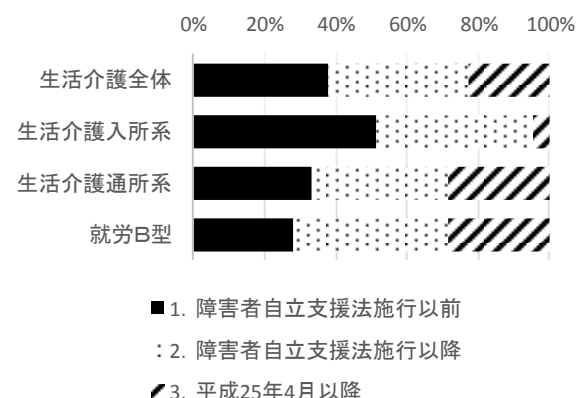


図2 事業の開始時期の割合 (%)

②契約者数と利用率

定員数に対する契約者数の割合（図3）では、生活介護は、100%以上が全体では59.2%、入所系では59.1%、通所系では61.4%であった。一方で、80%未満は全体では10.8%、入所系では3.3%、通所系では13.2%で、通所系の割合が比較的高かった。

就労B型は、100%以上が57.3%で、80%未満は20.4%であった。

生活介護の定員数に対する1ヶ月ののべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日当たりの利用率/平成29年9月分）（図4）では、100%以上が全体では15.1%、入所系では18.6%、通所系では13.9%であった。一方で、80%未満は全体では32.2%、入所系では12.8%、通所系では38.4%であった。

就労B型は、100%以上が17.7%で、80%未満が49.8%であった。

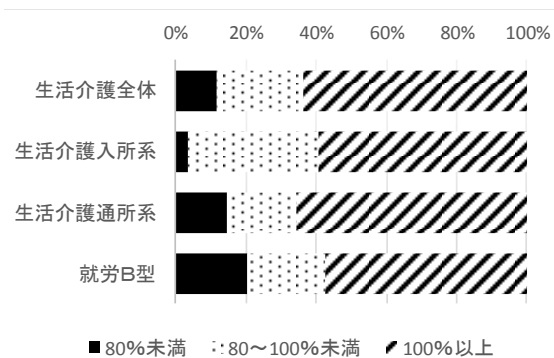


図3 定員数に対する契約者数の割合 (%)

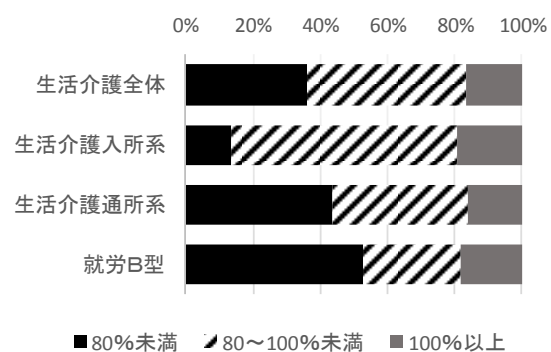


図4 1日あたりの利用率の割合 (平成29年9月分) (%)

③自法人内でのサービス等利用計画作成状況

契約者数に対する自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者数の割合（図5）では、生活介護は、全体では「0%」が27.5%、

「100%」が24.0%であった。入所系では、「100%」が29.2%と最も多く、80%以上では57.3%であった。通所系では、「0%」が30.7%と最も多く、80%以上では39.1%であった。

就労B型は、「0%」が37.4%、「100%」が22.7%で、80%以上では37.3%であった。

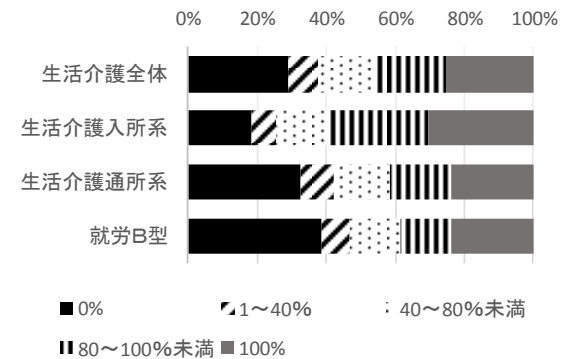


図5 自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者の割合 (%)

④利用者の年齢、障害支援区分、障害種別

利用者の年齢（図6）では、生活介護は、全体では「18~64歳」が87.6%、「65歳以上」が11.8%であった。「65歳以上」では、入所系は20.4%、通所系は4.7%で、入所系の高齢者の割合が高かった。

就労B型は、「18~64歳」が93.2%、「65歳以上」が6.3%であった。

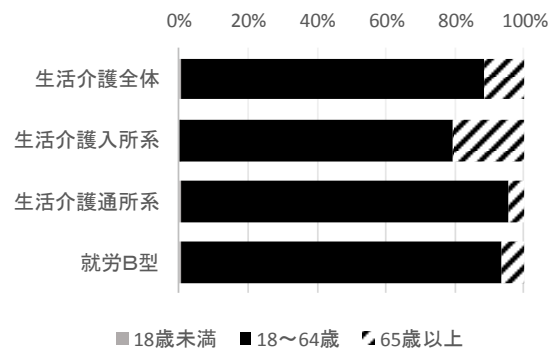


図6 利用者の年齢の割合 (%)

利用者の障害支援区分（図7）では、生活介護は、区分5以上（区分5と区分6）の割合が、全体では66.4%、入所系では75.2%、通所系では59.1%であった。

就労B型は、「区分なし」が47.9%で、「区分3」が16.7%、「区分2」が15.5%であった。

区分5以上（区分5と区分6）の割合は、4.6%であった。

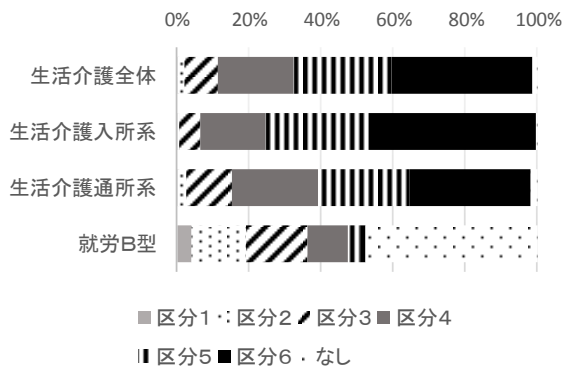


図7 利用者の障害支援区分の割合 (%)

利用者の手帳別所持者数（図8）では、生活介護は、全体では「療育」が79.4%、「身体」が36.4%、「精神」が4.0%であった。入所系、通所系いずれも「療育」が約80%と最も多く、「精神」は入所系が2.1%に対して通所系が5.5%で高い割合であった。

就労B型は、「療育」が65.1%、「精神」が30.2%、「身体」が14.3%、「なし」が3.5%であった。

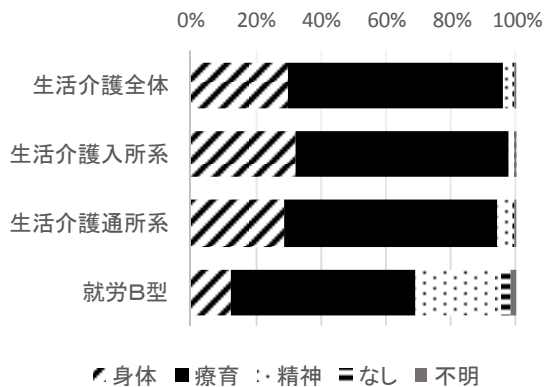


図8 利用者の手帳別所持者数の割合 (%)

⑤送迎支援

送迎支援の有無では、生活介護は、全体では「有り」が81.6%、「無し」が15.5%であった。「有り」は通所系が91.3%と高い割合であった。

就労B型は、「有り」が67.5%、「無し」が32.0%であった。

送迎距離数（事業所で実施している送り、迎え含めた1週間の送迎支援全てののべ距離

数）（図9）では、生活介護は、平均値は全体では544.0km、入所系では505.7km、通所系では551.2kmであった。500km以上の事業所の割合は、全体では37.7%、入所系では37.9%、通所系では37.7%であった。

就労B型は、平均値は449.8kmで、500km以上の事業所の割合は、29.8%であった。

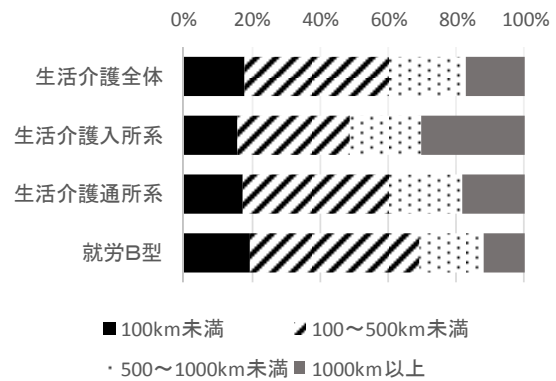


図9 送迎距離数数の割合 (%)

⑥医療的ケア

医療的ケアが必要な利用者の数は、生活介護は、利用者全体の7.8%で、入所系では6.3%、通所系では9.0%であった。支援別では、「たん吸引」が最も多く、次いで「胃ろう」「経管栄養」「導尿」であった。

就労B型は、医療的ケアが必要な利用者の数は、利用者全体の0.5%であった。支援別では、「インスリン注射」が最も多く、次いで「その他」「導尿」であった。

⑦平成28年度退所者

平成28年度の年間退所者数は、生活介護は、平均値は、全体では1.6人、入所系では2.5人、通所系では1.3人であった。退所者の退所後の日中生活の場は（図10）、入所系では「死亡」が36.7%、「入院（一般病院）」が14.2%、「入所（障害者支援施設）」が10.4%で、通所系では「他の生活介護」が27.1%、「入所（障害者支援施設）」が16.7%、「死亡」が12.9%であった。

就労B型は、平均値は2.4人であった。退所者の退所後の日中生活の場は（図11）、「他の就労B型」が20.3%で、「在宅」が18.7%、

「一般就労」が12.4%であった。就労支援系（一般就労、就労移行事業所、就労A型事業所）の合計の割合では、27.4%であった。

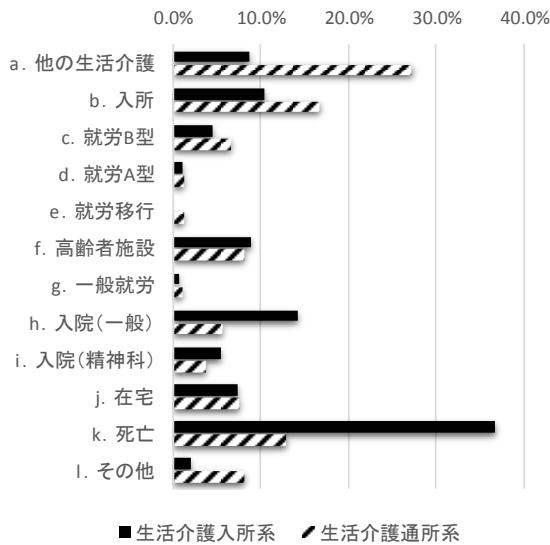


図10 退所後の日中生活の場の割合【生活介護】 (%)



図11 退所後の日中生活の場の割合【就労B型】 (%)

⑧平成28年度新規利用者

平成28年度新規利用者は、生活介護は、有効回答数は全体では2,326人、入所系では627人、通所系では1,699人であった。平均値では、全体では2.1人、入所系では2.4人、通所系では2.0人であった。就労B型では、有効回答数は2,707人であった。平均値は、3.1人であった。

利用開始時の年齢（図12）では、生活介護は、入所系では「40～50歳未満」「50～60歳未満」が21.1%、通所系では「18～20歳未満」が38.0%で最も多かった。50歳以上では、全体では25.3%、入所系では35.2%、通所系で

は21.6%で、65歳以上では、全体では2.8%、入所系では4.1%、通所系では2.2%であった。平均値は、全体では34.9歳、入所系では40.6歳、通所系では32.8歳で、入所系の方が年齢が高い傾向が見られた。また、最大値は、入所系では88歳、通所系では85歳であった。

就労B型では、「40～50歳未満」が22.5%で最も多く、次いで「20～30歳未満」「30～40歳未満」であった。50歳以上では、23.8%、65歳以上では3.3%であった。平均値は37.9歳で、最大値は85歳であった。

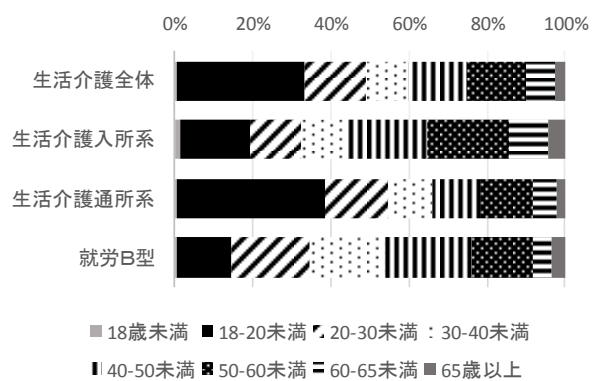


図12 平成28年度新規利用者の利用開始時年齢の割合 (%)

利用開始時の障害支援区分（図13）では、「区分6」が入所系では32.7%、通所系では27.7%で最も多かった。区分5以上（区分5、区分6）の割合では、全体では52.1%、入所系では58.7%、通所系では49.7%であった。

就労B型では、「区分なし」が64.1%で、「区分2」が10.8%、「区分3」が10.3%であった。区分5以上（区分5、区分6）の割合は、2.4%であった。

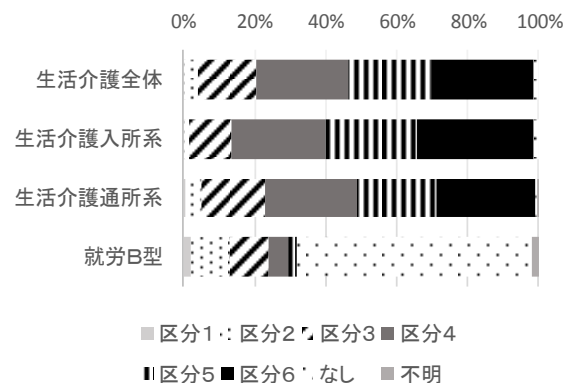


図13 平成28年度新規利用者の利用開始時障害支援区分の割合 (%)

利用者の所持手帳（図 14）では、生活介護は、入所系では「療育」が 63.5%、「身体」が 46.9%、通所系では「療育」が 68.6%、「身体」が 36.8%であった。「精神」が、全体では 9.8%、入所系では 7.2%、通所系では 10.8%で、先述の利用者全体の「精神」手帳所持者数の割合と比較すると高い割合であった。

就労B型では、「療育」が 41.4%、「精神」が 41.2%、「身体」が 10.4%、「なし」が 7.7%であった。

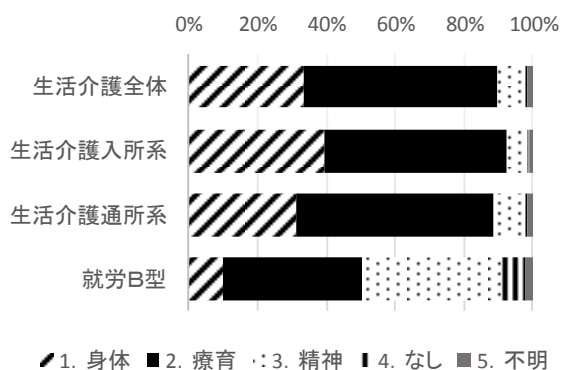


図 14 平成 28 年度新規利用者の利用開始時所持手帳の割合 (%)

利用前の日中の場は（図 15）、入所系では「在宅」が 23.8%、「他の生活介護」が 19.1%、「特別支援学校」が 15.3%で、通所系では「特別支援学校」が 35.3%、「他の生活介護」が 21.5%、「在宅」が 17.7%であった。入所系では「入院（一般）」が 9.4%、「入院（精神科）」が 8.3%で、通所系と比較して高い割合であった。

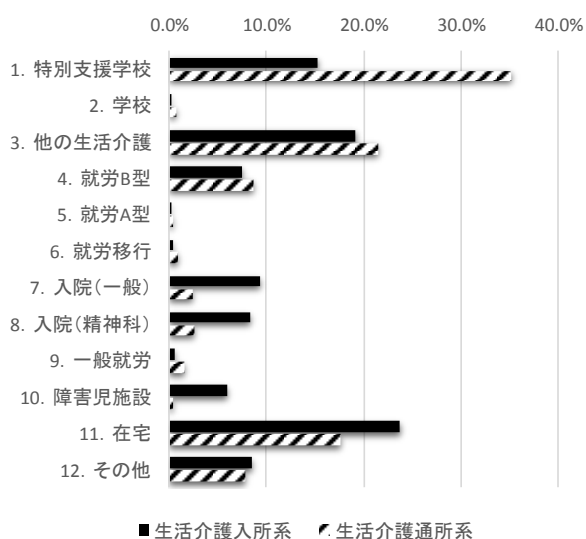


図 15 平成 28 年度新規利用者の利用前の日中の場の割合【生活介護】 (%)

就労B型では、「在宅」が 36.5%、「他の就労B型」が 17.6%、「特別支援学校」が 11.7%であった（図 15）。「入院（精神科）」が 5.5%で、就労支援系（一般就労、就労移行事業所、就労A型事業所）の合計の割合は 14.1%であった。

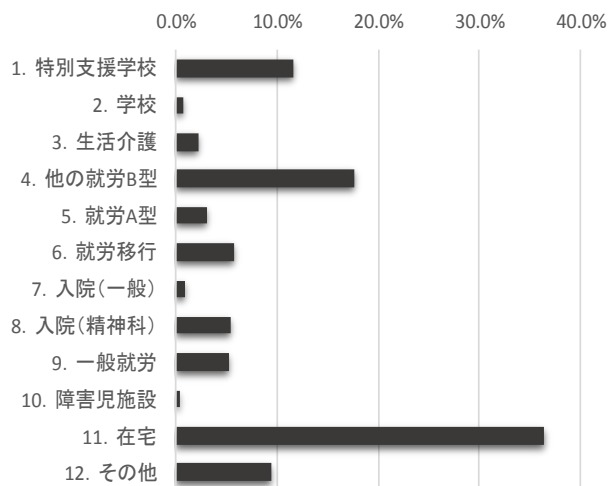


図 16 平成 28 年度新規利用者の利用前の日中の場の割合【就労B型】 (%)

⑨事業運営の課題

事業運営で課題と感じていること（自由記述）では、生活介護は、「利用者支援」に関する回答が最も多かった。具体的な内容では、「人材確保（支援員、看護師等の専門職）」が最も多く、「高齢の利用者の支援」「職員の専門性（人材育成、研修等）」「建物、設備等」「重度の利用者の支援」「送迎支援」「医療的ケア」「生産活動（工賃、内容等）」「個別支援」「行動障害の支援」「利用者の確保」等の回答数が多かった。

就労B型では、「利用者支援」に関する回答が最も多かった。具体的な内容では、「利用者の工賃」が最も多く、「生産活動（仕事の改善、仕事の確保、新規開拓等）」「利用者の確保」「高齢の利用者の支援」「人材確保（支援員、職人等）」「利用者の利用の安定」「多様な利用者像（精神、発達、軽度の知的等）」等の回答数が多かった。

2. 事業別項目

①日中活動、生産活動（生活介護）

生活介護の日中活動の内容では、「余暇活動」「外出」「創作活動」の割合が高く、「生産活動」は全体では64.5%であった。そのうち、生産活動の内容(図17)では、全体では「軽作業」が66.0%で最も多く、次いで「リサイクル」「農業・畜産」「販売」「清掃」であった。

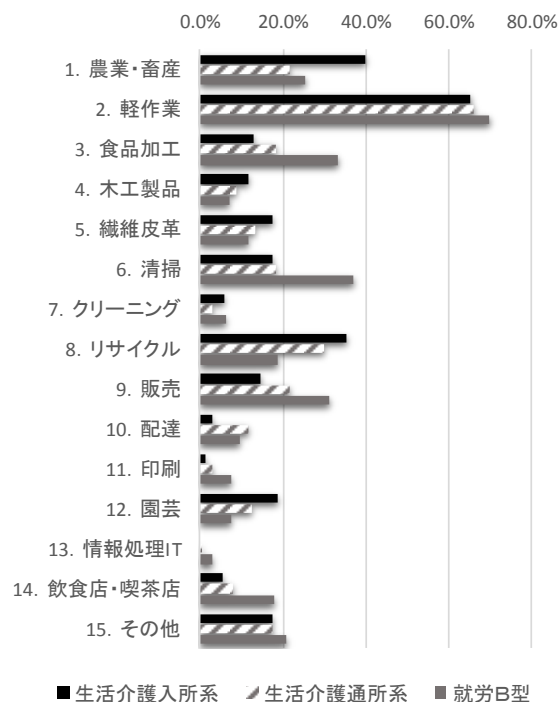


図17 生産活動の内容の割合 (%)

利用者の工賃の有無では、全体では「有り」が85.6%、「無し」が14.0%であった。「有り」は、通所系が89.2%（入所系は73.5%）で高い割合であった。2014年の調査³⁾では、「有り」が通所系が78.0%、入所系が42.9%であった。

契約者数に対する年間工賃支払総額を12で除した割合(1か月あたりの平均工賃)(図18)では、5,000円未満が全体では35.7%、入所系では53.6%、通所系では31.2%であった。2014年の調査³⁾では、入所系では67.0%、通所系では57.2%であった。

②生産活動、工賃(就労B型)

就労B型の、生産活動の内容(図17)では、「軽作業」が69.9%で最も多く、次いで「清掃」「食品加工」「販売」「農業・畜産」であった。年間工賃支払総額では、「100万～500万

円未満」が36.0%で最も多く、平均値は388万9168円であった。

平成28年度の利用者の平均工賃(月額)では(図19)、「1万～1万5千円未満」が25.1%で最も多く、平均値は14,573円であった。1万円未満の割合は全体の32.1%であった。目標工賃達成加算の有無では、「無し」が56.3%で、「有り」が41.7%であった。

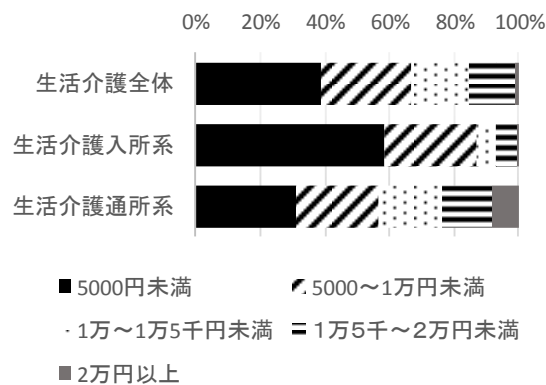


図18 利用者の平均工賃(月額)の割合【生活介護】 (%)

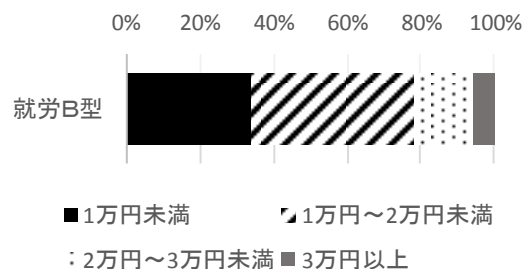


図19 利用者の平均工賃(月額)の割合【就労B型】 (%)

D. 考察

1. 新規事業所の増加と利用状況

運営主体では、生活介護通所系、就労B型で「NPO法人」「営利法人」の割合が高かった。また、事業開始時期では、「平成25年4月以降」からの事業所の割合がいずれも25%を超えて高かった。平成25年(2013年)では、生活介護通所系では「NPO法人」が15.6%、「営利法人」が8.0%であり、また、就労B型では、「NPO法人」が31.5%、「営利法人」が5.7%であった³⁾。ここ数年で、新規で事業を開始したNPO法人や営利法人を運営主体

とした事業所が増加していることがわかった。

本調査の「事業運営で課題と感じていること（自由記述）」では、「利用者の確保」の回答数が多数あがっており、特に就労B型で顕著であった。定員数に対する1ヶ月ののべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日当たりの利用率／平成29年9月分）では、80%に満たない事業所が、生活介護通所系では38.4%、就労B型では49.8%であった。事業所の増加に伴い、利用者数が定員に満たない事業所や、利用率が不安定な事業所が少なくないことが示された。

平成28年度年間退所者と平成28年度新規利用者を比較すると、生活介護通所系では、退所後の日中生活の場では「他の生活介護」が27.1%で、新規利用者の利用前の日中の場では「他の生活介護」が21.5%であった。就労B型では、退所後の日中生活の場では「他の就労B型」が20.3%で、新規利用者の利用前の日中の場では「他の就労B型」が17.6%であった。いずれも、同じ生活介護、就労B型の事業所間での入退所が多いことが示された。また、平成28年度新規利用者の「並行して利用するサービス」では、並行して別の生活介護事業所、就労B型事業所を利用する利用者があるという回答があり、複数の事業所を利用する利用者が増えていることが推察された。

2. 利用者の高齢化

生活介護、就労B型ともに、「事業運営で課題と感じていること（自由記述）」で「高齢の利用者の支援」が上位であった。

65歳以上の利用者の割合は、生活介護全体では11.8%、入所系は20.4%、通所系は4.7%であった。平成25年（2013年）では、65歳以上の利用者の割合が全体では10.9%、入所系では14.4%、通所系では2.7%であった³⁾。いずれも65歳以上の利用者の割合が高くなっており、全体的に高齢化が進行していると言える。

就労B型では、65歳以上の利用者の割合は6.3%であった。65歳以上の利用者が1人以上

あった事業所は429事業所（47.2%）、2人以上あった事業所は264事業所（29.0%）であった。生活介護通所系では、65歳以上の利用者が1人以上あった事業所は299事業所（35.0%）、2人以上あった事業所は169事業所（19.8%）であった。また、就労B型の平成28年度新規利用者の利用開始時年齢は「40～50歳未満」が22.5%で最も多く、全体の23.8%が50歳以上であった。以上の結果から、就労B型においても高齢の利用者の割合が高いことがわかった。

3. 重度、多様な障害の利用者

「事業運営で課題と感じていること（自由記述）」で、特に生活介護で「重度の利用者の支援」が上位であった。平成28年度新規利用者の「利用にあたって事業所で行う支援」では、生活介護全体では、「身体介助」が48.4%、「行動障害の支援」が22.9%、「医療的ケア」が14.8%であった。

利用者の障害支援区分5以上（区分5と区分6）の割合は、生活介護全体では66.4%、生活介護入所系では75.2%、生活介護通所系では59.1%であった。平成25年（2013年）では、生活介護全体では58.8%、生活介護入所系では64.1%、生活介護通所系では46.3%であった³⁾。生活介護では、障害支援区分において重度化の傾向が見られた。

また、医療的ケアが必要な利用者が1人以上いる事業所は、生活介護では415事業所（全体の36.8%）であり、生活介護事業所では医療的ケアが必要な重症心身障害者や重度重複の利用者が利用する事業所の割合が高かった。

就労B型では、障害支援区分5以上の利用者の割合は、4.6%であった。障害支援区分5以上の利用者が1人以上あった事業所は328事業所（36.0%）、2人以上あった事業所は190事業所（20.9%）であった。また、平成28年度新規利用者の「利用にあたって事業所で行う支援」では、「行動障害の支援」が2.8%、「身体介助」が1.7%であった。障害支援区分が5以上の重度の利用者が利用している事業所が全体の3割以上であり、行動障害等の支

援が必要な利用者の利用も一定数あることから、就労B型においても、重度の利用者の割合が低いことが示された。

利用者の障害について、「事業運営で課題と感じていること（自由記述）」で、「多様な利用者像（精神、発達、軽度の知的等）」が多数あげられていた。利用者の手帳別所持者数では、「精神」が生活介護全体で4.0%であった。平成25年（2013年）では、「精神」は全体の1.5%であり³⁾、その割合が増えていることが示唆された。また、生活介護、就労B型ともに、平成28年度新規利用者の利用開始時の所持手帳「精神」の割合が、利用者全体の割合よりも多く、「精神」手帳所持者の利用が増加していることがうかがえた。これには、精神障害者に加えて、発達障害者の利用が増えていることが推察された。

4. 工賃向上の課題

就労B型の目標工賃達成加算の有無では、「無し」が56.3%で「有り」を上回っており、また、平成28年度の平均工賃（月額）では、1万円未満の事業所の割合は全体の32.1%であった。「事業運営で課題と感じていること（自由記述）」の回答においても「利用者の工賃」が顕著であり、就労B型事業所の重点課題となっているが、一方で、利用者の高齢化や送迎支援のニーズの対応、利用者確保等の課題を抱えている現状のなかで、その達成に困難さを抱えている事業所が多いことがうかがえた。

就労との関係では、平成28年度年間退所者のうち「一般就労」が1人以上あった事業所は195事業所（21.5%）、2人以上あった事業所は53事業所（5.8%）で、最大値は4人であった。これらの工賃との関係では、1人以上あった事業所では平均工賃（月額）が15,839円、2人以上あった事業所では17,125円であった。

また、平成28年度年間退所者のうち、退所後に就労支援系（一般就労、就労移行事業所、就労A型事業所）に移行した利用者が1人以上あった事業所は229事業所（25.2%）、2人

以上あった事業所は145事業所（16.0%）で、最大値は9人であった。これらの工賃との関係では、1人以上あった事業所では、平均工賃（月額）が15,193円、2人以上あった事業所では15,157円であった。全体の平均工賃14,573円と比較すると、一般就労2人以上あった事業所の平均工賃が高いことが示された。

一方で、障害支援区分5以上の利用者が2人以上あった190事業所の平均工賃（月額）は13,886円であった。また、医療的ケアが必要な利用者が1人以上あった50事業所の平均工賃（月額）は13,312円であった。

本調査では、就労支援を中心とした事業所の平均工賃は全体の平均工賃を上回り、障害支援区分が高い利用者や医療的ケアが必要な利用者等の重度障害者が利用している事業所の平均工賃は全体の平均工賃を下回る傾向が見られた。

5. 自法人内サービス等利用計画の作成

利用者のサービス等利用計画では、生活介護入所系では約30%、生活介護通所系、就労Bでは約22%が、自法人内の相談支援事業所で全利用者分作成していた。特に生活介護入所系では約60%が利用者の約8割を自法人内の相談支援事業所で作成しており、利用者の権利擁護の観点からも課題となっていると言える。

平成28年度新規利用者の利用経路では、「相談支援員」が生活介護では40.4%、就労B型では41.7%といずれも最も多かった。サービス等利用計画も含めて、生活介護、就労B型ともに相談支援事業所との関わりが重要となっている。

6. 広範囲の送迎支援と地域性

送迎支援について、生活介護では81.6%、就労B型では67.5%で実施しており、送迎支援のニーズが非常に高いことが示された。

また、送迎距離数（事業所で実施している送り、迎えを含めた1週間の送迎支援全てのべ距離数）では、500km以上実施している事業所が生活介護、就労B型ともに約3割であ

った。これを地域別で見ると、都道府県別の送迎距離数 500km 以上実施している事業所の割合（生活介護、就労B型合計）では、上位は、岩手県（70.4%）、香川県（69.2%）、滋賀県（60.0%）、石川県（58.3%）、鹿児島県（56.7%）で、東京都は 26.6%、大阪府は 22.0%であった。概ね、都市部よりも地方部の方が送迎距離数は長距離となっている傾向があり、広範囲の送迎支援を実施していることが示された。

また、本調査では基準該当障害福祉サービスによる生活介護事業所 72 事業所から回答があった。都道府県別の回答数では、秋田県、新潟県が 8 事業所、宮城県、長野県、愛知県が 4 事業所、北海道、鳥取県、広島県が 3 事業所であり、特に東北地方が 6 県で 17 事業所と多かった。本調査は全国の事業所からランダム抽出した事業所を対象としているため、その数や実態の正確な把握には至っていないが、社会資源が少ない地域において、基準該当障害福祉サービスによる生活介護事業を行なっている高齢者施設が存在することがわかった。

E. 結論

本研究でのアンケート調査結果より、利用者の高齢化や重度化、広範囲の送迎支援等、生活介護と就労B型で共通する課題があり、さらに、「事業運営で課題と感じている事（自由記述）」では、「支援者（専門職）の人材不足」が共通して上位にあがっており、事業は違えども利用者の状態像や支援内容等が類似している状況があることがわかった。

そういった現状のなかで、就労B型の工賃は、約 30%が 1 万円未満であり、工賃向上が課題として直面している事業所が多いが、一方で、高齢化、重度化等が進んでいる現状の利用者像から、その達成に困難さを抱えている事業所が多いことがうかがえた。

障害者自立支援法施行後 12 年を経て障害者を取り巻く環境は大きく変化し、特に生活介護、就労B型では、高齢利用者、重度の利用者等への対応が役割となっており、制度施行

当初の状況とは異なる現状があることが本調査において示された。本調査より、①生活介護、就労B型の事業の枠に拘わらず、その利用者像や事業内容等が共通した、従来の地域作業所に類似した事業所が多く存在していることが示され、また、生活介護で特徴的なのは、②医療的ケアを含む重症心身障害や重複障害者等の重度の利用者を支える事業所や、③強度行動障害等の利用者を支える事業所であり、就労B型で特徴的なのは、④就労への移行や高工賃の保障等に特化した就労機能を重視した事業所や、⑤社会参加から孤立しがちで引きこもりリスクのある多様な利用者像を総合的にサポートする事業所であった。これらの生活介護、就労B型の現状の利用者像や支援内容等の特性に応じたものとして類型化を試みると、①は地域作業所型、②は重度重複支援型、③は行動障害支援型、④は就労機能重視型、⑤は地域継続支援型、となる。

また、広範囲の送迎支援においては、特に都市部よりも地方部において表面化しており、経営面や日中支援にも影響が出ていることが推察された。これには、地域の社会資源の不足や、過疎地域、山間部、僻地等の地理的な要因が背景としてあることが推察され、地域の特性を含めた実態把握が重要である。

【文献】

- 1) 厚生労働省：平成 24 年社会福祉施設等調査の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/12/index.html>
(2018 年 3 月 1 日閲覧)
- 2) 厚生労働省：平成 28 年社会福祉施設等調査の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/16/index.html>
(2018 年 3 月 1 日閲覧)
- 3) 日本知的障害者福祉協会：平成 25 年度全国生活介護事業実態調査報告
<http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/25se>

ikatukaigo.pdf

(2018年3月1日閲覧)

4) 日本知的障害者福祉協会：平成26年度生活
介護（通所型）実態調査報告

<http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/26se>

ikailchosa.pdf

(2018年3月1日閲覧)

G. 研究発表

特になし

1. 学会発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

別添5

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍 特になし

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌 特になし

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

ヒアリング調査（アンケート調査結果を踏まえた二次調査）

1. 研究目的

平成 29 年 10 月に実施した、全国の生活介護事業所ならびに就労継続支援 B 型事業所を対象としたアンケート調査により、生活介護事業所ならびに就労継続支援 B 型事業所の利用者やサービス内容等の現状や課題等が把握できた。なかでも、送迎支援において、両事業ともに利用者のニーズが高く、多くの事業所が長距離の支援を行っている実態が明らかになった。本調査では、主に送迎支援の距離数が大きく広範囲化している事業所を対象とし、実際の状況や地域との関係等について調査を行うことを目的とした。

2. 研究方法

■調査方法：訪問によるヒアリング調査

■対象事業所：

生活介護事業所：2 事業所

- ・障がい者支援施設陽風（北海道夕張郡長沼町）
- ・障がい福祉サービス事業所大地（福岡県福岡市博多区）

就労継続支援 B 型事業所：1 事業所

- ・障害福祉サービス事業所みどりの家（新潟県村上市）

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

3. 研究結果、考察等

調査を実施した 3 事業所はいずれも送迎支援の 1 週間のおよび距離数が 2,000km 以上であり、毎日長距離の送迎支援を行っており、支援員の負担や車両の維持費、燃料費等による経営面での影響が顕在化していた。背景として、地域の社会資源が不足しており、かなり広範囲に遠方の利用者を受けている実態があり、送迎支援の長距離化につながっていることがうかがえた。

ヒアリング調査報告

事業所名	障がい者支援施設陽風	法人名	社会福祉法人長沼陽風会
開設年	昭和 54 年 (1979 年)	定員数	生活介護 36 名
所在地	北海道夕張郡長沼町東 5 線南 4		
訪問	訪問日：平成 30 年 3 月 19 日 訪問者：信原和典、岡田裕樹		

1. 事業所の概要

昭和 54 年（1979 年）、定員 40 名の入所更生施設長沼陽風学園として開設。平成 20 年 9 月より、障がい者支援施設陽風と名称変更。法人内に生活介護事業所が 5 事業所あり、入所がある本体施設には、「障がい者支援施設陽風（定員 36 名）」と、通所事業所である「障がい者支援センターさぼーと陽風（定員 23 名）」の 2 事業所がある。その他、就労 B 型、就労 A 型、グループホーム、相談支援等様々な事業を行なっている。



2. 利用者の状況

利用者の障害種別は知的障害が多く、障害支援区分の平均は 5.1、平均年齢は 45.9 歳。利用者像は多様で、日中活動が中心の利用者や生産活動が中心の利用者がおり、それぞれに適したグループや日中プログラムによって支援がされている。医療的ケアが必要で長期入院となっている利用者や、矯正施設退所後に利用している利用者等もいるとのことだった。

3. 活動内容

利用者の状況や希望に沿って、5 つのグループで活動している。

- ①らいふ班：高齢利用者や全介助が必要な最重度の利用者、重度重複の利用者等を支援するグループ
- ②えぶり班：重度重複の利用者を対象とし、日中活動と、週 3 日作業活動を行なっている。
- ③あくてい班：作業活動中心で、蜂蜜の製造販売等を行なっている。
- ④さぶこん班：下請け作業や廃棄物運搬等の作業を行なっている。
- ⑤たまねぎ班：玉葱の皮むき作業や野菜の加工等の作業を行なっている。



利用者の障害や健康状況、作業能力等多様なニーズに応えた支援が為されており、平成 28 年度の平均工賃では、たまねぎ班は 21,811 円、あくてい班では 20,264 円と高い工賃も保障されていた。

また、オンブスマン活動を先駆的に行なっており、利用者の権利を保障する実践を重点的に行なっている。



4. 送迎支援の状況

アンケート調査の回答では、1 週間ののべ送迎距離数は約 2,500km であった。法人内の生活介護事業所全体の送迎を回っており、現在送迎支援は朝は毎日 9 コースで、片道 30km 以上のコースがある。範囲も広く、札幌市や恵庭市まで支援をしている。バスを使って通所できる利用者もいるが、地理的な特性として気温が低く降雪や強風等あるため、送迎支援が必要になっている。車両の維持が大変で、毎日長距離の使用のため 3 年ほどで廃車となってしまう、「ガソリン代で職員 3 人雇える」ほど燃料費がかかっているとのことだった。

5. 地域の状況

長沼町は、人口約 1 万 1000 人で、北広島市、千歳市等に隣接している。障害福祉の社会資源は乏しく、特に周辺の栗山町や由仁町などの地域は顕著なため、陽風が周辺地域の利用者の受け皿となっている。また、都市部である札幌市からも利用希望者があり、送迎支援が長距離化、広範囲化している。（図 1 は障がい者支援施設陽風の利用者の援護地、図 2 は障がい者支援センターさぼーと陽風の利用者の道内の援護地）

6. 考察、課題等

事業所のある地域特性として、広大な畑が広がり家屋は点在しており、公共交通機関がほとんどなく、社会資源も不足していることから、かなり遠方の利用者であっても受け入れている状況があり、結果的に送迎支援が広範囲化していることがわかった。また、利用のニーズがあれば応えるという事業所の方針があり、都市部も含めた地域の利用者や、多様な状態像の利用者が送迎支援によって利用できている。事業は生活介護であっても、最重度の利用者や重度重複の利用者、行動障害がある利用者の支援だけでなく、作業中心で高い工賃を保障するための支援も行っており、生活介護事業という枠組みを超えた実践が為されていた。

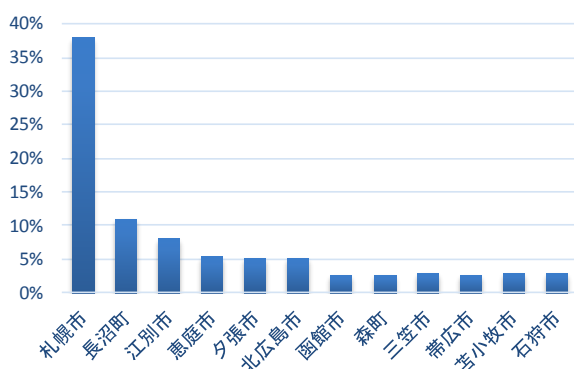


図 1 障がい者支援施設陽風の利用者の援護地（道内）

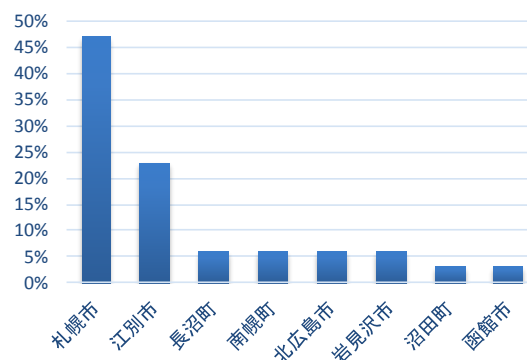


図 2 障がい者支援センターさぼーと陽風の利用者の援護地

ヒアリング調査報告

事業所名	障がい福祉サービス事業所大地	法人名	社会福祉法人自立の里
開設年	平成 8 年（1996 年）	定員数	生活介護 40 名
所在地	福岡県福岡市博多区西月隈 5-12-5		
訪問	訪問日：平成 30 年 3 月 27 日 訪問者：岡田裕樹		

1. 事業所の概要

養護学校を卒業した重度重複障害者の受け皿がなかった時代に、重度重複障害者の家族が中心となって設立された法人であり、長年福岡市における重度重複障害者の支援を行っている。法人内に生活介護事業所は 2 事業所（大地、大空）あり、その他居宅介護、短期入所、放課後等支援事等や、市から委託を受けた区の基幹相談支援センターや自立支援協議会の運営等も行っている。

2. 利用者の状況

利用者は定員 40 名に対し、契約者は 47 名。利用者の 9 割が重度重複障害者で、車いすを利用している。そのうち 8 割以上が脳性麻痺による全身性障害であり、障害支援区分は大半の利用者が区分 5、区分 6 である。事業所は特別支援学校に隣接しており、卒業生が利用につながることも多い。利用者全員自宅から通っているが、近年利用者、家族の高齢化が進んでおり、一方で重度重複障害者が利用できるグループホームはほとんどないため、親亡き後の居住の場が課題となっている。



3. 活動内容

利用者の障害や特性に応じた以下の個別支援を日常的に実施している。

- ①個に応じた個別プログラムによる支援：利用者個々の興味や個性に応じた個別支援の実施。
- ②コミュニケーション支援：文字盤、絵カード等障害の状況に応じた支援の実施。
- ③重度重複障害者に対するパソコン・インターネット等の I T 支援：障害の状況に応じた専門的支援の実施。
- ④創作・アート活動：写真、絵画、書道等の創作・表現活動の実施。
- ⑤クッキング活動：グループ単位で創作料理作りなど積極的に実施。
- ⑥社会参加活動：社会参加、社会的経験の機会をつくるための個別、グループ外出の実施。
- ⑦啓発活動：利用者自身が専門学校等で障害者の理解等のプレゼンを行う啓発活動の実施。

4. 送迎支援の状況

アンケート調査の回答では、1週間の送迎距離数は2,590kmであった。送迎コースは10コースで、片道20km、往復2時間以上かかるコースもある。利用者のほとんどが車いすを利用しているため、利用にあたって送迎が必須となり、送迎に使用する車両も10台以上必要になっている。職員の大半が朝、夕方の送迎支援に出るため、1日勤務の半分を送迎に割かれるなど業務にも影響が大きく、研修や会議の時間を確保することが困難になっている。送迎専属のドライバーを募集するがなかなか応募はなく、民間委託した場合費用が莫大になるため、送迎加算では対応できない状況である。

5. 地域の状況

事業所のある福岡市博多区は人口約22万人の都市部であり、公共交通機関も備わっているが、利用者の特性から自主通所は困難で、車での送迎が必要になっている。また、重度重複障害者の受け皿となる社会資源は限られており、大地に利用ニーズが集中するため、市外の利用者の利用も多く、結果的に送迎支援が広範囲化している（図1）。

6. 考察、課題等

都市部ではあっても重度重複障害者が中心という利用者像から送迎支援が必須になっており、送迎支援の負担が大きいのは決して地方だけではないということが調査によってわかった。また、距離数は20kmであっても、都市部では道路状況から時間がかかるため、職員が送迎支援に長時間拘束されることでの影響や負担が大きい。そういった状況の中で、地域の障害者支援の拠点として、利用者個々の特性に応じた支援を細やかに実践しており、重度重複障害者の日中活動を支える場として大きな役割を果たしている。

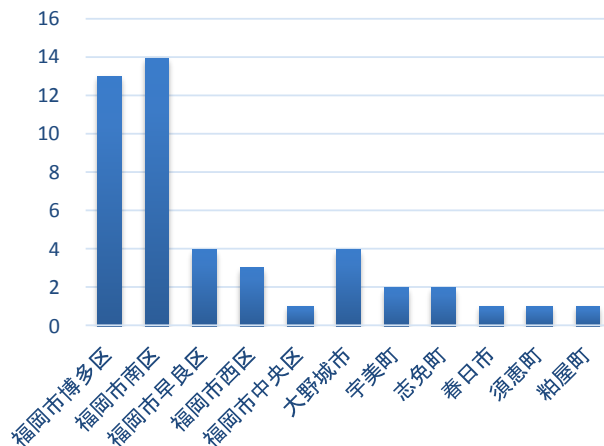


図1 利用者の居住地域（人数）

ヒアリング調査報告

事業所名	障害福祉サービス事業所みどりの家	法人名	社会福祉法人村上岩船福社会
開設年	昭和 62 年 (1987 年)	定員数	就労 B 型 40 名 ※みどりの家朝日（従たる事業所）は定員 20 名
所在地	新潟県村上市上助淵 1900 番地 1		
訪問	訪問日：平成 30 年 3 月 22 日 訪問者：岡田裕樹		

1. 事業所の概要

昭和 62 年（1987 年）、当時の村上市手をつなぐ親の会の会長や家族と工場の跡地を借りて、福祉作業所「みどりの家」を開設し、養護学校卒業生 3 名で仕事を始めた。その後、福祉作業所建設運動を始め、平成元年（1989 年）、村上市福祉作業所「みどりの家」が開所した。平成 6 年（1994 年）から社会福祉法人の運営となり、現在は就労継続支援 B 型事業所である障害福祉サービス事業所みどりの家、従たる事業所であるみどりの家朝日として活動している。

2. 利用者の状況

主たる事業所であるみどりの家は、定員 40 名で現在の利用者数は 35 名。平均年齢は 39.4 歳。従たる事業所であるみどりの家朝日は、定員 20 名で現在の利用者数は 26 名。平均年齢は 32.7 歳。これまで 13 名就職につなげている。平成 29 年 10 月現在で、利用者の障害種別は知的障害が 59 人、身体障害が 7 人で、区分なしが 43 人、区分 1 が 1 人、区分 2 が 6 人、区分 3 が 7 人、区分 4 が 3 人、区分 5 が 1 人である。就労 B 型で、基本は仕事を中心であるが、なかなか仕事に加われない利用者もいるとのことだった。

3. 活動内容

生産活動を中心に行っており、仕事の内容は、①受託作業として、贈答品の箱折り、シール張り、②施設外就労として、特養のリネン交換や苗箱洗い、草刈り等、③自主生産販売として、打ち豆、きなこ、干し椎茸、野菜等の栽培、販売、④精米事業として、米の販売、⑤クリーニング事業としてリネンサプライクリーニングや一般クリーニング等を行なっている。平成 28 年度の年間利用者平均工賃（月額）は、33,661 円であった。ボーナスは年 3 回支給で、高工賃の保障のためになるべく高収入になる仕事を確保する努力をしているとのことだった。事業所内には、精米機や椎茸栽培の原木などが置かれ、設備投資や地域との関係作りを大事にしている印象であった。見学の際には、村上市の特産である贈答用の塩引き鮭の箱折り、包装、紙はり等の仕事を行なっており、仕事を通じて地域との良好な関係が構築されていることがうかがえた。



4. 送迎支援の状況

アンケート調査の回答では、1週間ののべ送迎距離数は約3,000kmであった。現在送迎支援は毎日9コースで、多い時は11コースになるとのことだった。車両は11台で、送迎は事業所の支援員と外部委託から3人、運転のみで雇用しているスタッフで行なっているが、送迎の運転のみできる人を見つけることも簡単ではない。常勤職員は13人で、そのうち7人は毎日送迎で出ている。事業所周辺は公共交通機関が少ないため、自主通所できる利用者は3人のみ。送迎コースは、最長で片道約40kmで、往復2時間はかかっている。季節によっては雪も降るため、日々の送迎に影響が出る場合がある。送迎に支援員が多く出るため事業所内の支援にも影響があり、運転のみのスタッフの雇用やガソリン代等、経営面にも負担がかかっている状況である。

5. 地域の状況

村上市は、新潟県最北端で日本海に面した地域である。人口は現在6万人で、2005年の7万人から減少している。村上市では、障害福祉サービス事業所が増えてきており、就労B型も増えてきている（村上市の就労B型は、みどりの家、みどりの家朝日を含めて4事業所）。以前はほとんどの人がみどりの家を希望し、年7～8人利用があった時があった。当時は社会資源が乏しく、みどりの家が遠方地域も含めた受け皿となっており、現在も山間部の事業所でうまくいかず、遠方ではあるが家族の希望もあって利用している人が3人いる。昨年4月に、現在の場所に新築移転した際に定員が増えた関係で、現在主たる事業所は5人定員に達していない。みどりの家では、村上市の行政や、他の就労B型事業所等とは連携を取って関係ができていくとのことだった。

6. 考察、課題等

アンケート調査の結果から、送迎距離数が3,000kmで、なおかつ平均工賃が3万円台という高工賃保障を達成している事業所の支援内容や実態、地域の状況等を調査するため訪問した。新潟県内でも早い時期に開所した歴史もあり、社会資源が乏しかった時代に遠方から利用する人が多く、現在の送迎支援の長距離化にもつながっていた。送迎支援が日中支援や経営にも影響が出ている状況のなかで、仕事確保の工夫や地域との関係作り等の努力を通じて高工賃を保障している印象であった。

障害者自立支援法施行後は、日割り計算の影響もあり、以前よりも「経営をしっかりと考えないと運営が厳しい」とのことで、就労B型事業の役割については、住み慣れた地域で安心して働ける場所として、継続的な作業の提供と、就職できる人は就職につなげていくことであるとのことだった。



生活介護事業アンケート結果

■有効回答数1,128（入所系：274、通所系：854）

※数値は平成29年10月1日現在

I 基本情報

①運営主体

		1. 社会福祉法人	2. 医療法人	3. NPO法人	4. 営利法人（株式会社、合同会社等）	5. その他法人（社団・財団、農協、生協、学校等）	6. 都道府県、市区町村、一部事務組合	7. その他	合計	
全体	事業所数	835	12	164	84	11	11	11	1128	
	構成比	74.0%	1.1%	14.5%	7.4%	1.0%	1.0%	1.0%	100.0%	n=1128
入所系	事業所数	270	0	0	0	0	4	0	274	
	構成比	98.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	100.0%	n=274
通所系	事業所数	565	12	164	84	11	7	11	854	
	構成比	66.2%	1.4%	19.2%	9.8%	1.3%	0.8%	1.3%	100.0%	n=854

運営主体は、全体では「社会福祉法人」が74.0%と多く、次いで「NPO法人」が14.5%、「営利法人（株式会社、合同会社等）」が7.4%であった。入所系では「社会福祉法人」が98.5%と多くを占めており、通所系では「NPO法人」、「営利法人（株式会社、合同会社等）」の割合が高い。

②事業形態

		1. 生活介護単独	2. 多機能型	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	624	485	19	1128	
	構成比	55.3%	43.0%	1.7%	100.0%	n=1128
入所系	事業所数	189	82	3	274	
	構成比	69.0%	29.9%	1.1%	100.0%	n=274
通所系	事業所数	435	403	16	854	
	構成比	50.9%	47.2%	1.9%	100.0%	n=854

事業形態は、全体では「生活介護単独」が55.3%で、「多機能型」が43.0%であった。

③同一敷地内で実施している他の日中活動

		1. 就労B型	2. 就労A型	3. 就労移行	4. 療養介護	5. 機能訓練	6. 生活訓練	7. 宿泊型自立訓練	8. その他	合計	
全体	事業所数	348	14	80	10	32	68	3	152	707	
	構成比	49.2%	2.0%	11.3%	1.4%	4.5%	9.6%	0.4%	21.5%	100.0%	n=707
入所系	事業所数	59	0	24	2	4	13	0	28	130	
	構成比	45.4%	0.0%	18.5%	1.5%	3.1%	10.0%	0.0%	21.5%	100.0%	n=130
通所系	事業所数	289	14	56	8	28	55	3	124	577	
	構成比	50.1%	2.4%	9.7%	1.4%	4.9%	9.5%	0.5%	21.5%	100.0%	n=577

同一敷地内で実施している他の日中活動は、全体では「就労継続支援B型」が49.2%で、次いで「その他」が21.5%であった。

④定員数

		10人未満	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	61	175	359	110	116	87	61	18	33	8	21	79	1128	
	構成比	5.4%	15.5%	31.8%	9.8%	10.3%	7.7%	5.4%	1.6%	2.9%	0.7%	1.9%	7.0%	100.0%	n=1128
入所系	事業所数	1	6	19	25	36	65	46	17	30	8	20	1	274	
	構成比	0.4%	2.2%	6.9%	9.1%	13.1%	23.7%	16.8%	6.2%	10.9%	2.9%	7.3%	0.4%	100.0%	n=274
通所系	事業所数	60	169	340	85	80	22	15	1	3	0	1	78	854	
	構成比	7.0%	19.8%	39.8%	10.0%	9.4%	2.6%	1.8%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	9.1%	100.0%	n=854

定員数は、全体では「20～29人」が31.8%、「10～19人」が15.5%であった。入所系では「50～59人」が23.7%、通所系では「20～29人」が39.8%で最も多かった。なお、本調査では、通所系のうち「基準該当障害福祉サービス」による生活介護事業所72事業所については、「不明・無回答」に含むこととする。

⑤ 契約者数

		10人未満	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	不明・無回答	合計
全体	事業所数	159	250	212	142	116	90	55	32	14	14	26	18	1128
	構成比	14.1%	22.2%	18.8%	12.6%	10.3%	8.0%	4.9%	2.8%	1.2%	1.2%	2.3%	1.6%	100.0%
入所系	事業所数	4	12	15	28	45	50	45	26	14	12	22	1	274
	構成比	1.5%	4.4%	5.5%	10.2%	16.4%	18.2%	16.4%	9.5%	5.1%	4.4%	8.0%	0.4%	100.0%
通所系	事業所数	155	238	197	114	71	40	10	6	0	2	4	17	854
	構成比	18.1%	27.9%	23.1%	13.3%	8.3%	4.7%	1.2%	0.7%	0.0%	0.2%	0.5%	2.0%	100.0%

契約者数は、全体では「10～19人」が22.2%、「20～29人」が18.8%であった。入所系では「50～59人」が18.2%、通所系では「10～19人」が27.9%で最も多かった。

⑥ 定員数に対する契約者数の割合

		50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～95%未満	95～100%未満	100～110%未満	110～120%未満	120～150%未満	150%以上	不明・無回答	合計
全体	事業所数	42	16	33	31	77	74	105	245	125	173	125	82	1128
	構成比	3.7%	1.4%	2.9%	2.7%	6.8%	6.6%	9.3%	21.7%	11.1%	15.3%	11.1%	7.3%	100.0%
入所系	事業所数	4	1	2	2	17	25	60	96	36	20	10	1	274
	構成比	1.5%	0.4%	0.7%	0.7%	6.2%	9.1%	21.9%	35.0%	13.1%	7.3%	3.6%	0.4%	100.0%
通所系	事業所数	38	15	31	29	60	49	45	149	89	153	115	81	854
	構成比	4.4%	1.8%	3.6%	3.4%	7.0%	5.7%	5.3%	17.4%	10.4%	17.9%	13.5%	9.5%	100.0%

定員数に対する契約者数の割合は、全体では「100～110%未満」が21.7%、「120～150%未満」が15.3%であった。入所系では、「100～110%未満」が35.0%、通所系では「120～150%未満」が17.9%と最も多い。なお、本調査では、通所系のうち「基準該当障害福祉サービス」による生活介護事業所72事業所については、「不明・無回答」に含むこととする。

⑦ 自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者の数

		0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	不明・無回答	合計
全体	事業所数	319	159	203	126	95	68	125	33	1128
	構成比	28.3%	14.1%	18.0%	11.2%	8.4%	6.0%	11.1%	2.9%	100.0%
入所系	事業所数	50	16	18	24	25	35	104	2	274
	構成比	18.2%	5.8%	6.6%	8.8%	9.1%	12.8%	38.0%	0.7%	100.0%
通所系	事業所数	269	143	185	102	70	33	21	31	854
	構成比	31.5%	16.7%	21.7%	11.9%	8.2%	3.9%	2.5%	3.6%	100.0%

自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者の数は、全体では「0人」が28.3%、「10～19人」が18.0%であった。入所系では「50人以上」が38.0%、通所系では「0人」が31.5%で最も多かった。

⑧ 契約者数に対する自法人内でのサービス等利用計画作成者数の割合

		0%	1～20%	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%	不明・無回答	合計
全体	事業所数	310	34	60	67	104	220	271	33	1128
	構成比	27.5%	3.0%	5.3%	5.9%	9.2%	19.5%	24.0%	2.9%	100.0%
入所系	事業所数	48	10	9	16	24	77	80	2	274
	構成比	17.5%	3.6%	3.3%	5.8%	8.8%	28.1%	29.2%	0.7%	100.0%
通所系	事業所数	262	24	51	51	80	143	191	31	854
	構成比	30.7%	2.8%	6.0%	6.0%	9.4%	16.7%	22.4%	3.6%	100.0%

契約者数に対する自法人内でのサービス等利用計画作成者数は、全体では「0%」が27.5%、「100%」が24.0%であった。入所系では「100%」が29.2%、通所系では「0%」が30.7%で最も多かった。

⑨開所日数（29年9月分）

		20日未満	20日	21日	22日	23日	24日	25日以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	25	250	239	335	49	42	161	27	1128	
	構成比	2.2%	22.2%	21.2%	29.7%	4.3%	3.7%	14.3%	2.4%	100.0%	n=1128
入所系	事業所数	2	32	40	145	11	4	33	7	274	
	構成比	0.7%	12.0%	15.0%	54.3%	4.1%	1.5%	12.4%	2.6%	100.0%	n=274
通所系	事業所数	23	218	199	190	38	38	128	20	854	
	構成比	2.7%	25.5%	23.3%	22.2%	4.4%	4.4%	15.0%	2.3%	100.0%	n=854

開所日数（平成29年9月分）は、全体では「22日」が29.7%、「20日」が22.2%であった。入所系では「22日」が54.3%、通所系では「20日」が25.5%で最も多かった。

⑩請求者数（29年9月分）

		15人未満	15～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	不明・無回答	合計
全体	事業所数	295	123	214	140	118	77	56	32	16	12	23	22	1128
	構成比	26.2%	10.9%	19.0%	12.4%	10.5%	6.8%	5.0%	2.8%	1.4%	1.1%	2.0%	2.0%	100.0%
入所系	事業所数	10	6	16	32	44	46	46	26	14	11	20	3	274
	構成比	3.6%	2.2%	5.9%	11.8%	16.2%	17.0%	17.0%	9.6%	5.2%	4.1%	7.4%	1.1%	100.0%
通所系	事業所数	285	117	198	108	74	31	10	6	2	1	3	19	854
	構成比	33.4%	13.7%	23.2%	12.6%	8.7%	3.6%	1.2%	0.7%	0.2%	0.1%	0.4%	2.2%	100.0%

請求者数（平成29年9月分）は、全体では「15人未満」が26.2%、「20～29人」が19.0%であった。入所系では「60～69人」「50～59人」が17.0%、通所系では「15人未満」が33.4%で最も多かった。

⑪1ヶ月のべ利用者数（29年9月分）

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	570.4	397	7712	0
入所系	1210.9	1103.5	7712	0
通所系	364.8	311	1770	0

1ヶ月のべ利用者数（平成29年9月分）は、全体の平均値は「571.4人」、中央値は「397人」であった。入所系の平均値は「1210.9人」、通所系の平均値は「364.8人」であった。

⑫定員数に対する1ヶ月のべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日あたりの利用率）（29年9月分）

		50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～95%未満	95～100%未満	100～110%未満	110～120%未満	120～150%未満	150%以上	不明・無回答	合計
全体	事業所数	106	63	81	113	203	132	144	105	46	18	1	116	1128
	構成比	9.4%	5.6%	7.2%	10.0%	18.0%	11.7%	12.8%	9.3%	4.1%	1.6%	0.1%	10.3%	100.0%
入所系	事業所数	3	4	8	20	52	54	71	36	8	6	1	11	274
	構成比	1.1%	1.5%	2.9%	7.3%	19.0%	19.7%	25.9%	13.1%	2.9%	2.2%	0.4%	4.0%	100.0%
通所系	事業所数	103	59	73	93	151	78	73	69	38	12	0	105	854
	構成比	12.1%	6.9%	8.5%	10.9%	17.7%	9.1%	8.5%	8.1%	4.4%	1.4%	0.0%	12.3%	100.0%

定員数に対する、1ヶ月のべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日あたりの利用率）は、全体では「80～90%未満」が18.0%、「95～100%未満」が12.8%であった。入所系では「95～100%未満」が25.9%、通所系では「80～90%未満」が17.7%で最も多かった。なお、本調査では、通所系のうち「基準該当障害福祉サービス」による生活介護事業所72事業所については、「不明・無回答」に含むこととする。

⑬生活介護事業の開始時期

		1. 障害者自立支援法施行以前	2. 障害者自立支援法施行以降	3. 平成25年4月以降	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	415	438	249	26	1128	
	構成比	36.8%	38.8%	22.1%	2.3%	100.0%	n=1128
入所系	事業所数	138	119	13	4	274	
	構成比	50.4%	43.4%	4.7%	1.5%	100.0%	n=274
通所系	事業所数	277	319	236	22	854	
	構成比	32.4%	37.4%	27.6%	2.6%	100.0%	n=854

生活介護事業の開始時期は、全体では「障害者自立支援法施行以降」が38.8%、「障害者自立支援法施行以前」が36.8%であった。入所系では「障害者自立支援法施行以前」が50.4%、通所系では「障害者自立支援法施行以降」が37.4%と最も多かった。また、通所系では「平成25年4月以降」が27.6%と高い割合であった。

II 利用者、支援の状況

①利用者の年齢と障害支援区分

□全体

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	利用者数	0	0	6	16	19	60	93	194
18～64歳	利用者数	33	469	2833	6643	8516	12304	352	31150
65歳以上	利用者数	0	157	516	815	1075	1630	13	4206
	合計	33	626	3355	7474	9610	13994	458	35550

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%
18～64歳	構成比	0.1%	1.3%	8.0%	18.7%	24.0%	34.6%	1.0%	87.6%
65歳以上	構成比	0.0%	0.4%	1.5%	2.3%	3.0%	4.6%	0.0%	11.8%
	合計	0.1%	1.8%	9.4%	21.0%	27.0%	39.4%	1.3%	100.0%

○入所系

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	利用者数	0	0	0	1	1	5	27	34
18～64歳	利用者数	8	70	656	2258	3752	5941	55	12740
65歳以上	利用者数	0	42	268	590	883	1496	1	3280
	合計	8	112	924	2849	4636	7442	83	16054

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
18～64歳	構成比	0.0%	0.4%	4.1%	14.1%	23.4%	37.0%	0.3%	79.4%
65歳以上	構成比	0.0%	0.3%	1.7%	3.7%	5.5%	9.3%	0.0%	20.4%
	合計	0.0%	0.7%	5.8%	17.7%	28.9%	46.4%	0.5%	100.0%

●通所系

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	利用者数	0	0	6	15	18	55	66	160
18～64歳	利用者数	25	399	2177	4385	4764	6363	297	18410
65歳以上	利用者数	0	115	248	225	192	134	12	926
	合計	25	514	2431	4625	4974	6552	375	19496

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.8%
18～64歳	構成比	0.1%	2.0%	11.2%	22.5%	24.4%	32.6%	1.5%	94.4%
65歳以上	構成比	0.0%	0.6%	1.3%	1.2%	1.0%	0.7%	0.1%	4.7%
	合計	0.1%	2.6%	12.5%	23.7%	25.5%	33.6%	1.9%	100.0%

利用者の年齢は、全体では「18～64歳」が87.6%で多くを占め、次いで「65歳以上」が11.8%であった。入所系では「18～64歳」が79.4%、通所系では「18～64歳」が94.4%といずれも最も多いが、入所系では「65歳以上」が20.4%と高い割合となっている。

利用者の障害支援区分は、全体では「区分6」が39.4%、「区分5」が27.0%であった。入所系では、「区分6」が46.4%、「区分5」が28.9%であり、全体より区分5以上の割合が高い。通所系では、「区分6」が33.6%、「区分5」が25.5%であるが、「区分4」が23.7%、「区分3」が12.5%で入所系よりも「区分3」と「区分4」の割合が高い。

利用者の年齢と障害支援区分とのクロスでは、全体では「18～64歳」の「区分6」が34.6%、「18～64歳」の「区分5」が24.0%であった。入所系では、「18～64歳」の「区分6」が37.0%で、通所系では、「18～64歳」の「区分6」が32.6%で最も多かった。

②手帳別の所持者数

		身体	療育	精神	なし	不明	合計
全体	利用者数	12957	28210	1418	135	249	42968
	構成比	36.4%	79.4%	4.0%	0.4%	0.7%	120.9%
入所系	利用者数	6158	12610	343	17	61	19187
	構成比	38.4%	78.5%	2.1%	0.1%	0.4%	119.5%
通所系	利用者数	6799	15601	1075	118	189	23781
	構成比	34.9%	80.0%	5.5%	0.6%	1.0%	122.0%

利用者の手帳別の所持者数は、全体では「療育手帳」が79.4%、「身体障害者手帳」が36.4%であった。入所系では「療育手帳」が78.5%、通所系では「療育手帳」が80.0%で最も多かった。入所系は通所系よりも「身体障害者手帳」の割合が高く、通所系では入所系よりも「精神保健福祉手帳」の割合が高い。

n = 35550

n = 16054

n = 19496

③日中活動の内容

		1. 生産活動	2. 創作活動	3. 機能訓練	4. 外出	5. 音楽療法	6. 運動	7. 余暇活動	8. その他	合計
全体	事業所数	727	882	350	940	383	638	944	121	4985
	構成比	64.5%	78.2%	31.0%	83.3%	34.0%	56.6%	83.7%	10.7%	441.9%
入所系	事業所数	170	234	110	255	113	142	242	22	1288
	構成比	62.0%	85.4%	40.1%	93.1%	41.2%	51.8%	88.3%	8.0%	470.1%
通所系	事業所数	557	648	240	685	270	496	702	99	3697
	構成比	65.2%	75.9%	28.1%	80.2%	31.6%	58.1%	82.2%	11.6%	432.9%

n = 1128

n = 274

n = 854

○その他

ドライブ、クラブ活動、プール、よさこいホール、カラオケ等、色や形分け（課題作業）、自立課題、入浴、観戦会、旅行（1泊、日帰り）、歩行訓練、マッサージ、スヌーズレン、ボール遊び、パズル等、音楽クラブ、園芸、ビューティー（ネイル、ヘアアレンジ等）、手話ダンス、音楽活動、卓上競技（将棋、囲碁、麻雀、トランプなど）、脳トレ、言語訓練、訓練入浴、ハンドマッサージ、畑の草取り、民家の草取り、イベント出展、地域住民との交流、生け花、アロママッサージ、アロマテラピー、地域清掃、乗馬療法、ボランティア活動、地域内事業施設（他職種）との交流、ミーティング、対人関係課題を学ぶゼミ、化粧、料理、調理実習、近くの小学校との交流、認知行動療法、アサーション、社会人マナー、高齢のデイサービスプログラム、資源回収・缶回収、地域のイベント参加、小学校での講演等、フラワーアレンジメント、外部講師によるヨガ、表現ダンス、ボーリング、リラクゼーション、スヌーズレン、感覚統合、事業所フェスティバル、趣味的活動（茶道、書道、華道など）、タオルたたみ、ペットボトルラベルはがし、プルタブ取り等、企業での清掃活動、アートセラピー、ボランティアによる歌・バイオリン演奏、地域への広報活動、園芸療法、外部講師等によるレクリエーション、オリジナル体操、福祉コンサート、施設外作業、リフレクソロジー、人形劇、小中学校との交流会、演劇・講師等、ドクターによる健康教室、看護師による健康相談、グループワーク、SST、食事作り等、畑作業、ミュージカル、SST、茶道、館内のカフェの接客、ライブラリー運営、地域住民と関わるイベントの企画実施等、ボランティア集めの活動、ピザ配り等、院内散歩、院内売店での買い物、公民館の習字教室、硬筆、図書館を利用した読書、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、車イスダンス、オカリナ演奏会、足浴、ハンドケア、朗読会、ポイント制の取り組み、おしごと掲示板、よさこい踊り（コンテスト参加）、お菓子作り、エアロビクス、パフォーマンス（ちんどんW A Y）、陶芸

日中活動の内容は、全体では「余暇活動」が83.7%、「外出」が83.3%、「創作活動」が78.2%であった。入所系では「外出」が93.1%、「余暇活動」が88.3%、「創作活動」が85.4%で、通所系では「余暇活動」が82.2%、「外出」が80.2%、「創作活動」が75.9%であった。「生産活動」は、全体では64.5%であった。

④生産活動の内容

		1. 農業・畜産	2. 軽作業	3. 食品加工	4. 木工製品	5. 繊維皮革	6. 清掃	7. クリーニング	8. リサイクル	9. 販売	10. 配達	11. 印刷	12. 園芸	13. 情報処理IT	14. 飲食店・喫茶店	15. その他	合計
全体	事業所数	188	480	123	69	104	133	27	227	146	71	18	101	3	53	128	1871
	構成比	25.9%	66.0%	16.9%	9.5%	14.3%	18.3%	3.7%	31.2%	20.1%	9.8%	2.5%	13.9%	0.4%	7.3%	17.6%	257.4%
入所系	事業所数	68	111	22	20	30	30	10	60	25	5	2	32	0	9	30	454
	構成比	40.0%	65.3%	12.9%	11.8%	17.6%	17.6%	5.9%	35.3%	14.7%	2.9%	1.2%	18.8%	0.0%	5.3%	17.6%	267.1%
通所系	事業所数	120	369	101	49	74	103	17	167	121	66	16	69	3	44	98	1417
	構成比	21.5%	66.2%	18.1%	8.8%	13.3%	18.5%	3.1%	30.0%	21.7%	11.8%	2.9%	12.4%	0.5%	7.9%	17.6%	254.4%

n = 1128

n = 274

n = 854

○その他

クリーニングハンガー磨き、チラシの袋入れ、林業、しいたけ栽培、手作り石鹸作り、アクリルたわしやカレンダーなどの作品を作り販売、コーヒー豆の焙煎、薪作り、アクセサリ作り、陶芸、炭焼、祭典で使用する造花の製作・販売、自主製品（ヘアピン飾り、ストラップ作り）、紙すき、和紙葉書、ビーズアクセサリの生産、アルミ缶つぶし、ビーズ細工、手芸品、口腔ケア商品の加工、草取り、草刈等の作業、手袋製造、化粧品製造販売、窯業、咲き織物、タイヤ交換、織物、廃油の活用、石けん、BDF製作、廃品回収、刺し子布巾、油とるとる、軍手製造販売、芳香剤作り、さきり織り、バタゴニア（袋についているセロテープはがし）、ギャラリーの運営、ロウソク作り、廃油の吸着、犬のクッキー作り、貼り絵カレンダー、クラフトバンド編み製品、紙工製品、リザーブワフナー、清掃用ウェス量、棚架材仕分け、ポストイング、組みひも、ガラス製品、リサイクル店（衣類、雑貨）の運営、ショッパーのポストイング、情報誌の配布、樹脂製品、木製クランプ、マグネットつくり、水道メーター分解（市より委託）、地区センター草刈り、缶バッジ制作、コースター作り、雨もりストップ剤の製作（特殊な粘土状の材料を補助具も使って加工する）、絵画・デザイン制作、大芋作業、絵画の販売、花壇の管理、押し花作品、チャイルドシード洗浄、エコキャップ仕分け、菓子箱の箱折り、カキの種付け見直し、柑橘類の皮むき、EMボカシ作り、自主製品玩具、フルーツキャップ、食品コンテナ磨き、アイロンビーズ

③で「生産活動」を実施していると回答をした事業所での生産活動の内容は、全体では「軽作業」が66.0%、「リサイクル」が31.2%、「農業・畜産」が25.9%であった。入所系では、「軽作業」が65.3%、「農業・畜産」が40.0%、「リサイクル」が35.3%で、通所系では「軽作業」が66.2%、「リサイクル」が30.0%、「販売」が21.7%であった。入所系では「農業・畜産」「園芸」が通所系よりも割合が高く、通所系では「食品加工」「配達」が入所系よりも割合が高い。

⑤ 利用者の工賃の有無

		1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	622	102	3	727	n=727
	構成比	85.6%	14.0%	0.4%	100.0%	
入所系	事業所数	125	43	2	170	n=170
	構成比	73.5%	25.3%	1.2%	100.0%	
通所系	事業所数	497	59	1	557	n=557
	構成比	89.2%	10.6%	0.2%	100.0%	

利用者の工賃の有無は、全体では「有り」が85.6%、「無し」が14.0%であった。入所系では「有り」が73.5%、通所系では「有り」が89.2%であった。

⑥ 年間工賃支払総額（28年度）

		10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150万円～200万円未満	200～500万円未満	500～1000万円未満	1000～2000万円未満	2000万円以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	96	202	114	74	36	67	22	6	1	4	622	n=622
	構成比	15.4%	32.5%	18.3%	11.9%	5.8%	10.8%	3.5%	1.0%	0.2%	0.6%	100.0%	
入所系	事業所数	20	46	22	13	4	10	6	4	0	0	125	n=125
	構成比	16.0%	36.8%	17.6%	10.4%	3.2%	8.0%	4.8%	3.2%	0.0%	0.0%	100.0%	
通所系	事業所数	76	156	92	61	32	57	16	2	1	4	497	n=497
	構成比	15.3%	31.4%	18.5%	12.3%	6.4%	11.5%	3.2%	0.4%	0.2%	0.8%	100.0%	

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	1,250,203	523,110	36,306,770	0
入所系	1,438,245	461,120	18,577,135	0
通所系	1,202,810	536,920	36,306,770	0

年間工賃支払い総額（平成28年度）は、全体では「10～50万円未満」が32.5%、「50～100万円未満」が18.3%であった。入所系では、「10～50万円未満」が36.8%、通所系では「50～100万円未満」が31.4%であった。

⑦ 契約者数に対する年間工賃支払総額の割合

		1000円未満	1000～5000円未満	5000～1万円未満	1万～1万5千円未満	1万5千～2万円未満	2万～3万円未満	3万～5万円未満	5万～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	45	72	80	63	37	62	87	101	54	16	5	622	n=622
	構成比	7.2%	11.6%	12.9%	10.1%	5.9%	10.0%	14.0%	16.2%	8.7%	2.6%	0.8%	100.0%	
入所系	事業所数	7	25	30	16	7	13	5	10	6	2	4	125	n=125
	構成比	5.6%	20.0%	24.0%	12.8%	5.6%	10.4%	4.0%	8.0%	4.8%	1.6%	3.2%	100.0%	
通所系	事業所数	38	47	50	47	30	49	82	91	48	14	1	497	n=497
	構成比	7.6%	9.5%	10.1%	9.5%	6.0%	9.9%	16.5%	18.3%	9.7%	2.8%	0.2%	100.0%	

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	36,611	14,939	950,799	0
入所系	20,484	5,661	376,382	0
通所系	41,355	20,389	950,799	0

契約者数に対する年間工賃支払い総額は、全体では「5万～10万円未満」が16.2%、「3万～5万円未満」が14.0%であった。入所系では、「5,000～1万円未満」が24.0%、「1,000～5,000円未満」が20.0%で、通所系では、「5万～10万円未満」が18.3%、「3万～5万円未満」が16.5%であった。

⑧ 契約者数に対する年間工賃支払総額を12で除した数の割合（1ヶ月あたりの平均工賃）

		1000円未満	1000～5000円未満	5000～1万円未満	1万～1万5千円未満	1万5千～2万円未満	2万～3万円未満	3万～5万円未満	5万～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	136	86	159	103	83	30	12	4	3	1	5	622	n=622
	構成比	21.9%	13.8%	25.6%	16.6%	13.3%	4.8%	1.9%	0.6%	0.5%	0.2%	0.8%	100.0%	
入所系	事業所数	42	25	32	7	7	5	1	1	1	0	4	125	n=125
	構成比	33.6%	20.0%	25.6%	5.6%	5.6%	4.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	3.2%	100.0%	
通所系	事業所数	94	61	127	96	76	25	11	3	2	1	1	497	n=497
	構成比	18.9%	12.3%	25.6%	19.3%	15.3%	5.0%	2.2%	0.6%	0.4%	0.2%	0.2%	100.0%	

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	3,051	1,245	79,233	0
入所系	1,707	472	31,365	0
通所系	3,446	1,699	79,233	0

契約者数に対する年間工賃支払い総額を12で除した数（1ヶ月あたりの平均工賃）の割合は、全体では「5,000～1万円未満」が25.6%、「1,000円未満」が21.9%であった。入所系では、「1,000円未満」が33.6%、「5,000～1万円未満」が25.6%で、通所系では、「5,000～1万円未満」が25.6%、「1万～1万5千円未満」が19.3%であった。

⑨ 送迎の有無

		1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	920	175	33	1128	n=1128
	構成比	81.6%	15.5%	2.9%	100.0%	
入所系	事業所数	140	129	5	274	n=274
	構成比	51.1%	47.1%	1.8%	100.0%	
通所系	事業所数	780	46	28	854	n=854
	構成比	91.3%	5.4%	3.3%	100.0%	

送迎支援の有無は、全体では「有り」が81.6%、「無し」が15.5%であった。入所系では「有り」が51.1%、通所系では「有り」が91.3%で、通所系で送迎支援を実施している割合が高い。

⑩ 送迎利用者数（1週間のべ人数）

		1. 1~9人	2. 10~19人	3. 20~29人	4. 30~39人	5. 40~49人	6. 50人以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	110	93	86	72	80	468	11	920	n=920
	構成比	12.0%	10.1%	9.3%	7.8%	8.7%	50.9%	1.2%	100.0%	
入所系	事業所数	20	21	12	7	17	63	0	140	n=140
	構成比	14.3%	15.0%	8.6%	5.0%	12.1%	45.0%	0.0%	100.0%	
通所系	事業所数	90	72	74	65	63	405	11	780	n=780
	構成比	11.5%	9.2%	9.5%	8.3%	8.1%	51.9%	1.4%	100.0%	

送迎支援を利用している利用者数は、全体では「50人以上」が50.9%、「1~9人」が12.0%であった。入所系では、「50人以上」が45.0%、通所系では「50人以上」が51.9%であった。

⑪ 送迎距離数（1週間の合算）

		50km未満	50~100km未満	100~200km未満	200~500km未満	500~1000km未満	1000~2000km未満	2000~3000km未満	3000~4000km未満	4000km以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	77	78	118	254	195	127	23	1	1	46	920	n=920
	構成比	8.4%	8.5%	12.8%	27.6%	21.2%	13.8%	2.5%	0.1%	0.1%	5.0%	100.0%	
入所系	事業所数	15	13	18	39	37	10	5	0	1	2	140	n=140
	構成比	10.7%	9.3%	12.9%	27.9%	26.4%	7.1%	3.6%	0.0%	0.7%	1.4%	100.0%	
通所系	事業所数	62	65	100	215	158	117	18	1	0	44	780	n=780
	構成比	7.9%	8.3%	12.8%	27.6%	20.3%	15.0%	2.3%	0.1%	0.0%	5.6%	100.0%	

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	544.0	350	4210	1
入所系	505.7	305	4210	1
通所系	551.2	370	3355	4

送迎距離数（事業所で実施している送り、迎え含めた1週間の送迎支援のべ総距離数）は、全体では「200~500km未満」が27.6%、「500~1,000km未満」が21.2%であった。入所系では「200~500km未満」が27.9%で、通所系では「200~500km未満」が20.3%であった。全体の平均値は「544.0km」、中央値は「350km」で、入所系の平均値は「505.7 km」、通所系の平均値は「551.2km」であった。

⑫入浴支援の有無

		1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	620	471	37	1128	n=1128
	構成比	55.0%	41.8%	3.3%	100.0%	
入所系	事業所数	240	29	5	274	n=274
	構成比	87.6%	10.6%	1.8%	100.0%	
通所系	事業所数	380	442	32	854	n=854
	構成比	44.5%	51.8%	3.7%	100.0%	

入浴支援の有無は、全体では「有り」が55.0%、「無し」が41.8%であった。入所系では、「有り」が87.6%、通所系では「無し」が51.8%であった。

⑬入浴利用者数（1週間のべ人数）

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	88.0	28	4356	0
入所系	191.2	150	4356	0
通所系	22.0	11	385	0

入浴支援の利用者数（1週間のべ人数）は、全体の平均値は「88.0人」、中央値は「28人」であった。入所系の平均値は「191.2人」、通所系の平均値は「22.0人」であった。

⑭入浴実施日数（1週間）

		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	23	59	106	57	187	113	61	14	620	n=620
	構成比	3.7%	9.5%	17.1%	9.2%	30.2%	18.2%	9.8%	2.3%	100.0%	
入所系	事業所数	0	13	53	27	58	54	35	0	240	n=240
	構成比	0.0%	5.4%	22.1%	11.3%	24.2%	22.5%	14.6%	0.0%	100.0%	
通所系	事業所数	23	46	53	30	129	59	26	14	380	n=380
	構成比	6.1%	12.1%	13.9%	7.9%	33.9%	15.5%	6.8%	3.7%	100.0%	

1週間の入浴支援実施日数は、全体では「5日」が30.2%、「6日」が18.2%であった。入所系では、「5日」が24.2%、「6日」が22.5%で、通所系では、「5日」が33.9%、「6日」が15.5%であった。

⑮医療的ケアが必要な利用者の数

		a. たん吸引	b. 経管栄養	c. 胃ろう	d. 導尿	e. 人工呼吸	f. インスリン注射	g. その他	合計	
全体	利用者数	818	434	749	282	93	106	296	2778	n= 35550
	構成比	2.3%	1.2%	2.1%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	7.8%	
入所系	利用者数	213	154	261	161	7	50	170	1016	n= 16054
	構成比	1.3%	1.0%	1.6%	1.0%	0.0%	0.3%	1.1%	6.3%	
通所系	利用者数	605	280	488	121	86	56	126	1762	n= 19496
	構成比	3.1%	1.4%	2.5%	0.6%	0.4%	0.3%	0.6%	9.0%	

○その他

人工肛門、褥瘡、酸素吸入、留置カテーテル、摘便、ストマ交換、発作時座薬、バルーンカテーテル、浣腸、パウチ交換

医療的ケアが必要な利用者の数は、全体では全利用者の7.8%、入所系では全利用者の6.3%、通所系では全利用者の9.0%であった。支援別では、全体では「胃ろう」「たん吸引」「経管栄養」の割合が高く、入所系では「胃ろう」「たん吸引」「導尿」、通所系では「たん吸引」「胃ろう」「経管栄養」の割合が高い。

⑩年間退所者数

		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	不明・無回答	合計	
全体	事業所数	430	280	171	84	49	29	41	14	34	1128	
	構成比	38.1%	24.8%	15.2%	7.4%	4.3%	2.6%	3.6%	1.2%	3.0%	100.0%	n=1128
入所系	事業所数	57	57	51	45	21	12	22	5	4	274	
	構成比	20.8%	20.8%	18.6%	16.4%	7.7%	4.4%	8.0%	1.8%	1.5%	100.0%	n=274
通所系	事業所数	373	223	120	39	28	17	19	9	26	854	
	構成比	43.7%	26.1%	14.1%	4.6%	3.3%	2.0%	2.2%	1.1%	3.0%	100.0%	n=854

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	1.6	1	25	0
入所系	2.5	2	22	0
通所系	1.3	1	25	0

平成28年度の年間退所者数は、全体では「0人」が38.1%、「1人」が24.8%、「2人」が15.2%であった。入所系では、「0人」「1人」が20.8%で、通所系では「0人」が43.7%、「1人」が26.1%であった。全体の平均値は1.6人、入所系の平均値は2.5人、通所系の平均値は1.3人であった。

⑪退所後の日中生活

		a. 他の生活介護	b. 入所	c. 就労B型	d. 就労A型	e. 就労移行	f. 高齢者施設	g. 一般就労	h. 入院(一般)	i. 入院(精神科)	j. 在宅	k. 死亡	l. その他	合計
全体	利用者数	336	241	97	20	13	143	16	151	75	126	375	96	1689
	構成比	19.9%	14.3%	5.7%	1.2%	0.8%	8.5%	0.9%	8.9%	4.4%	7.5%	22.2%	5.7%	100.0%
入所系	利用者数	58	69	30	7	0	59	5	94	36	48	243	13	662
	構成比	8.8%	10.4%	4.5%	1.1%	0.0%	8.9%	0.8%	14.2%	5.4%	7.3%	36.7%	2.0%	100.0%
通所系	利用者数	278	172	67	13	13	84	11	57	39	78	132	83	1027
	構成比	27.1%	16.7%	6.5%	1.3%	1.3%	8.2%	1.1%	5.6%	3.8%	7.6%	12.9%	8.1%	100.0%

○その他
療養型病院、グループホーム、地域活動支援センター、重症児者施設、自立訓練、救護施設、転居、行方不明

平成28年度退所者の退所後の日中生活の場は、全体では「死亡」が22.2%、「他の生活介護」が19.9%、「入所（障害者支援施設）」が14.3%であった。入所系では、「死亡」が36.7%、「入院（一般病院）」が14.2%、「入所（障害者支援施設）」が10.4%で、通所系では、「他の生活介護」が27.1%、「入所（障害者支援施設）」が16.7%、「死亡」が12.9%であった。

⑱ 事業運営で課題と感じていること（自由記述）

有効回答件数 478

カテゴリー	回答数	割合	具体的な内容	回答数	割合
A. 利用者支援	402	84.1%	高齢の利用者の支援	102	21.3%
			重度の利用者の支援	45	9.4%
			送迎支援	44	9.2%
			医療的ケア	41	8.6%
			生産活動（工賃、内容等）	37	7.7%
			個別支援	30	6.3%
			行動障害の支援	26	5.4%
			多様な利用者像（精神、発達、軽度の知的等）	23	4.8%
			家族（高齢化等家族を含めた支援）	18	3.8%
			日中活動	10	2.1%
			入浴支援	8	1.7%
			利用者の年齢差	8	1.7%
			重症心身障害の支援	7	1.5%
余暇支援	3	0.6%			
B. 支援者	260	54.4%	人材確保（支援員、看護師等の専門職）	190	39.7%
			職員の専門性（人材育成、研修等）	54	11.3%
			職員の労働環境	12	2.5%
			職員の高齢化	4	0.8%
C. 運営	127	26.6%	建物、設備等	54	11.3%
			利用者の確保	25	5.2%
			利用者の利用の安定	24	5.0%
			経営、財政等	16	3.3%
			事業所の老朽化	8	1.7%
D. その他	53	11.1%	制度（報酬体系、加算等）	18	3.8%
			地域の社会資源の不足	8	1.7%
			地域との関係	7	1.5%
			災害対応	6	1.3%
			特になし	4	0.8%
			相談支援との連携	3	0.6%
			行政との連携	3	0.6%
			入所での日中活動	2	0.4%
			ボランティア	1	0.2%
			農福連携	1	0.2%

「事業運営で課題と感じていること」について、自由記述で質問をしたところ、478事業所より回答があった。記述された具体的な内容について、概ね項目ごとに分類し、4つのカテゴリーに分けて集計した。カテゴリーで最も多かったのは「利用者支援」であった。具体的な内容では、「人材確保（支援員、看護師等の専門職）」が最も多く、「高齢の利用者の支援」「職員の専門性（人材育成、研修等）」「建物、設備等」「重度の利用者の支援」「送迎支援」「医療的ケア」「生産活動（工賃、内容等）」「個別支援」「行動障害の支援」「利用者の確保」等の回答数が多かった。

Ⅲ 28年度新規利用者

■ 有効回答数2,326（入所系：627、通所系：1,699）

※数値は平成29年10月1日現在

●28年度新規利用者数

		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	不明・無回答	合計
全体	事業所数	327	289	177	107	59	55	73	31	10	1128
	構成比	29.0%	25.6%	15.7%	9.5%	5.2%	4.9%	6.5%	2.7%	0.9%	100.0%
入所系	事業所数	64	78	39	24	21	18	25	5	0	274
	構成比	23.4%	28.5%	14.2%	8.8%	7.7%	6.6%	9.1%	1.8%	0.0%	100.0%
通所系	事業所数	263	211	138	83	38	37	48	26	10	854
	構成比	30.8%	24.7%	16.2%	9.7%	4.4%	4.3%	5.6%	3.0%	1.2%	100.0%

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	2.1	1	22	0
入所系	2.4	1	14	0
通所系	2.0	1	22	0

平成28年度の新規利用者数では、全体では「0人」が29.0%、「1人」が25.6%、「2人」が25.6%であった。入所系では、「1人」が28.5%、通所系では「0人」が30.8%であった。平均値は、全体では2.1人、入所系では2.4人、通所系では2.0人であった。

①性別

		男	女	合計
全体	利用者数	1359	967	2326
	構成比	58.4%	41.6%	100.0%
入所系	利用者数	377	250	627
	構成比	60.1%	39.9%	100.0%
通所系	利用者数	982	717	1699
	構成比	57.8%	42.2%	100.0%

平成28年度新規利用者の性別は、全体では「男」が58.4%、「女」が41.6%であった。入所系では「男」が60.1%、通所系では「男」が57.8%でいずれも「男」が多かった。

②利用開始時の年齢

		10未満	10-18未満	18-20未満	20-30未満	30-40未満	40-50未満	50-60未満	60-65未満	65-70未満	70-75未満	75-80未満	80以上	不明・無回答	合計
全体	利用者数	1	16	757	357	259	340	356	168	40	11	10	3	8	2326
	構成比	0.0%	0.7%	32.5%	15.3%	11.1%	14.6%	15.3%	7.2%	1.7%	0.5%	0.4%	0.1%	0.3%	100.0%
入所系	利用者数	1	8	111	84	70	132	132	63	14	5	6	1	0	627
	構成比	0.2%	1.3%	17.7%	13.4%	11.2%	21.1%	21.1%	10.0%	2.2%	0.8%	1.0%	0.2%	0.0%	100.0%
通所系	利用者数	0	8	646	273	189	208	224	105	26	6	4	2	8	1699
	構成比	0.0%	0.5%	38.0%	16.1%	11.1%	12.2%	13.2%	6.2%	1.5%	0.4%	0.2%	0.1%	0.5%	100.0%

	平均値	中央値	最大値	最小値
全体	34.9	30	88	8
入所系	40.6	43	88	8
通所系	32.8	26	85	10

利用開始時の年齢は、全体では「18~20歳未満」が32.5%で、「20~30歳未満」「50~60歳未満」が15.3%であった。入所系では、「40~50歳未満」「50~60歳未満」が21.1%、通所系では、「18~20歳未満」が38.0%で最も多かった。

③利用開始時の障害支援区分

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	無回答	合計
全体	利用者数	8	87	378	600	538	675	24	4	12	2326
	構成比	0.3%	3.7%	16.3%	25.8%	23.1%	29.0%	1.0%	0.2%	0.5%	100.0%
入所系	利用者数	2	8	74	166	163	205	8	0	1	627
	構成比	0.3%	1.3%	11.8%	26.5%	26.0%	32.7%	1.3%	0.0%	0.2%	100.0%
通所系	利用者数	6	79	304	434	375	470	16	4	11	1699
	構成比	0.4%	4.6%	17.9%	25.5%	22.1%	27.7%	0.9%	0.2%	0.6%	100.0%

利用開始時の障害支援区分は、全体では「区分6」が29.0%、「区分4」が25.8%、「区分5」が23.1%であった。入所系では、「区分6」が32.7%、通所系では、「区分6」が27.7%で最も多かった。

④所持手帳

		1. 身体	2. 療育	3. 精神	4. なし	5. 不明	合計
全体	利用者数	920	1563	228	20	39	2770
	構成比	39.6%	67.2%	9.8%	0.9%	1.7%	119.1%
入所系	利用者数	294	398	45	6	6	749
	構成比	46.9%	63.5%	7.2%	1.0%	1.0%	119.5%
通所系	利用者数	626	1165	183	14	33	2021
	構成比	36.8%	68.6%	10.8%	0.8%	1.9%	119.0%

n= 2326
n= 627
n= 1699

利用開始時の所持手帳は、全体では「療育手帳」が67.2%、「身体障害者手帳」が39.6%、「精神保健福祉手帳」が9.8%であった。入所系では「身体障害者手帳」が、通所系では「精神保健福祉手帳」の割合が高かった。

⑤利用前の日中の場

		1. 特別支援学校	2. 学校	3. 他の生活介護	4. 就労B型	5. 就労A型	6. 就労移行	7. 入院(一般)	8. 入院(精神科)	9. 一般就労	10. 障害児施設	11. 在宅	12. その他	不明・無回答	合計
全体	利用者数	695	14	486	194	8	16	99	95	28	44	449	186	12	2326
	構成比	29.9%	0.6%	20.9%	8.3%	0.3%	0.7%	4.3%	4.1%	1.2%	1.9%	19.3%	8.0%	0.5%	100.0%
入所系	利用者数	96	1	120	47	1	2	59	52	3	37	149	53	7	627
	構成比	15.3%	0.2%	19.1%	7.5%	0.2%	0.3%	9.4%	8.3%	0.5%	5.9%	23.8%	8.5%	1.1%	100.0%
通所系	利用者数	599	13	366	147	7	14	40	43	25	7	300	133	5	1699
	構成比	35.3%	0.8%	21.5%	8.7%	0.4%	0.8%	2.4%	2.5%	1.5%	0.4%	17.7%	7.8%	0.3%	100.0%

○その他
地域活動支援センター、高齢者施設（有料老人ホーム、通所介護、サ高住）、精神科デイケア、障害者支援施設、生活訓練、機能訓練、日中一時支援、短期入所、グループホーム、児童養護施設、情緒障害短期入所施設、母子支援施設（子どもと）、特例子会社、社員寮、ビルメンテナンス作業、中学生、矯正施設

利用前の日中の場は、全体では「特別支援学校」が29.9%、「他の生活介護」が20.9%、「在宅」が19.3%であった。入所系では、「在宅」が23.8%、通所系では「特別支援学校」が35.3%で最も多かった。

⑥利用前の貴法人のサービス利用の有無

		1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計
全体	利用者数	786	1531	9	2326
	構成比	33.8%	65.8%	0.4%	100.0%
入所系	利用者数	240	380	7	627
	構成比	38.3%	60.6%	1.1%	100.0%
通所系	利用者数	546	1151	2	1699
	構成比	32.1%	67.7%	0.1%	100.0%

利用前の貴法人のサービス利用の有無は、全体では「無し」が65.8%で、「有り」33.8%より多かった。入所系では「無し」が60.6%、通所系では「無し」が67.7%でいずれも多かった。

⑦利用経路

		1. 本人	2. 家族親族	3. 相談支援員	4. 市区町村担当者	5. 学校	6. 医療機関	7. 他の障害施設	8. その他	合計
全体	利用者数	242	862	939	200	565	99	182	91	3180
	構成比	10.4%	37.1%	40.4%	8.6%	24.3%	4.3%	7.8%	3.9%	136.7%
入所系	利用者数	43	206	231	116	75	63	72	18	824
	構成比	6.9%	32.9%	36.8%	18.5%	12.0%	10.0%	11.5%	2.9%	131.4%
通所系	利用者数	199	656	708	84	490	36	110	73	2356
	構成比	11.7%	38.6%	41.7%	4.9%	28.8%	2.1%	6.5%	4.3%	138.7%

○その他
ケアマネ、市の相談室、自立訓練、グループホーム、就労継続B型、就労継続A型、居宅ヘルパー、リハビリ、サ高住、県振興局、同一法人内の移動、新規開所

利用経路は、全体では「相談支援員」が40.4%、「家族・親族」が37.1%、「学校」が24.3%であった。入所系では、「市区町村担当者」が18.5%、「医療機関」が10.0%で通所系よりも割合が高かった。

⑧利用にあたって事業所で行う支援

		1. 送迎	2. 入浴	3. 医療的ケア	4. 身体介助	5. 行動障害の支援	6. 高齢の支援	7. 家族含めた支援	8. 特になし	9. その他	合計	
全体	利用者数	1472	940	344	1125	532	55	264	125	201	5058	
	構成比	63.3%	40.4%	14.8%	48.4%	22.9%	2.4%	11.3%	5.4%	8.6%	217.5%	n= 2326
入所系	利用者数	167	473	182	398	151	28	58	27	28	1512	
	構成比	26.6%	75.4%	29.0%	63.5%	24.1%	4.5%	9.3%	4.3%	4.5%	241.1%	n= 627
通所系	利用者数	1305	467	162	727	381	27	206	98	173	3546	
	構成比	76.8%	27.5%	9.5%	42.8%	22.4%	1.6%	12.1%	5.8%	10.2%	208.7%	n= 1699

○その他

自立生活支援、精神的なケア、通院支援、栄養摂取ケア、高次脳機能障害の支援、発達障害の支援、食事支援、余暇活動、買い物・外出、就労に向けた支援、作業支援、創作活動、視覚障害に対する情報伝達ガイド、視覚障害のサポート、水頭症・腎機能に対する配慮、トイレ介助、血糖管理、銀行振り込み支援、金銭管理、リハ訓練、休日・夜であっても本人のごだわり解決の支援、自宅での視覚・スケジュール支援、自傷・他害・物損の対応、自閉症の対応、介護技術指導、プール、リハビリ（フェルデンクライス）、1時間ごとの点眼、給食事の介助（ケトンミルク使用）、行政手続き、乗馬、アルコール依存症の回復ケア、ギャラリー、傾聴カウンセリング、言語訓練、歩行訓練

利用にあたって事業所で行う支援は、全体では「送迎」が63.3%、「身体介助」が48.4%、「入浴」が40.4%であった。入所系では、「入浴」が75.4%、「身体介助」が63.5%、「医療的ケア」が29.0%で、通所系では、「送迎」が76.8%、「身体介助」が42.8%、「入浴」が27.5%であった。入所系は「身体介助」「医療的ケア」の割合が高く、通所系では「送迎」の割合が高かった。「行動障害の対応」は、入所系、通所系いずれも約2割であった。

⑨並行して利用するサービス

		1. 短期入所	2. 居宅介護	3. 重度訪問介護	4. 行動援護	5. 移動支援	6. 日中一時支援	7. 施設入所支援	8. 介護保険サービス	9. その他	合計	
全体	利用者数	484	268	40	53	276	224	452	24	179	2000	
	構成比	20.8%	11.5%	1.7%	2.3%	11.9%	9.6%	19.4%	1.0%	7.7%	86.0%	n= 2326
入所系	利用者数	93	18	1	1	10	28	392	0	15	558	
	構成比	14.8%	2.9%	0.2%	0.2%	1.6%	4.5%	62.5%	0.0%	2.4%	89.0%	n= 627
通所系	利用者数	391	250	39	52	266	196	60	24	164	1442	
	構成比	23.0%	14.7%	2.3%	3.1%	15.7%	11.5%	3.5%	1.4%	9.7%	84.9%	n= 1699

○その他

他の生活介護、就労B型、訪問看護、訪問リハビリ、訪問診療、地域活動支援センター、生活サポート事業、自立訓練、同行援護、PT、デイケア、訪問入浴、カウンセリング、レスパイト、グループホーム

並行して利用するサービスは、全体では「短期入所」が20.8%、「施設入所支援」が19.4%、「移動支援」が11.9%であった。

就労継続支援B型事業アンケート結果

■有効回答数 909

※数値は平成29年10月1日現在

I 基本情報

①運営主体

	1. 社会福祉法人	2. 医療法人	3. NPO法人	4. 営利法人 (株式会社、合同会社等)	5. その他法人 (社団・財団、農協、生協、学校等)	6. 都道府県、市区町村、一部事務組合	7. その他	合計
事業所数	444	10	312	95	34	6	8	909
構成比	48.8%	1.1%	34.3%	10.5%	3.7%	0.7%	0.9%	100.0%

n=909

運営主体は、「社会福祉法人」が48.8%と最も多く、次いで「NPO法人」が34.3%、「営利法人（株式会社、合同会社等）」が10.5%であった。

②事業形態

	1. 就労B型単独	2. 多機能型	不明・無回答	合計
事業所数	537	371	1	909
構成比	59.1%	40.8%	0.1%	100.0%

n=909

事業形態は、「就労B型単独」が59.1%で、「多機能型」が40.8%であった。

③同一敷地内で実施している他の日中活動

	1. 生活介護	2. 就労A型	3. 就労移行	4. 療養介護	5. 機能訓練	6. 生活訓練	7. 宿泊型自立訓練	8. その他	合計
事業所数	205	45	165	2	6	39	4	46	512
構成比	40.0%	8.8%	32.2%	0.4%	1.2%	7.6%	0.8%	9.0%	100.0%

n=512

同一敷地内で実施している他の日中活動は、「生活介護」が40.0%で、次いで「就労移行」が32.2%であった。

④定員数

	10人未満	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	不明・無回答	合計
事業所数	4	205	512	96	71	8	10	2	0	0	1	0	909
構成比	0.4%	22.6%	56.3%	10.6%	7.8%	0.9%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	100.0%

n=909

定員数は、「20～29人」が56.3%、「10～19人」が22.6%、「30～39人」が10.6%であった。

⑤契約者数

	10人未満	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	不明・無回答	合計
事業所数	112	271	316	117	55	21	10	2	1	1	1	2	909
構成比	12.3%	29.8%	34.8%	12.9%	6.1%	2.3%	1.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	100.0%

n=909

契約者数は、「20～29人」が34.8%、「10～19人」が29.8%、「30～39人」が12.9%であった。

⑥定員数に対する契約者数の割合

	50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～95%未満	95～100%未満	100～110%未満	110～120%未満	120～150%未満	150%以上	不明・無回答	合計
事業所数	64	39	28	54	102	63	37	152	121	163	85	1	909
構成比	7.0%	4.3%	3.1%	5.9%	11.2%	6.9%	4.1%	16.7%	13.3%	17.9%	9.4%	0.1%	100.0%

n=909

定員数に対する契約者数の割合は、「120～150%未満」が17.9%、「100～110%未満」が16.7%であった。

⑦ 自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者の数

	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	不明・無回答	合計
事業所数	341	152	177	157	43	16	12	11	909
構成比	37.5%	16.7%	19.5%	17.3%	4.7%	1.8%	1.3%	1.2%	100.0%

n=909

自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者の数は、「0人」が37.5%、「10～19人」が19.5%であった。

⑧ 契約者数に対する自法人内でのサービス等利用計画作成者数の割合

	0%	1～20%	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%	不明・無回答	合計
事業所数	340	29	41	42	83	133	206	35	909
構成比	37.4%	3.2%	4.5%	4.6%	9.1%	14.6%	22.7%	3.9%	100.0%

n=909

契約者数に対する自法人内でのサービス等利用計画作成者数は、「0%」が37.4%、「100%」が22.7%であった。

⑨ 開所日数（29年9月分）

	20日未満	20日	21日	22日	23日	24日	25日以上	不明・無回答	合計
事業所数	17	276	208	242	39	34	87	6	909
構成比	1.9%	30.4%	22.9%	26.6%	4.3%	3.7%	9.6%	0.7%	100.0%

n=909

開所日数（平成29年9月分）は、「20日」が30.4%、「22日」が26.6%であった。

⑩ 請求者数（29年9月分）

	15人未満	15～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	不明・無回答	合計
事業所数	241	165	309	106	47	19	9	2	1	0	3	7	909
構成比	26.5%	18.2%	34.0%	11.7%	5.2%	2.1%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.3%	0.8%	100.0%

n=909

請求者数（平成29年9月分）は、「20～29人未満」が34.0%、「15人未満」が26.5%であった。

⑪ 1ヶ月のべ利用者数（29年9月分）

	平均値	中央値	最大値	最小値
	376.0	339	1574	0

1ヶ月のべ利用者数（平成29年9月分）は、全体の平均値は「368.7人」、中央値は「334人」であった。

⑫ 定員数に対する1ヶ月のべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日あたりの利用率）（29年9月分）

	50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～95%未満	95～100%未満	100～110%未満	110～120%未満	120～150%未満	150%以上	不明・無回答	合計
事業所数	137	78	108	130	148	70	45	87	50	22	2	32	909
構成比	15.0%	8.6%	11.9%	14.3%	16.3%	7.7%	5.0%	9.6%	5.5%	2.4%	0.2%	3.5%	100.0%

n=909

定員数に対する、1ヶ月のべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日あたりの利用率）は、「50%未満」が15.0%、「80～90%未満」が16.3%、「70～80%未満」が14.3%であった。

⑬ 就労継続支援B型事業の開始時期

	1. 障害者自立支援法施行以前	2. 障害者自立支援法施行以降	3. 平成25年4月以降	不明・無回答	合計
事業所数	251	393	258	7	909
構成比	27.6%	43.2%	28.4%	0.8%	100.0%

n=909

就労継続支援B型事業の開始時期は、「障害者自立支援法施行以降」が43.2%、「平成25年4月以降」が28.4%、「障害者自立支援法施行以前」が27.6%であった。

II 利用者、支援の状況

①利用者の年齢と支援区分

□全体

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	利用者数	0	4	10	8	5	0	66	93
18～64歳	利用者数	633	2728	2962	2090	620	209	8425	17667
65歳以上	利用者数	87	214	188	79	25	9	588	1190
	合計	720	2946	3160	2177	650	218	9079	18950

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
18歳未満	構成比	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%
18～64歳	構成比	3.3%	14.4%	15.6%	11.0%	3.3%	1.1%	44.5%	93.2%
65歳以上	構成比	0.5%	1.1%	1.0%	0.4%	0.1%	0.0%	3.1%	6.3%
	合計	3.8%	15.5%	16.7%	11.5%	3.4%	1.2%	47.9%	100.0%

利用者の年齢は、「18～64歳」が93.2%で大多数を占め、次いで「65歳以上」が6.3%であった。

利用者の障害支援区分は、「区分なし」が47.9%、「区分3」が16.7%、「区分2」が15.5%であった。

利用者の年齢と障害支援区分とのクロスでは、「18～64歳」の「区分なし」が44.5%、「18～64歳」の「区分3」が15.6%であった。

②手帳別の所持者数

	身体	療育	精神	なし	不明	合計
利用者数	2709	12343	5720	663	350	21784
構成比	14.3%	65.1%	30.2%	3.5%	1.8%	115.0%

n = 9079

利用者の手帳別の所持者数は、「療育手帳」が65.1%、「精神保健福祉手帳」が30.2%、「身体障害者手帳」が14.3%であった。「なし」は3.5%であった。

③生産活動の内容

	1. 農業・畜産	2. 軽作業	3. 食品加工	4. 木工製品	5. 繊維皮革	6. 清掃	7. クリーニング	8. リサイクル	9. 販売	10. 配達	11. 印刷	12. 園芸	13. 情報処理IT	14. 飲食店・喫茶店	15. その他	合計
事業所数	231	635	302	66	107	338	57	172	283	89	68	70	25	162	190	2795
構成比	25.4%	69.9%	33.2%	7.3%	11.8%	37.2%	6.3%	18.9%	31.1%	9.8%	7.5%	7.7%	2.8%	17.8%	20.9%	307.5%

n=2795

○その他

手芸品作成、公園管理、ゴミ分別、花壇整備、陶器制作、リサイクル牛乳パックを使った紙すきによる製品づくりと販売、着火材「足寄のたきつけ」製造、ギフト値段シール張替え、しいたけ栽培、紙箱の貼り合わせ、障子・襖の張り替え、缶詰梱包など、リネン交換（老人ホーム）、さをり織り、彼岸花、植木鉢の製造、アクセサリー、ネイルアート、笹茶、PC周辺機器解体、除草、農産物直売所、解体（家）前後の片付け作業、仕分け作業、ポスティング、施設外就労（病院衣類たたみ、おしぼりの会社実習、喫茶店実習、農業）、塾の答案のパソコン入力、ネギそうじ、シールはり、ゴミ袋たたみ等の内職、事務作業（営業事務）、古本のネット販売、領収書の仕分け作業、高校の売店、花屋、デコパージュ、缶バッジ類、板金加工、梱包等、ステンドグラス、飼育、バザーでのたこ焼き、わたがしの製造販売、視覚障害者向点字印刷、情報伝達CD等の印刷・ダビング、有資格者によるマッサージ、整地、除草作業、動画制作、竹炭、木炭製造・販売、市場で野菜の袋詰、弁当箱の洗浄作業など、バイオ製品、特養でのシート交換、和紙原料（ミツマタの皮）の製造、アロマサロン、シュレッダー、製菓製造、酒類販売、建築廃材の分別、手工芸～七宝焼、マスコット人形製造販売、製麺、カキ養殖用連の作成、カキの種付け見直し、製麺所の麺を箱に入れる作業など、昆布、えごま等の選別（委託作業）、パチンコ台の小物、スロット台の小物の解体（解体部品を売る）、温泉、アパート点検作業、折り紙を使って千羽鶴、飾り玉を創作販売

生産活動の内容は、「軽作業」が69.9%、「清掃」が37.2%、「食品加工」が33.2%、「販売」が31.1%、「農業・畜産」が25.4%であった。

④年間総売上高

	50万円未満	50万～100万円未満	100万～500万円未満	500万～1000万円未満	1000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	不明・無回答	合計
事業所数	67	36	327	197	223	21	1	37	909
構成比	7.4%	4.0%	36.0%	21.7%	24.5%	2.3%	0.1%	4.1%	100.0%

n=909

	平均値	中央値	最大値	最小値
	9,392,748	5,051,845	124,857,741	0

年間総売り上げ高は、「100万～500万円未満」が36.0%で、「1000万～5000万円未満」が24.5%、「500万～1000万円未満」が21.7%であった。
平均値は939万2748円、中央値は505万1845円であった。

⑤年間工賃支払総額

	50万円未満	50万～100万円未満	100万～500万円未満	500万～1000万円未満	1000万円～1500万円未満	1500万～2000万円未満	2000万～2500万円未満	2500万～3000万円未満	3000万円以上	不明・無回答	合計
事業所数	71	83	493	174	38	11	5	0	0	34	909
構成比	7.8%	9.1%	54.2%	19.1%	4.2%	1.2%	0.6%	0.0%	0.0%	3.7%	100.0%

n=909

	平均値	中央値	最大値	最小値
	3,889,168	2,975,293	24,998,400	0

年間工賃支払総額は、「100万～500万円未満」が54.2%で、「500万～1000万円未満」が19.1%、「50万～100万円未満」が9.1%であった。
平均値は388万9168円、中央値は297万5293円であった。

⑥年間総売上高に対する工賃支払総額

	50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～95%未満	95～100%未満	100～110%未満	110～120%未満	120～150%未満	150%以上	不明・無回答	合計
事業所数	315	89	81	92	81	49	41	52	9	8	32	60	909
構成比	34.7%	9.8%	8.9%	10.1%	8.9%	5.4%	4.5%	5.7%	1.0%	0.9%	3.5%	6.6%	100.0%

n=909

年間総売上高に対する工賃支払総額の割合は、「50%未満」が34.7%、「70～80%未満」が10.1%であった。

⑦年間利用者平均工賃（月額）

	5,000円未満	5,000～1万円未満	1万円～1万5千円未満	1万5千円～2万円未満	2万円～2万5千円未満	2万5千円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円～10万円未満	10万円以上	不明・無回答	合計
事業所数	67	225	228	154	89	45	31	15	3	0	52	909
構成比	7.4%	24.8%	25.1%	16.9%	9.8%	5.0%	3.4%	1.7%	0.3%	0.0%	5.7%	100.0%

n=909

	平均値	中央値	最大値	最小値
	14,573	12,728	81,854	1,005

平成28年度の年間利用者平均工賃（月額）では、「1万～1万5千円未満」が25.1%、「5,000～1万円未満」が24.8%、「1万5千～2万円未満」が16.9%であった。
平均値は1万4573円、中央値は1万2728円であった。

⑧目標工賃達成加算の有無

	1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計
事業所数	379	512	18	909
構成比	41.7%	56.3%	2.0%	100.0%

n=909

目標工賃達成加算の有無は、「無し」が56.3%であった。

⑨ 就労移行支援体制加算の有無

	1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計
事業所数	89	804	16	909
構成比	9.8%	88.4%	1.8%	100.0%

就労移行支援体制加算の有無は、「無し」が88.4%であった。

⑩ 施設外就労加算の有無

	1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計
事業所数	283	612	14	909
構成比	31.1%	67.3%	1.5%	100.0%

施設外就労加算の有無は、「無し」が67.3%であった。

⑪ 送迎の有無

	1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計
事業所数	614	291	4	909
構成比	67.5%	32.0%	0.4%	100.0%

送迎支援の有無は、「有り」が67.5%、「無し」が32.0%で「有り」の方が多かった。

⑫ 送迎利用者数（1週間のべ人数）

	1. 1～9人	2. 10～19人	3. 20～29人	4. 30～39人	5. 40～49人	6. 50人以上	不明・無回答	合計
事業所数	88	83	56	49	44	294	0	614
構成比	14.3%	13.5%	9.1%	8.0%	7.2%	47.9%	0.0%	100.0%

送迎支援を利用している利用者数は、「50人以上」が47.9%、「1～9人」が14.3%であった。

⑬ 送迎距離数（1週間の合算）

	50km未満	50～100km未満	100～200km未満	200～500km未満	500～1000km未満	1000～2000km未満	2000～3000km未満	3000～4000km未満	4000km以上	不明・無回答	合計
事業所数	57	59	107	183	112	57	7	7	0	25	614
構成比	9.3%	9.6%	17.4%	29.8%	18.2%	9.3%	1.1%	1.1%	0.0%	4.1%	100.0%

	平均値	中央値	最大値	最小値
	449.8	290	3639	0

送迎距離数（事業所で実施している送り、迎えを含めた1週間の送迎支援のべ総距離数）は、「200～500km未満」が29.8%、「500～1,000km未満」が18.2%、「100～200km未満」が17.4%であった。全体の平均値は「449.8km」、中央値は「290km」であった。

⑭ 医療的ケアが必要な利用者の数

	a. たん吸引	b. 経管栄養	c. 胃ろう	d. 導尿	e. 人工呼吸	f. インスリン注射	g. その他	合計
利用者数	7	4	3	14	0	35	31	94
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%

○その他
人工肛門、カテーテル、発作時座薬、尿ろう、腸ろう、酸素ボンベ調整

医療的ケアが必要な利用者の数は、全利用者の0.5%であった。支援別では、「インスリン注射」が最も多く、次いで「その他」「導尿」であった。

⑮年間退所者数

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	不明・無回答	合計
事業所数	254	210	143	95	54	38	80	29	6	909
構成比	27.9%	23.1%	15.7%	10.5%	5.9%	4.2%	8.8%	3.2%	0.7%	100.0%

n=909

	平均値	中央値	最大値	最小値
	2.4	1	24	0

平成28年度の年間退所者数は、「0人」が27.9%、「1人」が23.1%、「2人」が15.7%であった。
平均値は2.4人であった。

⑯退所後の日中生活

	a. 他の就労B型	b. 入所	c. 生活介護	d. 就労A型	e. 就労移行	f. 高齢者施設	g. 一般就労	h. 入院(一般)	i. 入院(精神科)	j. 在宅	k. 死亡	l. その他	合計
利用者数	433	65	128	191	127	40	265	37	119	398	95	231	2129
構成比	20.3%	3.1%	6.0%	9.0%	6.0%	1.9%	12.4%	1.7%	5.6%	18.7%	4.5%	10.9%	100.0%

○その他

デイケア、地域活動支援センター、グループホーム、自立訓練、トライアル雇用、進学、通信制高校、職業訓練校、盲学校、救護施設、母の面倒、結婚、無職、転居、服役、行方不明

平成28年度退所者の退所後の日中生活の場は、「他の就労B型」が20.3%、「在宅」が18.7%、「一般就労」が12.4%、「就労A型」が9.0%であった。

⑰事業運営で課題と感じていること(自由記述)

有効回答件数 **424**

カテゴリー	回答数	割合	具体的な内容	回答数	割合
A. 利用者支援	406	95.8%	利用者の工賃	118	27.8%
			生産活動(仕事の改善、仕事の確保、新規開拓等)	79	18.6%
			高齢の利用者の支援	68	16.0%
			多様な利用者像(精神、発達、軽度の知的等)	32	7.5%
			重度の利用者の支援	27	6.4%
			就労支援	24	5.7%
			送迎支援	19	4.5%
			個別支援	16	3.8%
			利用者の社会参加	10	2.4%
			家族(高齢化等家族を含めた支援)	9	2.1%
医療的ケア	3	0.7%			
触法の利用者の支援	1	0.2%			
B. 支援者	89	21.0%	人材確保(支援員、職人等)	57	13.4%
			職員の専門性(人材育成、研修等)	21	5.0%
			職員の労働環境	9	2.1%
			職員の高齢化	2	0.5%
C. 運営	155	36.6%	利用者の確保	74	17.5%
			利用者の利用の安定	39	9.2%
			経営、財政等	23	5.4%
			建物、設備等	15	3.5%
			利用者の増加	3	0.7%
			事業所の老朽化	1	0.2%
D. その他	37	8.7%	制度(報酬体系、加算等)	17	4.0%
			地域との関係	7	1.7%
			地域の社会資源の不足	6	1.4%
			特になし	5	1.2%
			複数事業所利用者の増加	1	0.2%
			農福連携	1	0.2%

「事業運営で課題と感じていること」について、自由記述で質問をしたところ、424事業所より回答があった。記述された具体的な内容について、概ね項目ごとに分類し、4つのカテゴリーに分けて集計した。カテゴリーで最も多かったのは「利用者支援」であった。具体的な内容では、「利用者の工賃」が最も多く、「生産活動(仕事の改善、仕事の確保、新規開拓等)」「利用者の確保」「高齢の利用者の支援」「人材確保(支援員、職人等)」「利用者の利用の安定」「多様な利用者像(精神、発達、軽度の知的等)」等の回答数が多かった。

Ⅲ 28年度新規利用者

■有効回答数 2,707

※数値は平成29年10月1日現在

●28年度新規利用者数

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～9人	10人以上	不明・無回答	合計
事業所数	226	173	133	80	70	58	107	58	4	909
構成比	24.9%	19.0%	14.6%	8.8%	7.7%	6.4%	11.8%	6.4%	0.4%	100.0%

n=909

	平均値	中央値	最大値	最小値
	3.1	2	49	0

平成28年度の新規利用者数では、「0人」が24.9%、「1人」が19.0%、「2人」が14.6%であった。
平均値は3.1人であった。

①性別

	男	女	合計
利用者数	1616	1091	2707
構成比	59.7%	40.3%	100.0%

n=2707

平成28年度新規利用者の性別は、「男」が59.7%、「女」が40.3%であった。

②利用開始時の年齢

	10未満	10-18未満	18-20未満	20-30未満	30-40未満	40-50未満	50-60未満	60-65未満	65-70未満	70-75未満	75-80未満	80以上	不明・無回答	合計
利用者数	0	10	384	543	508	608	416	139	70	12	5	2	10	2707
構成比	0.0%	0.4%	14.2%	20.1%	18.8%	22.5%	15.4%	5.1%	2.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.4%	100.0%

n=2707

	平均値	中央値	最大値	最小値
	37.9	38	85	15

利用開始時の年齢は、「40～50歳未満」が22.5%で最も多く、次いで「20～30歳未満」が20.1%、「30～40歳未満」が18.8%、「50～60歳未満」が15.4%であった。

③利用開始時の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	無回答	合計
利用者数	51	293	280	153	49	16	1736	47	10	2707
構成比	1.9%	10.8%	10.3%	5.7%	1.8%	0.6%	64.1%	1.7%	0.4%	100.0%

n=2707

利用開始時の障害支援区分は、「区分なし」が64.1%で最も多く、次いで「区分2」が10.8%、「区分3」が10.3%であった。

④所持手帳

	1. 身体	2. 療育	3. 精神	4. なし	5. 不明	合計
利用者数	282	1121	1114	208	54	2779
構成比	10.4%	41.4%	41.2%	7.7%	2.0%	102.7%

n= 0

利用開始時の所持手帳は、「療育手帳」が41.4%、「精神保健福祉手帳」が41.2%とほぼ同じ割合で、次いで「身体障害者手帳」が10.4%であった。「なし」は7.7%であった。

⑤ 利用前の日中の場

	1. 特別支援学校	2. 学校	3. 生活介護	4. 他の就労B型	5. 就労A型	6. 就労移行	7. 入院(一般)	8. 入院(精神科)	9. 一般就労	10. 障害児施設	11. 在宅	12. その他	不明・無回答	合計
利用者数	316	20	59	476	84	157	24	148	140	8	987	257	31	2707
構成比	11.7%	0.7%	2.2%	17.6%	3.1%	5.8%	0.9%	5.5%	5.2%	0.3%	36.5%	9.5%	1.1%	100.0%

○その他

デイケア、地域活動支援センター、病院デイサービス、グループホーム、生活訓練、機能訓練、救護施設、リハビリ入院、障害者支援施設、国立職業リハセン、有料老人ホーム、専門学校、定時制高校、ワーカースコープ、ガルク、家庭内就労、プロのドライバー、矯正施設、拘置所、腎臓移植、引きこもり

利用前の日中の場は、「在宅」が36.5%で最も多く、次いで「他の就労B型」が17.6%、「特別支援学校」が11.7%であった。

⑥ 利用前の貴法人のサービス利用の有無

	1. 有り	2. 無し	不明・無回答	合計
利用者数	557	2103	47	2707
構成比	20.6%	77.7%	1.7%	100.0%

利用前の貴法人のサービス利用の有無は、「無し」が77.7%で、「有り」20.6%より多かった。

⑦ 利用経路

	1. 本人	2. 家族親族	3. 相談支援員	4. 市区町村担当者	5. 学校	6. 医療機関	7. 他の障害施設	8. その他	合計
利用者数	654	482	1129	206	316	236	239	123	3385
構成比	24.2%	17.8%	41.7%	7.6%	11.7%	8.7%	8.8%	4.5%	125.0%

○その他

グループホーム、就労移行支援、地域生活定着支援センター、就業・生活支援センター、障害者就労支援センター、ハローワーク、訪問看護、保健師、若者サポートステーション、取引企業、家族の知人、隣人、利用者の紹介、職員採用から

利用経路は、「相談支援員」が41.7%、「本人」が24.2%、「家族・親族」が17.8%、「学校」が11.7%であった。

⑧ 利用にあたって事業所で行う支援

	1. 送迎	2. 入浴	3. 医療的ケア	4. 身体介助	5. 行動障害の支援	6. 高齢の支援	7. 家族含めた支援	8. 特になし	9. その他	合計
利用者数	1124	8	19	46	77	18	210	971	446	2919
構成比	41.5%	0.3%	0.7%	1.7%	2.8%	0.7%	7.8%	35.9%	16.5%	107.8%

○その他

就労に向けた支援、作業支援、居場所の提供、精神面の健康管理、コミュニケーション支援、食事提供、金銭面、衛生面の助言、生活支援

利用にあたって事業所で行なう支援は、「送迎」が41.5%で最も多く、次いで「特になし」が35.9%、「その他」が16.5%であった。「その他」では「就労に向けた支援」「居場所の提供」「生活支援」等が複数回答されていた。

⑨ 並行して利用するサービス

	1. 短期入所	2. 居宅介護	3. 重度訪問介護	4. 行動支援	5. 移動支援	6. 日中一時支援	7. 施設入所支援	8. 介護保険	9. その他	合計
利用者数	101	137	5	19	156	72	61	31	382	964
構成比	3.7%	5.1%	0.2%	0.7%	5.8%	2.7%	2.3%	1.1%	14.1%	35.6%

○その他

デイケア、地域活動支援センター、グループホーム、発達障害者支援センター、地域包括支援センター、他の就労B型、訪問看護、自立生活アシスタント、金銭管理、食事提供

並行して利用するサービスは、「その他」が14.1%で最も多く、次いで「移動支援」が5.8%、「居宅介護」が5.1%であった。「その他」では、「デイケア」「地域活動支援センター」「他の就労B型」等が複数回答されていた。

生活介護事業・就労継続支援 B 型事業ガイドライン（素案）

■生活介護事業

■就労継続支援 B 型事業

1. 総則	1. 総則
(1) ガイドラインの趣旨	(1) ガイドラインの趣旨
(2) 基本的役割	(2) 基本的役割
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の心身の健康の維持・増進のための支援 ○利用者の権利と意思決定の保障 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の心身の健康の維持・増進のための支援 ○利用者の権利と意思決定の保障 ○経済的自立に向けたステップアップのための支援
(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動	(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動
<ul style="list-style-type: none"> ①基本的姿勢 ②基本活動 <ul style="list-style-type: none"> ア) 自立支援と日常生活の充実のための活動 イ) 創作活動・生産活動 ウ) 障害の状態像に応じた支援（医療的ケア、行動障害等） エ) 地域交流の機会の提供 オ) 余暇の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ①基本的姿勢 ②基本活動 <ul style="list-style-type: none"> ア) 自立支援と日常生活の充実のための活動 イ) 生産活動 ウ) 障害の状態像に応じた支援（医療的ケア、行動障害等） エ) 地域交流の機会の提供 オ) 余暇の提供
(4) 利用者の権利・利益の保障	(4) 利用者の権利・利益の保障
<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の権利を保障した主体的な活動の保障 ②虐待・差別防止の取り組み ③意思決定支援の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の権利を保障した主体的な活動の保障 ②虐待・差別防止の取り組み ③意思決定支援の取り組み
(5) 事業所が適切なサービスを提供するために必要な組織運営管理	(5) 事業所が適切なサービスを提供するために必要な組織運営管理
<ul style="list-style-type: none"> ①適切な支援の提供と支援の質の向上 ②法令遵守 ③様々なリスクへの備えと対応 	<ul style="list-style-type: none"> ①適切な支援の提供と支援の質の向上 ②法令遵守 ③様々なリスクへの備えと対応

■生活介護事業

■就労継続支援B型事業

2. 設置者・管理者向けガイドライン	2. 設置者・管理者向けガイドライン
(1) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	(1) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
<p>①環境・体制整備</p> <p>ア) 適正な規模の利用定員</p> <p>イ) 適切な職員配置 (福祉と医療の連携：看護師、栄養士等) 送迎職員等</p> <p>ウ) 適切な設備等の整備</p> <p>②PDCA サイクルによる適切な事業所の管理</p> <p>ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底</p> <p>イ) 複数のサイクル(年・月等)での目標設定と振り返り</p> <p>ウ) コミュニケーションの活性化等</p> <p>エ) 利用者の意向等の把握</p> <p>オ) 支援の継続性</p> <p>③従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起</p> <p>イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>④関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携</p> <p>イ) 他の障害者支援事業所との連携</p> <p>ウ) 医療機関や専門機関との連携</p> <p>エ) 特別支援学校等との連携との連携</p> <p>オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携</p> <p>カ) (地域自立支援) 協議会等への参加</p> <p>キ) 養護者、成年後見人等との連携</p>	<p>①環境・体制整備</p> <p>ア) 適正な規模の利用定員</p> <p>イ) 適切な職員配置</p> <p>ウ) 適切な設備等の整備</p> <p>②PDCA サイクルによる適切な事業所の管理</p> <p>ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底</p> <p>イ) 複数のサイクル(年・月等)での目標設定と振り返り</p> <p>ウ) コミュニケーションの活性化等</p> <p>エ) 利用者の意向等の把握</p> <p>オ) 支援の継続性</p> <p>③従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起</p> <p>イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>④関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携</p> <p>イ) 他の障害者支援事業所との連携</p> <p>ウ) 医療機関や専門機関との連携</p> <p>エ) 特別支援学校等との連携</p> <p>オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携</p> <p>カ) ハローワーク、就業・生活支援センター等就労支援機関との連携</p> <p>キ) (地域自立支援) 協議会等への参加</p> <p>ク) 養護者、成年後見人等との連携</p>

(2) 利用者に対する説明責任等	(2) 利用者に対する説明責任等
<ul style="list-style-type: none"> ①運営規程の周知 ②利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明 ③利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談支援等 ④苦情解決対応 ⑤適切な情報伝達手段の確保 ⑥地域に開かれた事業運営 	<ul style="list-style-type: none"> ①運営規程の周知 ②利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明 ③利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談支援等 ④苦情解決対応 ⑤適切な情報伝達手段の確保 ⑥地域に開かれた事業運営
(3) 緊急時の対応と法令遵守	(3) 緊急時の対応と法令遵守
<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等

■生活介護事業

■就労継続支援B型事業

3. サービス管理責任者向けガイドライン	3. サービス管理責任者向けガイドライン
(1) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	(1) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
<p>①個別支援計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供</p> <p>ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント</p> <p>イ) 個別支援計画の作成</p> <p>ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案</p> <p>エ) 日々の適切な支援の提供</p> <p>オ) 個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)</p> <p>カ) 個別支援計画の変更</p> <p>キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施(サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認)</p> <p>②従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起</p> <p>イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>③関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携</p> <p>イ) 他の障害者支援事業所との連携</p> <p>ウ) 医療機関や専門機関との連携</p> <p>エ) 特別支援学校等との連携との連携</p> <p>オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携</p> <p>カ) (地域自立支援)協議会等への参加</p> <p>キ) 養護者、成年後見人等との連携との連携</p>	<p>①個別支援計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供</p> <p>ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント</p> <p>イ) 個別支援計画の作成</p> <p>ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案</p> <p>エ) 日々の適切な支援の提供</p> <p>オ) 個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)</p> <p>カ) 個別支援計画の変更</p> <p>キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施(サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認)</p> <p>②従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起</p> <p>イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>③関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携</p> <p>イ) 他の障害者支援事業所との連携</p> <p>ウ) 医療機関や専門機関との連携</p> <p>エ) 特別支援学校等との連携</p> <p>オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携</p> <p>カ) ハローワーク、就業・生活支援センター等就労支援機関との連携</p> <p>キ) (地域自立支援)協議会等への参加</p> <p>ク) 養護者、成年後見人等との連携との連携</p>

<p>(2) 利用者に対する説明責任等</p>	<p>(2) 利用者に対する説明責任等</p>
<p>①利用者に対する運営規程や個別支援計画の内容についての丁寧な説明 ②利用者に対する相談支援等 ③苦情解決対応 ④適切な情報伝達手段の確保</p>	<p>①利用者に対する運営規程や個別支援計画の内容についての丁寧な説明 ②利用者に対する相談支援等 ③苦情解決対応 ④適切な情報伝達手段の確保</p>
<p>(3) 緊急時の対応と法令遵守</p>	<p>(3) 緊急時の対応と法令遵守</p>
<p>①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等</p>	<p>①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等</p>

■生活介護事業

■就労継続支援B型事業

4. 従業者向けガイドライン	4. 従業者向けガイドライン
(1) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	(1) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
<p>①個別支援計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供</p> <p>ア) サービス等利用計画及び個別支援計画の理解 イ) 従業者間での意思の疎通、支援内容の共有 ウ) 支援提供に際しての工夫 エ) 支援提供記録 オ) 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与</p> <p>②従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起 イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>③関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携 イ) 他の障害者支援事業所との連携 ウ) 医療機関や専門機関との連携 エ) 特別支援学校等との連携との連携 オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携 カ) (地域自立支援) 協議会等への参加 キ) 養護者、成年後見人等との連携との連携</p>	<p>①個別支援計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供</p> <p>ア) サービス等利用計画及び個別支援計画の理解 イ) 従業者間での意思の疎通、支援内容の共有 ウ) 支援提供に際しての工夫 エ) 支援提供記録 オ) 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与</p> <p>②従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起 イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>③関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携 イ) 他の障害者支援事業所との連携 ウ) 医療機関や専門機関との連携 エ) 特別支援学校等との連携 オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携 カ) ハローワーク、就業・生活支援センター等就労支援機関との連携 キ) (地域自立支援) 協議会等への参加 ク) 養護者、成年後見人等との連携との連携</p>
(2) 利用者に対する説明責任等	(2) 利用者に対する説明責任等
<p>①利用者に対する相談支援等 ②苦情解決対応</p>	<p>①利用者に対する相談支援等 ②苦情解決対応</p>

(3) 緊急時の対応と法令遵守	(3) 緊急時の対応と法令遵守
<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等

事業所報告 (研究検討委員より)

1. かたかご苑 (富山県高岡市)
2. まめじまカフェ (長野県長野市)
3. 朋第2 (神奈川県横浜市)
4. デイセンターウィズ (埼玉県比企郡嵐山町)
5. 千代田区立障害者就労支援施設 (東京都千代田区)
6. わーくす大師 (神奈川県川崎市)
7. 社会就労センターライン工房 (熊本県熊本市)
8. カラコネオフィス (東京都墨田区)

事業所名	かたかご苑	法人名	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
開設年	1993年4月	定員数	施設入所 定員 40名 生活介護 定員 40名 短期入所 定員 4名 日中一時支援 定員 2名
所在地	富山県高岡市滝新 15 番地		
報告者	辻 佳子		

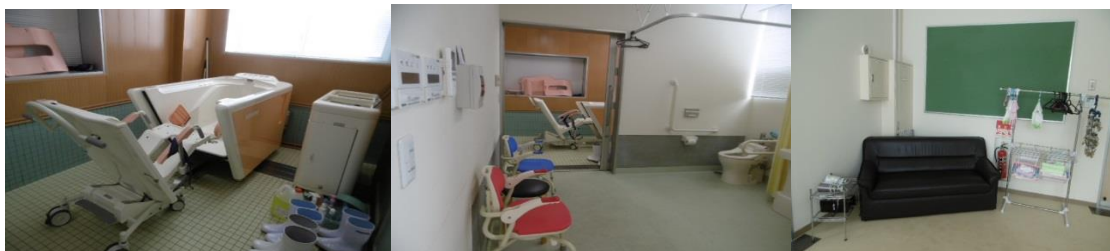
1. 事業所の概要

1979年2月、富山県西部に知的障害者の地域生活と社会参加の促進を目指し、保護者による「手をつなぐ親の会共同作業所」が開設されました。利用者の増加と運営基盤の確立を図るため、社会福祉法人の認可を受け、1983年4月に通所授産施設「万葉福祉作業所」を開設し、1993年4月の更生施設「かたかご苑」(入所・通所)の開苑を経て、障害者の就労支援、グループホームの運営等の事業を進め、知的障害者のさまざまなご相談にも対応できるようになりました。現在では約160名余の知的障害者の皆様が安全と安心のある生活を営めるよう、施設と福祉サービスの充実に努めています。



2. かたかご苑の利用者の状況

利用者の高齢化を見据え2011年には、居住棟を再編成(重度棟、高齢棟)するとともに、施設のバリアフリー化に取り組みました。また同時に職員研修として、介護、摂食・嚥下の対応について学ぶ場を設け支援者としてのスキルアップを図ってきました。さらに2014年には、利用者の高齢化への対応として作業室の拡張や特殊浴槽を設置する等、利用者の安心・安全な生活の維持に努めています。



現在、入所者40名の平均年齢は43.9歳であり、40歳から50歳の利用者が23名、50歳以上の利用者が6名で、その最高年齢は70歳です。また、障害の状況については、障害支援区分の平均値は5.7であり、重度障害者認定を受けている利用者が、40名中29名と半数以上を占めています。このように、利用者の高齢化及び重度化がますます顕著となっている状況です。利用者の高齢化に伴い疾病を抱える利用者が増え、精神科以外への受診頻度や医療的ケアが必要となる利用者が多くなってきています。

3. 日中活動の見直し

かたかご苑は、利用者の状況の変化に寄り添い、個々の障害特性に応じた環境を整備すると共に作業活動を中心にめりはりのある日課を組み立てるなど個別支援を重視してきました。しかし、受診の頻度が増え入浴に細やかな対応が求められるようになってきていることから、従来の作業活動を中心とした日課が行えなくなっている状況です。そこで利用者の安心・安全、そして清潔な生活を確保することに重点をおく支援にシフトチェンジしていくことを模索し始めました。健康を維持するための受診、清潔を保つための入浴、そして楽しみのある活動を重視する日課への変更に取り組みました。楽しみを担保する中には、作業活動が適している利用者もいます。また、外出や行事等を楽しみにしている利用者もいます。しかしながら、限られた人員で絶えず側に付き添う支援は困難な面があります。そのため、一人ひとりが自分にあった自立課題に取り組むことで穏やかに過ごせるよう課題を準備するなどの工夫を凝らしています。

※ Aさんの日程表



自立課題①

Aさんの好きな乗り物と
食べ物の仕分け課題

自立課題②
ボルト・ナットの
組み立て、分解課題



4. かたかご苑の目指す支援

かたかご苑は、中高年を迎える知的障害者の方々に豊かな人生を送ってもらうために①健康・安全 ②清潔 ③楽しみ・生きがいに重点をおいた支援を提供していきたいと考えています。利用者が高齢になるにつれ①②の支援に重さが増す中で、若年層の利用者の生活には③の支援も必要です。環境を整え利用者の安心・安全を保ち、清潔を維持した上で楽しみや生きがいを持つことができる日課が求められるのです。

今、「ゆったり活動」として多目的室でそれぞれの利用者の障害特性に応じた自立課題を提供しており、居住棟では個別の見守りや寄り添いが必要な利用者に対応する時間を確保しています。自分で過ごせる時間を尊重し、一人ひとりに応じた支援をしています。今後も、①②を保つための環境整備、利用者個々の③を満たす活動を提供できるよう日課の工夫を行っていきたくと考えています。

障害者支援施設では、今まで元気で主に運動や作業活動ができる利用者を支援してきた職員に対し、排泄や入浴の介助、認知症状を受容した支援に切り替えることを求めることとなります。まして、保護者の方々に自分の子供が高齢化していくことなどを受け止めてもらうことも容易ではありません。保護者や後見人さらには相談支援専門員等と綿密な連携を図っていくことにより、利用者により寄り添った支援を常に心がけていかなければならないと強く感じています。

事業所名	まめじまカフェ (4月より森と木L I F Eに改名)	法人名	社会福祉法人 森と木
開設年	2011年	定員数	20名
所在地	長野県長野市大豆島 5216-1		
報告者	岸田 隆		

1. 事業所の概要

知的障害を伴う自閉症で、行動障害を伴う人を利用対象とした生活介護事業所。主たる事業所は10畳ほどの広さの個室での支援が基本になっており、従たる事業所に「マイルーム東和田」があるが、こちらは4畳ほどの個別の作業室での支援が基本。その他にも空き缶つぶしの作業を行う作業場もある。また、昨年9月からは、「森と木365」という短期入所事業所（4階建て）のひとつのフロアを従たる事業所として、さらに刺激に弱い（過敏な）タイプの自閉症の方の支援を行っている。

	外観	室内
森と木L I F E (主たる事業所)		
マイルーム東和田		



2. 活動内容（日中活動、生産活動等）

- ・空き缶つぶし作業（空き缶回収、缶洗い、缶つぶし）
- ・下請け作業（ダスキンの雑巾たたみ、箱折作業、シール貼り、ガチャガチャ詰め作業、富士通ベーク板作業）
- ・自主活動（自立課題的な活動）
- ・清掃作業
- ・畑作業
- ・おやつ作り
- ・ウォーキング
- ・カフェタイム
- ・マッサージ



3. 特徴

物や環境の同一性保持・こだわり、話し声、動物の鳴き声、子どもの声、人と接触などに対して過敏に反応する人が多いため、小集団あるいは個別での活動となっている。一人ひとりの利用者に個別の部屋、空間、エリアを設定している。

				合計
支援区分	4	5	6	—
利用人数	8	15	4	27
行動援護対象人数	1	8	4	13

4. 課題

- ・マンツーマン、あるいは2対1といった手厚い支援が必要な人への支援として、はたして生活介護が相応しいかどうか検討する必要がある。（行動援護で支援していた人もいたが、制度的な課題がある）
- ・行動援護対象の人等へは個別支援を前提とした、日中活動に限った包括的な支援サービスの創設の必要。
- ・生活介護事業所の多くで生産活動を行っており、サービス名称を変更すべきである。
- ・生活介護事業所に工賃支払いのルール（会計処理方法）を統一すべきである。就労支援会計の下では工賃を支払うのは困難な事業所が多い。

事業所名	朋第 2	法人名	社会福祉法人 訪問の家
開設年	2007 年 4 月	定員数	生活介護 20 名 日中一時支援事業
所在地	神奈川県横浜市栄区柏陽 3-18		
報告者	妹尾 雅史		

1. 事業所の概要

横浜市栄区桂台に・重症心身障害児(者)の通所施設として、昭和 61 年に知的障害者通所更生施設 朋が開設される。朋のある桂台の麓、栄区柏陽に朋の缶作業グループが活動拠点を移すかたちで、平成 8 年に地域作業所 C A N が法人のバックアップのもと開所され、その後、平成 19 年に朋の「みのりグループ」が合流し、朋第 2 が開設されるまで朋分場として運営された。同じ建屋の 2 階には別法人の精神障害者の地域活動支援センターであるすぱーすももが活動している。朋から CAN への展開、朋第 2 の開設について



は、朋の中で利用者一人ひとりの特性に合わせた活動展開を志す中、大きな集団の中での動きのとりづらさ、小規模グループのフットワークの良さを生かし、より地域に密着した活動展開を志した。朋第 2 としては、朋で育まれた実践理念をもとに次のような事業の目標を掲げている。①地域を活動のステージとして一人一人が役割をもって社会参加すること。②社会貢献活動（仕事）と余暇活動（一人一人の楽しみ）の中で個々の利用者が人と出会い、繋がりを作っていくこと。③地域の人との交流を通して、「～してあげる、～してもらう」のではなく、互いに尊重され対等な関係性が育まれる地域社会を作っていくこと。④家族とともに歩み、意見を出し合うプロセスを大切に、両輪となって利用者本人の生活を支えていくこと。⑤グループホームと協働し、利用者の地域生活を支えていくこと。

2. 活動内容（日中活動、生産活動等）

□アルミ缶回収～地域の防犯パトロールの取り組み：CAN 開設以来、アルミ缶リサイクル拠点として地域に根ざした活動を展開してきた。自治体による分別収集が始まって久しく、アルミ缶リサイクルの社会貢献としての意味づけが薄れてしまっていたが、地域ケアプラザ[※]と協働した地域住民との話し合いの場から、市内でも特に高齢化が進んだ地域の実情に合わせ、防犯パトロール活動の取り組みをアルミ缶回収に付加することになり、活動を継続している。



□一人一人のニーズに応じて地域資源を活用する取り組み：利用者の趣味嗜好に沿った活動を、地域のサロンや施設、お店に足を運んでいく、また、そこで出会う人たちに事業所に来ていただく機会を設けるなどし、継続的なつながりを持つことで、利用者地域人たちとの関係をコーディネートしていく。また、公共交通機関を利用した外出も日常的に行なっている。

例) フラワーアレンジメント、絵画ボランティア、ピアノコンサート、ハーモニカコンサート、マンドリンコンサート、アロママッサージ等々

※地域ケアプラザ：横浜市の条例に基づく施策で、中学校区に1つ設置されている地域での福祉保健活動や交流の拠点となる在宅介護支援施設

3. 特徴的な実践内容等

- 事業所としても地域と繋がっていく：地域への一方的なアピールではなく、地域と密着したかたちで、地域のニーズと事業所の強みをマッチングしていくことを目指し、自治会の部会に事務局として参画している。
- 医療との日常的な連携：医療的ケアを含めて、心身の健康維持のために医療職との連携は必須となっている。看護師、歯科衛生士を事業所内の職員体制に配置する他、医師の回診（内科2回/月、皮膚科1回/月、整形外科1回/月、摂食外来年4回/年、歯科検診1回/2年）を実施している。また、利用者の入院時に、重度障害者等入院時コミュニケーション事業を利用し、付き添いのサポートを行なっている。
- グループホームとの協働で重度重複障害をもつ利用者の地域生活を支える：全体で22名の利用者の内9名が法人内で運営しているホームに入居している。バックアップ施設として介助体制の応援や、突発的な体調不良時の通院対応を行う。また、定期的にホームの世話人と情報共有のミーティングを行い、共に本人像を見立て介助方法やイベントの企画の検討などを行うほか、通所へのヘルパーの現場研修の受け入れや、ホームごとの介助者ミーティングに参加するなどし、顔の見える関係の中で、支援者が連動することで本人中心の生活を支えることを目指している。
- 在宅利用者への生活支援：グループホームに入居しておらず、家族と在宅生活をしている利用者を対象に日中活動の時間以外に、生活支援の機会を提供している。具体的には、日中一時支援事業を利用して、季節感を味わうことや夕方の時間帯ならではのプログラムを趣旨として、余暇クラブ（隔月1回）の実施や、本人の生活に即した個別の時間の過ごし方（ヘアカット等）を行なっている。
- 家族との関係：保護者会を組織しており、その機会に合わせて家族連絡会を月1回行ない、事業所の運営について意見交換をする場としている。また、地域資源や制度についての情報提供の機会として、定例会とは別に年に数回勉強会を実施している。
- すぱーすももとの合同企画：CANの時代から建屋を共にしているももとは、月1回恒例の誕生会や、夏まつりの共催など、定例のミーティングを行いながら事業所としての地域に向けたアプローチを検討している。

4. まとめ

朋第2に通所する多くの利用者の状態像としては、自立して取り組める作業活動の内容は極めて限られたものであり、支援者による手添えで活動を体感することにならざるを得ない場合もある。また、言語によって明確に意思を汲み取ることは困難さから、関わる人がコミュニケーションの実感を得るには、多くの時間を必要とすることがある。その中でも、社会の中での役割を得て行くことや、本人への意思確認をもとに、時に既成の活動の枠組みを見直しながら、新たな活動を生み出し一人ひとりの希望を形にして行くこと。地域の人たちと体験を共有する機会を生み出し、本人たちの思いへの関心や共感を広げて行くことを、実践の中心に置いている。

法人理念 『一人ひとりを大事にし 障害のある人も高齢者も 誰もが健康で
平和に暮らせる 真の豊かさをもつ社会作りをめざす』



事業所名	デイセンターウイズ	法人名	昴
開設年	平成7年8月1日	定員数	40人
所在地	埼玉県比企郡嵐山町鎌形2804-1		
報告者	石井 貴之		

1. 事業所の概要

人口約1万8千人。自然豊かな嵐山町の中でも、鎌形地区は嵐山溪谷を有しとりわけ観光客の多い地区である。平成7年に、重い知的障害のある人のデイアクティビティセンターとして、知的障害者通所更生施設(当時)デイセンターウイズを開設した。働くことよりも楽しむことを重視して、毎日登所してから活動と昼食メニューを選択してもらうスタイルは同世代の障害のない人たちと同じように生きてほしいという願いの表れだった。どんなに障害が重くても断らなかつたため、近隣の市町村から利用希望者が集まり、今でも送迎バスは朝夕1時間半かけて回っている。現在は、54名が登録し、1日40名前後がご利用している。障害支援区分6のご利用者が8割を占める。



2. 活動内容（日中活動、生産活動等）

生活介護（30）と就労継続支援 B 型(10)の多機能型事業所。生活介護は現在2つのグループ（所内活動中心/所外活動中心）に分かれ活動している。所内活動は主に重症心身障害のある人たちで、午前は水分補給やストレッチなど、午後は日替わりの活動で、季節の行事やおやつ作り、創作活動などを楽しむ。最近では野菜栽培をはじめ、ゆくゆくは二次加工品の販売などにもチャレンジしたいと考えている。

所外活動は外出ばかりしているグループだ。こちらも季節に応じて花見や水遊び、里山トレッキングや雪山そり遊びなど、のどかなロケーションを活用している。また、少し手間はかかるが、買い物や観光スポットめぐり、食べ歩きなど、遊び歩いているかのような活動をしている。

就労継続支援 B 型は市町村等から受注した公園清掃（トイレ清掃、ゴミ拾い・処分、落ち葉掃きなど）を主な収入源として工賃（平均2万円弱/月）を支給している。その他に、法人内の事業所等から出た廃棄物の処理、移動販売車 Café もぐりんの営業、アート活動の一環として作成したアクセサリや雑貨の販売なども行っている。

3. 実践内容等

まちこうば Groovin はウイズがこれまで取り組んできたアート活動支援の帰結した形としてオープンしたスペースである。障害のある人の芸術創作活動は近年その独自性が注目されつつある。ウイズは開設当初から創作活動を取り入れていたが、すぐれた作品を創る数名の人たちが埋もれたままになっていた。22年に埼玉県が行ったアートマッチングサポート事業を契機にそれらの作家及び作品にスポットを当て、アートイベントや商品化などの取り組みが始まり、29年11月に念願のアトリエ&ギャラリーを持つことができた。ここを「まちこうば」としたの

は「生み出す」ことのおもしろさを芸術に限定せずいろんな人の生産活動に役立てることをイメージしたからである。また、Groovin は音楽用語の「グルーブする」に由来し、多様な人たちの関わり合いから驚く発想が生まれることを期待してのネーミングなのである。



4. 今後の展望

現状のウイズは規模が大きくなりすぎている。Groovin のように目的に応じて活動拠点を分散していきたい。また、地域生活支援等拠点事業を法人として取り組む方向なので、その機能を担うこと、人材の供給源になることも課題だ。障害者施設における地域福祉の今日的な解釈は、地域と施設相互に有益な関係性をベースに協働していくことなのではないかと考えている。協働するテーマをしっかりと中心においてみんなに有益な取り組みを展開できるようにしていきたい。

事業所名	千代田区立障害者就労支援施設	法人名	社会福祉法人 緑の風
開設年	平成 19 年 4 月	定員数	【多機能事業所】 就労移行 定員 6 名 就労継続 B 定員 24 名 生活介護 定員 10 名
所在地	東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1 千代田区役所 3 階		
報告者	中村 公昭		

1. 事業所の概要

千代田区立の福祉作業所として運営されていた事業所が手狭になり移転先を探していたが、千代田区は適切な物件が見つげにくい土地柄という課題を抱えていました。当時の区長が障害者との共生を掲げていたこともあり、区庁舎の新設に合わせて障害者施設も庁舎内に設置することが計画され、それまでの福祉作業所を吸収した形で新たに障害者支援施設として設置することになった。

社会福祉法人緑の風は、障害があっても一人ひとりが自分らしい社会参加や貢献の仕方を模索し、自立した暮らしや尊厳が守られ、それぞれの持つ力を生かして様々な形で参加し、貢献できる社会を目指すことを目的に平成 14 年 3 月に設立されました。平成 19 年 4 月より千代田区立の障害者就労支援施設の指定管理者として運営を担うことになり、千代田区役所の 3 階フロアの 4 割程度のスペースを占めています。同時に、区役所 1 階にパン工房とパンショップを公益事業として運営しており、障害者の雇用の場や就労支援施設への仕事の提供を目的にしています。



2. 活動内容（日中活動、生産活動等）

千代田区立の就労支援施設として設置されているため、生産活動を中心に日中活動を行ってきました。区役所や企業からの受注作業をおこなう「区役所・企業班」と、前述した区役所 1 階にあるパンショップから菓子部門を委託された「サブレ班」に分かれ、利用者の希望や適正に応じて作業活動を提供しています。

ここ数年間の平均収入はおおよそ 850 万円で、平均工賃は 24,000 円程度となっています。区役所・作業班は、区役所から受注している事務作業が多く、封入・封緘、広報誌の発送準備、チラシ折り、封筒印刷等で 150 万円、その他の企業からは、梱包作業や名刺作成などで 250 万円の計 400 万円で、サブレ班は、焼き菓子製造で 180 万円、ギフトセットで 30 万円、パンショップで使用する器材の洗浄などの雑務が 40 万円と計 250 万円になります。その他、各回毎に数人のチームを編成し、作業班の枠にとらわれずにおこなっている外部作業では 200 万円程度を売り上げています。



3. 立地環境を生かした社会参加を模索する

千代田区人口は5万人強で療育手帳受給者も150名余りと規模が小さいこともあり、平成29年度時点での利用者数は28名（就労移行3名、就労継続B16名、生活介護9名）で、過去にも30名を超えたことはありません。その上、加齢や重度化により生産量が低下して多くの作業量をこなせる訳ではありません。このような利用者規模や障害状況にもかかわらず年間の売り上げや工賃が比較的高めになっているのは、千代田区という立地条件と区役所内にある事業所環境が大きな要因でしょう。

同じ庁舎内にある行政からの受注作業が多いことは、単価設定が適正で他施設の受注単価と比べると高収入で、納入・納品時に利用者が参加しやすく、施設内受注だけでなく庁舎内に出向いて作業することへも広がってきています。さらに、社会との接点を増やすため、外部作業として「植栽」「清掃」「販売」「配達」の作業活動をおこなっています。千代田区は大企業の本社も多く、企業の社会貢献の一環として障害者の参加機会も有利な環境と言えるでしょう。それぞれの作業チームは、各回毎に利用者1～2名と職員で実施し、活動内容や利用者状況によって1時間～半日程度の活動をおこなっています。「植栽」は、観葉植物のメンテナンスやプランターの管理などを請け負い、週1回～2回程度、区役所庁舎ロビーや近隣の保健所、近隣企業にも出向いています。「清掃」は、近隣企業のオフィス清掃ですが、週に3回程度、床の掃除機掛けや拭き掃除、ゴミ捨てなどをおこなっています。「販売」は、パンショップの販売員として近隣企業の社員食堂や社屋ロビーなどに場所を設置して、パンや焼き菓子の出張販売に出向きます。毎週実施している1社以外は、年間2回～3回程度のイベント販売で、昨年度は合計12社へ90回の実績がありました。「配達」は、焼き菓子を近隣企業の売店やお持たせの品として納品していますが、週1回程度在庫確認と補充のために訪問します。比較的簡易的な活動として利用者の参加もしやすく、売り上げにも貢献しています。このような外部作業は、ほぼ毎日何らかの作業活動が実施されていて、28年度総数で530回を超え、延べ950人の利用者が携わりました。

利用者の生産量は必ずしも多くはありませんが、立地環境と周囲の理解によって、区役所や企業との方々と接する機会が増え、仕事を通しての社会貢献にも大きな役割を果たしています。



4. まとめ等

千代田区立障害者就労支援施設は区の指定管理であるため、区役所内の送迎や出張支援、余暇活動などを条件に予算的な職員配置が保障されています。そのため、外部作業のような数名の利用者に職員同行することが可能になっていますが、一般的な施設では職員配置上難しいでしょう。一方、利用者の加齢や重度化による生産性の減少に伴い、作業活動を維持するための制約が大きくなってきています。外部作業を行える周囲の理解が広がっても、担える利用者が限定されているため拡大できず、むしろ利用者がおこなえる活動内容や回数などに精査する必要があります。利用者が主体的に参加できる作業工程への見直しや体力的に参加可能な時間設定、活動場所までの距離や回数など、生産業の拡大よりも利用者のみのためにあつた活動へ修正をしている最中
です。あくまでも利用者主体の社会参加を確認しながら有利な環境を生かしていきたいと思ひます。



事業所名	川崎市わーくす大師	法人名	福) 電機神奈川福祉センター
開設年	2001年4月1日(民間委託)	定員数	就労B型 20名、 就労移行 30名
所在地	神奈川県川崎市川崎区東門前 1-11-6		
報告者	松本 真悟		

1. 事業所の概要

神奈川県川崎市(人口約150万人)の南に位置する川崎区(人口約23万人)、平間寺(川崎大師)の門前町に事業所は所在している。川崎区内は8箇所の就労継続支援B型事業所(多機能型含む)が存在、就労移行支援事業所は11箇所(多機能型含む)が乱立している地域でもある。

川崎市直営の授産施設を2001年に民間委託され、障害者自立支援法施行に合わせ就労継続支援B型20名・就労移行支援30名の多機能型事業所に移行した。現在は指定管理者として事業所を運営し、特定相談支援事業の機能も併せ持つ。

2016年度実績では、年間の平均契約者数22.3名、平均出勤率89.6%、一日平均利用者数20.0人である。中軽度の知的障害者の利用が多く、平均年齢は37歳となっている。



2. 活動内容(日中活動、生産活動等)

生産受注活動の従事をメインにプログラムを組み、①企業での就労経験を持つ職業指導員のもと品質や納期、仕事に対する厳しさなど一般の職場に近い環境での作業。工程分析や工具の活用方法、治具作成など利用者一人ひとりに合わせた作業環境の整備 ②紙器加工、ダイレクトメール封入封緘、清掃作業など多くの作業種を用意し一人ひとりの能力や特性を伸ばし、新しい事へチャレンジできる環境 ③自主製品を持たず受注作業を請け負うことにより、納期や品質の維持など仕事に対するの責任感を身につける環境 ④一般就労への意識を高めるため、継続B型の平均工賃と一般就労の賃金の中間となる工賃を目指し、平均19,000円の工賃支払い(2016年度実績) ⑤作業の受注状況や本人の育成プログラムに合わせ流動的に作業班を編成。一斉スケジュールに対応できない人には個別スケジュールや作業環境を整え柔軟に対応している。



体力低下や生活習慣病を抱える利用者へは、定期的に健康講座や栄養講座を実施し、健康への意識付けを目的としたプログラムも開催、必要に応じて医療・専門機関と連携し支援を実施している。

3. 特徴的な実践内容等

就労を希望する利用者も一定程度存在することから、希望に合わせ就労移行支援事業のグループワーク、企業見学会や面接練習、実習などの就労前訓練も行っている。その結果、就労継続支援 B 型からも毎年 1 名から 2 名の就労者を出している。

地域的に生活困窮者や世帯が多いことから、触法ケースやホームレス、児童養護施設出身の利用者の受け入れも積極的に行っている。その為、生活支援が必要な方が多く、調理、裁縫、衛生管理（はみがき、頭の洗い方）など生活スキルを身に着けるプログラムも導入している。また、他者とのコミュニケーションが苦手な方に対しては、事業所単体ではなく、地域の関係機関と共同で単発の日中活動の場を立ち上げ、ゲームによる集団活動やコミュニケーションスキルの獲得を主とした活動にも着手している。



4. まとめ

運営法人に複数の就労移行支援事業所があり、「一般就労の実現」をベースに事業展開していることから、B 型についても、事業所内の生産活動への従事がメインプログラムとなっている。また、生活困窮者等が多い地域に所在していること、指定管理制度で定員変更ができない点、建物の構造上の問題で受注できる作業に制限がある、ことなどもあり当該事業所の B 型工賃は他の法人内事業所と比べると低いものとなっているが、目標工賃達成指導員を中心に、既存作業の単価の見直しを積極的に行い、新しい作業の獲得も増え、徐々にではあるが生産受注活動の売り上げ、工賃額も向上している。

事業所名	社会就労センターライン工房	法人名	社会福祉法人ライン工房
開設年	平成7年	定員数	多機能型 60 人(就労継続支援 B 型事 42 人、生活介護 10 人、就労移行支援 8 人)
所在地	熊本市戸島五丁目8番6号		
報告者	熊川 嘉一郎		

1 事業所概要

昭和の終わりの時代、熊本市には重度の肢体不自由のある方が通い続けられる施設や作業所が1ヶ所もなかったことから、福祉や医療の関係者が集まり、車椅子でも利用できる小さな作業所を作ったことが始まりです。その後、県下初の身体障害者通所授産施設となり、自立支援法の施行により就労継続支援 B 型事業へと移行しました。更に、就労移行支援、生活介護を加えて現在に至っています。なお、生活介護については、就労 B 型の配置基準では行き届かないことから、より手厚い支援・介護体制を整えるために B 型から枝分かれさせたものであり、就労 B 型と同じく全員が終日作業活動を行っています。

これまでの経緯もあり、就労継続支援 B 型と生活介護の利用契約者 70 人のうち 7 割近くは身体障害(多くは重度肢体不自由)と知的障害との重複者であり、常時車椅子を利用する方も 20 数名となっています。そのような活動を希望する方々から利用希望も少なからずあります。生活介護の契約者 15 人は区分 6 と 5 の方が占めており、就労 B 型においても区分 5 の方 7 人を始め、生活介護の利用対象となる区分の方が全体の半数以上を占めています。また、所持する障害者手帳は B 型においても 85%が重度該当となっています。

2 活動内容(日中活動、生産活動等)

前述のとおり、就労 B 型と生活介護はともに作業活動をしており、いずれの利用者も終日、パンや焼き菓子、コーヒーの製造や販売、企業からの受注作業等に従事しています。

支給工賃額は、個人ごとの能力や出来高に拘わらず全員一律(500 円/日)としています。しかしながら、生活介護には常時マンツーマンでの作業支援が必要な方もおられるなど、以前に比べ利用者間の能力差がたいへんに大きなもの(通常作業で数十倍以上の差)となってきています。納得性のある工賃支給基準の導入は容易ではないでしょうが、今後、個々人の働きの結果を加味していくことについて検討する必要も感じています。

事業所の立地条件から路線バスのルートが極めて限られていること、また、車椅子利用を含め重度の肢体不自由者が多いこともあり、朝夕は送迎車輛をそれぞれ 8~9 台出しています。障害特性上多くの利用者はドア・ツー・ドアの送迎を必要とします。また、リフト操作等で乗降車に時間を要することなどから、送迎には朝夕で計 2.5 時間ほどを必要としていまおり、常勤職員がこれに当たっています。

また、諸介助の必要から、作業着(白衣や手袋等)着脱や手洗い等衛生行為など作業前後に相当の時間を必要とするとともに、同様の理由で昼休みも 1 時間を超えて確保していることも

あり、実質的な作業時間は1日4時間弱とそれほど長いものではありません。

以上のとおり、生活介護も含め、日々作業し、低い額ながらも工賃を得るという活動をしています。一方で、平成30年度より報酬が改定され、B型においては支給工賃額がこれまでの加算での評価から、新たに基本報酬への組み込みに変更されます。この変更は時代の要請とも言えるものであり、ある意味必然の変化ではありますが、工賃の重要性とともに、B型には幅のある様々なニーズが集まり、それらに丁寧に応えていく役割も求められています。

一般就労やA型利用には諸能力が届かない方々の働く場を作るということは勿論B型の役割の一つですが、もう一つ忘れてならないのは、重い障害を持っていても日々働きたいと思っている方々がそれを可能とする環境を準備することでしょう。生活介護対象の支援区分であっても、創作活動やレクレーションなどの活動では満足を得られない方々も確かにおられます。就労活動を中心とした生活介護がない地域等においては、そういった比較的重度の方々についてB型での受け入れが求められることとなります。

3 その他の取り組みなど

【通所事業所としての住まいの場づくり】

B型と生活介護の利用登録者のうち、家族とともに暮らす方が2/3を占めます。残りの1/3の方々はグループホーム入居、または地域のアパートでホームヘルパーを利用しながらの単身生活(夫婦とも利用者を含む)をしています。

グループホームについては、入居を開始した時の年齢は20代前半が半数以上となっており、比較的若い年齢で家族と離れ、ホームと実家とを行き来しながら適度な距離感をもった暮らしをそれぞれ営んでいます。現在10人近い方が将来のグループホーム入居を視野にホームでの宿泊体験を重ねており、平成30年度中には3棟目のホームを建設予定としています。

【次のステージに繋げる】

私たちの小さな事業所でできること、提供できる環境や支援は限られています。従って、利用者が現在持っている様々なニーズの総てを満たすこと、また、年齢や時間の経過とともに変化する心身の状態や希望に常に応え続けることは残念ながら困難です。そのような力不足を補うために、地域の他の社会資源の力を積極的に借りています。

就職を希望する方についてそのルートに乗せることは当然として、例えば、当事業所での就労活動とともに他の活動(入浴やリハビリ、余暇的活動など)を並行して行うことが暮らしの充実等に繋がると判断される方については、他の事業所が提供するサービスとの併用へと結びつけています。現在、そのような併用をしている利用者は70人中15人ほど、全体の2割ほどとなっています。

更に、地域に点在する他法人の高工賃のB型事業所、あるいはA型事業所の存在についても利用者や家族に情報提供し周知しています。たまたま縁あって当事業所の利用を開始した方々ですが、その後の状況、あるいは年齢の変化の中で、新たなニーズが生まれることも当然起こり得ます。時には次の(あるいは別の)ステージに移ることも自然なことだと捉えています。そのことも選択肢に入れた対応に心掛けていくところです。

事業所名	カラコネオフィス	法人名	NPO 法人カラフル・コネクターズ
開設年	平成 27 年	定員数	20 名
所在地	東京都墨田区石原 3 - 3 0 - 1 0 御谷湯ビル 2 0 1		
報告者	ボーン・クロイド		

1. 事業所の概要

- カラコネオフィスは就労継続支援 B 型の事業所です。清掃作業を中心に内職作業や自主製品の製作などもしています。
- 利用者は 10 代から 50 代までの精神、発達、知的、高次脳機能などの障害の方がおり、触法障害者の方も複数名受け入れています。
- 職員は PSW の常勤職員を中心に様々なバックグラウンドをもった非常勤職員とで運営しています。利用者も職員もカラフルです。



2. 活動内容（日中活動、生産活動等）

- 核となる作業は銭湯の清掃、水はり、沸かしなどの開店前作業です。銭湯のオーナーは 15 時半の開店時間に合わせて番台に座れば営業できるように、すべてをカラコネが開店準備をしています。
- その他、目黒区の仏教寺院と連携した、お財布供養の済んだ財布の解体とその革を使った製品づくりなどもしています。
- プログラムとしては就労を目指す方のためのセミナーや体調管理のためのリラクゼーションプログラムなどがあります。



3. 実践内容等

- 清掃をしている御谷湯とは平成 18 年からの付き合いです。当時は通いで清掃のみしていましたが、御谷湯のリニューアルに合わせて、平成 27 年に同じビルに入居し、一体的な運営をしている全国的にも珍しい施設です。(たぶん)。
- 地域の行事、特にお祭りには町内会の一員として協力しています。
- B型ですが、就労支援にも力を入れています。今年度は 5 名就職、内 4 名が半年定着をしています。
- 反面、体調や気力が不安定で、毎日通えない方、半日しか作業できないような方も受け入れ、『居場所（通える場所）がある安心感』の提供も大切にしています。
- 障害者が社会に支えられるばかりの存在である、という意識を変えたい、という思いから地域社会を支えるフードバンクや子ども食堂の運営に利用者の方たちと一緒にボランティアとして協力しています。



4. まとめ

カラフル・コネクターズという法人名に理念や希望がつまっています。

カラコネのテーマは…

『いろいろな人・もの・街をつなげよう！ 支えあおう！』

『カラコネはいろいろな人がいてふつう』



平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究

**障害者の福祉的就労・日中活動サービスの
実態把握及び質の向上に関する調査研究**

平成29年度実施調査結果（速報）

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究 —自立支援法以降の変化と現状—

就労継続Bとは「一般企業等での就労が困難な人に、(雇用契約を結ばない)働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う」、生活介護とは「常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する」事業である。この2つが、成人の障害者を対象とした日中系の自立支援給付サービスのうち最も利用数が多い。

両事業に関する、平成29年度「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の主な論点は、就労継続B:平均工賃額に応じた報酬体系(工賃向上の推進をより積極的)について、生活介護:①看護師等の医療職配置の評価、②サービス提供時間や送迎実態に応じた評価(減額)がであった。

過去の経過

この2つの事業が誕生したのは、平成18年に施行された障害者自立支援法からであり、①市町村にサービス提供主体を一元化、②障害種別にかかわらず自立支援を提供する、③働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう等、といった改革の狙いが背景にあった。当時、サービス体系の変更の概念として図1が活用されていた。右の機能別のうち一番右端が生活介護、中央が就労継続支援のイメージである。しかし、措置時代に、このような機能を前提とした事業運営は存在してはいたものの、比較的少数であり、多くの入所・通所施設あるいは小規模作業所等では、様々なニーズのある利用者が混在していた。結果的に、利用者(家族)への意向、障害程度区分の結果、報酬の試算による採算性等から多機能型の運営を含め、事業体系の移行を行われたものと推測される。

図2は、就労・日中活動支援が、措置時代から現在に至るまでどのように増えてきたかをまとめた。一部、明覚な根拠数が把握できないものもあるが、機能別を指向したサービス体系も、12年が経過するうちに、就労継続Bと生活介護という大きな塊が成長していることがわかる。

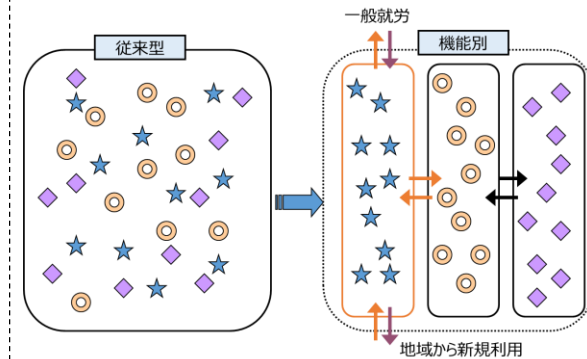


図1 機能別の通所施設

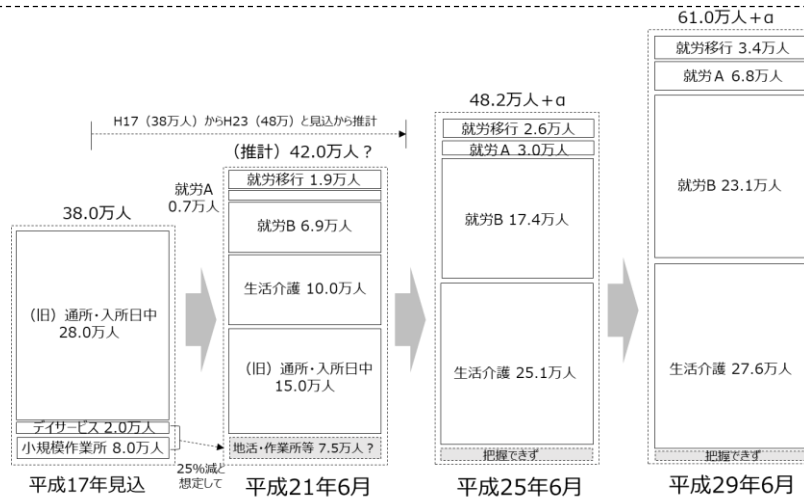


図2 就労B・生活介護利用者数の変化

問題の整理

【B型:権利擁護と労働者】

平成4年のILO159号批准を契機に、福祉的就労と労働者性について議論されるようになり、平成20年の「就労継続支援事業者の労働者性に関する留意事項について(通知)」により、就労継続Bの支援について比較的詳細な内容が示されている。労働者としての権利の保障と就労Bの就労実態との矛盾は、工賃向上で解決できる問題ではない。

【生活介護:専門的支援特化と地域事情】

重度重複障害(重心含む)、医療的ケア、強度行動障害を対象とした、特定の状態像に特化した質の高い事業所運営が行われている事業所が増えてきている。一方、多様な状態像で、就労Bと類似した地域のニーズに応える生活介護もあり、機能別の事業体系とは言えない。また、地方の人口減少・高齢化と事業運営の実態についても検証必要。

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究

－アンケート調査結果から－

《目的》

就労継続支援B型ならびに生活介護事業所を利用している、利用者の状態像やサービス内容の実態をアンケート調査やヒアリング調査で把握するとともに、調査結果を基に、サービス内容の質の評価方法や質の向上のためのガイドラインの素案を検討、作成することを目的とする。

《方法》

- 調査対象：全国の就労継続支援B型事業所、生活介護事業所 4,000カ所（各2,000カ所）
- 調査時期：平成29年10月10日（火）～10月31日（火）
- 調査内容：基本情報（運営主体、定員数、契約者数、事業開始時期など）、利用者・支援の状況（利用者の年齢、障害支援区分、日中活動の内容、利用者の工賃、送迎支援、入浴支援、医療的ケア、年間退所者など）、28年度新規利用者（年齢、障害支援区分、利用経路、利用前の日中の場など）

《結果》 回収状況：2,037事業所より回答（回収率50.9%） ※生活介護 1,128カ所（56.4%）、就労継続支援B型 909カ所（45.5%）

表1 アンケート調査の主な結果（基本情報、利用者・支援の状況）

※データは平成29年10月1日時点

項目		生活介護（入所系）	生活介護（通所系）	就労B
運営主体		社会福祉法人 98.5%	社会福祉法人66.2% NPO法人19.2% 営利法人9.8%	社会福祉法人48.8% NPO法人34.3% 営利法人10.5%
契約者／定員数	100%以上 80%未満	59.1% 3.3%	61.4% 13.2%	57.3% 20.4%
1日あたりの利用率	80%未満	12.8%	38.4%	49.8%
事業の開始時期	平成18年4月以前より 平成18年4月～25年3月 25年4月以降	50.4% 43.4% 4.7%	32.4% 37.4% 27.6%	27.6% 43.2% 28.4%
年齢	65歳以上	20.4%	4.7%	6.3%
障害支援区分	区分5以上	75.2%	59.1%	4.6%
手帳別所持者数		知的 78.5% 身体 38.4% 精神 2.1% なし 0.1%	知的 80.0% 身体 34.9% 精神 5.5% なし 0.6%	知的 65.1% 精神 30.2% 身体 14.3% なし 3.5%
利用者工賃	平均月額	1,707円	3,446円	14,573円
送迎の有無	あり	51.1%	91.3%	67.5%
送迎距離数（1週間のべ）	平均 500km以上	505.7km 37.9%	551.2km 37.7%	449.8km 29.8%
医療的ケアが必要な利用者数		6.3%	9.0%	0.5%
年間退所者数	年間平均 3人以上あり	2.5人 38.3%	1.3人 13.1%	2.4人 32.6%
退所後の日中生活		死亡 36.7% 入院（一般） 14.2% 施設入所 10.4%	他の生活介護 27.1% 入所 16.8% 死亡 12.9%	他の就労B 20.3% 在宅 18.7% 一般就労 12.4%

【基本情報、利用者・支援の状況より（表1）】

- 定員数に対する契約者数の割合では、生活介護通所系では13.2%、就労Bでは20.4%が全体の80%未満
- 1日あたりの利用率では、生活介護通所系では38.4%、就労Bでは49.8%が全体の80%未満
- 65歳以上の利用者の割合は、生活介護入所系が20.4%
- 障害支援区分5以上の利用者の割合は、生活介護入所系が75.2%、生活介護通所系が59.1%、就労Bが4.6%
- 利用者の平均工賃（月額）は、就労Bでは14,573円。なお、就労B全体の32.1%が1万円未満
- 送迎の有無は、生活介護通所系が91.3%、就労Bが67.5%が「有り」
- 送迎の1週間のべ距離数は、生活介護入所系、通所系いずれも平均500km以上で、就労Bは約450km
- 退所後の日中生活の場は、生活介護入所系は死亡が36.7%、生活介護通所系は他の生活介護が27.1%、就労Bは他の就労Bが20.3%で最も多い

表2 アンケート調査の主な結果（平成28年度新規利用者）

項目		生活介護（入所系）	生活介護（通所系）	就労B
利用開始時の年齢	平均	40.6歳	32.8歳	37.9歳
	65歳以上	4.1%	2.2%	3.3%
利用開始時の障害支援区分	区分5以上	58.7%	49.7%	2.4%
所持手帳	知的 63.5% 身体 46.9%	知的 68.6% 身体 36.8%	知的 41.4% 精神 41.2%	
	精神 7.2% なし 1.0%	精神 9.8% なし 0.8%	身体 10.4% なし 7.7%	
利用前の日中の場	在宅 23.8%	特別支援学校 35.3%	在宅 36.5%	
	他の生活介護 19.1%	他の生活介護 21.5%	他の就労B 17.6%	
	特別支援学校 15.3%	在宅 17.7%	特別支援学校 11.7%	
新規利用者数	年間平均	2.4人	2.0人	3.1人

《考察》

■ 利用者の高齢化、重度化など、生活介護、就労B型いずれにも共通する課題があり、両事業に明確な相違があるとは言い難い状況があることがうかがえる。自由記述（「事業運営で課題と感じている事」）では、支援者（専門職）の人材不足が共通して多くあがっている。

■ 就労B型の工賃は、約30%が1万円未満であり、工賃向上の取り組みが課題となっていることがうかがえる。一方で、高齢化、重度化が進んでいる現状の利用者像から、その達成に困難さを抱えている事業所が多い。

■ 生活介護、就労B型いずれも利用者の確保が課題となっており、定員割れ、利用率低下による経営面の問題に直面している事業所が多い。

■ 生活介護、就労B型いずれも送迎支援のニーズが高く、経営面や日中支援にも影響が出ていることが推察される。特に、都市部よりも地方において送迎支援の長距離化が表面化している（図1）。

■ 送迎や利用者確保等、地域の社会資源の不足や地理的な要因が関係していることが推察される。地域の特性を含めた課題の検討が必要。

■ 自法人内の相談支援事業所で利用者のサービス等利用計画を作成している割合では、生活介護入所系では約30%、生活介護通所系、就労Bでは約22%が全利用者分作成している。特に生活介護入所系では約60%が利用者の約8割を自法人内の相談支援事業所で作成しており、利用者の権利擁護の観点からも課題となっていると言える。

○ 調査結果から、利用者像や支援内容等の特性に応じた類型化のイメージ（図2）等を踏まえ、生活介護、就労B型事業の運営に係るガイドライン素案を新たに作成している。

【平成28年度新規利用者より（表2）】

■ 利用開始時の年齢は、最高齢は生活介護入所系は88歳、生活介護通所系は85歳、就労Bは85歳

■ 利用開始時の所持手帳は、表1の利用者全体の「手帳別所持者数」の割合と比較すると精神の割合がいずれも高い

■ 利用前の日中の場は、生活介護入所系は在宅、生活介護通所系は特別支援学校、就労Bは在宅が最も多い。表1の「退所後の日中生活の場」をあわせると、生活介護や就労B事業所を退所後に他の事業所を利用するケースが多いことがうかがえる。

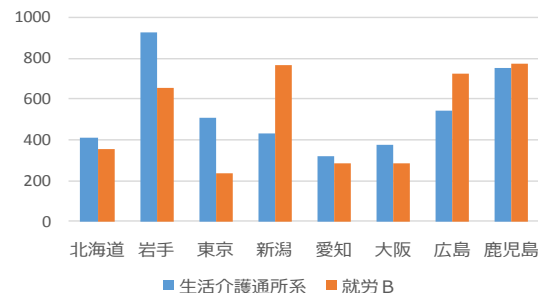


図1 地域別平均送迎距離数 (km)

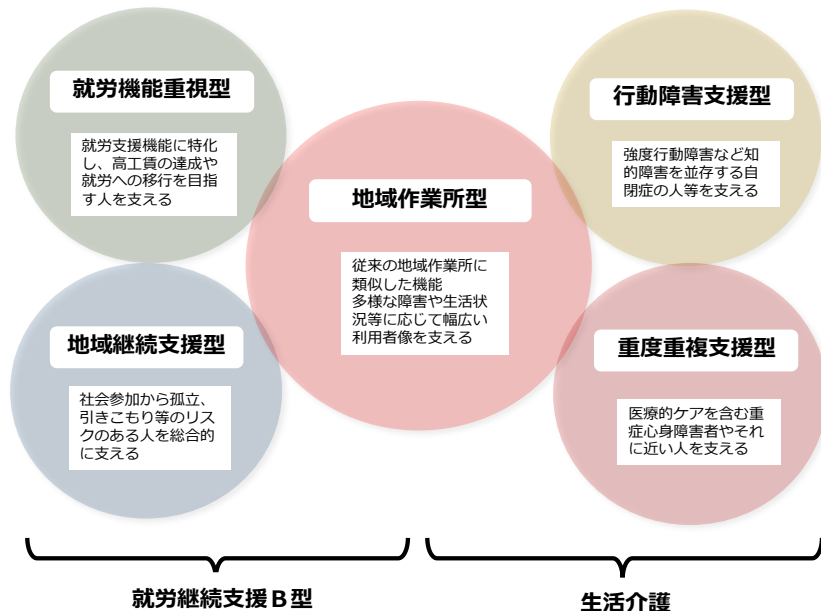


図2 類型化のイメージ図

平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業
障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究

貴事業所の**生活介護事業**についてご記入ください。なお、回答については、**平成29年10月1日現在**の状況、人数をご記入ください。（設問はⅠ～Ⅲまであります）

Ⅰ. 基本情報

事業所名					記入者氏名		
電話番号／メールアドレス	TEL _____ / メールアドレス _____				職名		
①運営主体名			②運営主体の種類	1. 社会福祉法人 2. 医療法人 3. NPO法人 4. 営利法人（株式会社、合同会社等） 5. その他の法人（社団・財団、農協、生協、学校等） 6. 都道府県、市区町村、一部事務組合 7. その他（ _____ ）			
③事業形態	1. 生活介護単独型 2. 多機能型（→④ハ）	④同一敷地内で実施している他の日中活動	※複数回答可	1. 就労継続支援B型 2. 就労継続支援A型 3. 就労移行支援 4. 療養介護 5. 自立訓練（機能訓練） 6. 自立訓練（生活訓練） 7. 自立訓練（宿泊型） 8. その他（ _____ ）			
⑤定員数	人	⑥契約者数	人	⑦⑥のうち、自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者の数	人	⑧開所日数（29年9月分）	日
⑨請求者数（29年9月分）	人	⑩1ヶ月のべ利用者数（29年9月分）	人	⑪生活介護事業の開始時期	1. 障害者自立支援法施行（平成18年4月）以前から類似した事業を実施している 2. 障害者自立支援法施行（平成18年4月）以降から平成25年3月までに開始 3. 平成25年4月以降に開始		

Ⅱ. 利用者、支援の状況

①利用者の年齢と障害支援区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
	18歳未満	人	人	人	人	人	人	人	人
18～64歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65歳以上	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人

②手帳別の所持者数（重複回答有り）	身体障害者手帳	療育手帳（知的障害）	精神保健福祉手帳	なし	不明
	人	人	人	人	人

裏面にも設問がございます

③日中活動の内容	※複数回答可	1. 生産活動 (→④⑤⑧) 2. 創作活動 (絵画、工作等) 3. 機能訓練 (理学療法、作業療法等) 4. 外出 (散歩、買い物等) 5. 音楽療法 6. 運動 (プール、体操等) 7. 余暇活動 (ビデオ鑑賞、レクリエーション、カラオケ等) 8. その他 ()
----------	--------	--

④生産活動の内容	※複数回答可	1. 農業・畜産 2. 軽作業 (部品の組み立て、郵便物の封入等) 3. 食品加工 4. 木工製品 5. 繊維・皮革製品 6. 清掃 7. クリーニング 8. リサイクル 9. 販売 10. 配達 11. 印刷 12. 園芸 13. 情報処理・IT 14. 飲食店・喫茶店等の運営 15. その他 ()
----------	--------	--

⑤利用者の工賃の有無	1. 有り (→⑥⑧) 2. 無し	⑥年間工賃支払い総額 (28年度)	円
------------	----------------------	----------------------	---

⑦送迎の有無	1. 有り (→⑧⑨⑩) 2. 無し	⑧送迎利用者数 (1週間ののべ人数)	1. 1~9人 2. 10~19人 3. 20~29人 4. 30~39人 5. 40~49人 6. 50人以上	⑨送迎距離数 (1週間の合算)	※おおよそ10Km単位で記入 Km
--------	-----------------------	-----------------------	---	--------------------	----------------------

⑩入浴支援の有無	1. 有り (→⑪⑫⑬) 2. 無し	⑪入浴利用者数 (1週間ののべ人数)	人	⑫入浴実施日数 (1週間)	日
----------	-----------------------	-----------------------	---	------------------	---

⑬医療的ケアが必要な 利用者の数	a. たん吸引	人	d. 導尿	人	g. その他 ()	人
	b. 経管栄養	人	e. 人工呼吸	人		
	c. 胃ろう	人	f. インスリン注射	人		

⑭年間退所者数 (28年度)	人	⑮ ⑭で該当する者の 退所後の日中生活	a. 他の生活介護	人	e. 就労移行支援	人	i. 入院 (精神科病院)	人
			b. 障害者支援施設 (入所)	人	f. 高齢者福祉施設	人	j. 在宅	人
			c. 就労継続支援B型	人	g. 一般就労	人	k. 死亡	人
			d. 就労継続支援A型	人	h. 入院 (一般病院)	人	l. その他 ()	人

⑯事業運営で課題と 感じていること (自由記述)	
--------------------------------	--

Ⅲ. 平成28年4月から29年3月までに、新規に利用開始した方についてご記入ください。（※該当する方全員ご記入ください）

IV. 該当者なし

記入例	性別	利用開始時の年齢	利用開始時の障害支援区分	所持手帳	利用前の日中の場		利用前の貴法人のサービス利用の有無	利用経路		利用にあたって事業所で行う支援		並行して利用するサービス	
					No.	その他（記述）		No.	その他（記述）	No.	その他（記述）	No.	その他（記述）
	男・女	32	5	1,2	3		有・無	2,3		1,3,4		1,2,5	
1	男・女						有・無						
2	男・女						有・無						
3	男・女						有・無						
4	男・女						有・無						
5	男・女						有・無						
6	男・女						有・無						
7	男・女						有・無						
8	男・女						有・無						
9	男・女						有・無						
10	男・女						有・無						

下記の基準を参照いただき、該当する番号をご記入ください

<p>《所持手帳》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 (みどりの手帳、愛の手帳) 精神保健福祉手帳 なし 不明 	<p>《利用前の日中の場》</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別支援学校 学校（普通級、大学） 他の生活介護 就労継続支援B型 就労継続支援A型 就労移行支援 入院（一般病院） 入院（精神科病院） 一般就労 障害児施設 在宅 その他 (※右に具体的に記入) 	<p>《利用経路》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 本人から 家族や親族から 相談支援員から 市区町村担当者から 学校から 医療機関から 他の障害者福祉事業所から その他 (※右に具体的に記入) 	<p>《利用にあたって事業所で行う支援》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 送迎の支援 入浴の支援 医療的ケア 身体介助 行動障害の支援 高齢の支援 家族を含めた支援 特になし その他 (※右に具体的に記入) 	<p>《並行して利用するサービス》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期入所 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援 日中一時支援 施設入所支援 介護保険サービス (※右に具体的に記入) その他 (※右に具体的に記入)
---	---	--	---	---

③生産活動の内容	※複数回答可	1. 農業・畜産	2. 軽作業（部品の組み立て、郵便物の封入等）	3. 食品加工	4. 木工製品	5. 繊維・皮革製品	6. 清掃	
		7. クリーニング	8. リサイクル	9. 販売	10. 配達	11. 印刷	12. 園芸	13. 情報処理・IT
		14. 飲食店・喫茶店等の運営						15. その他（ ）

④年間総売上高 (28年度)	円	⑤年間工賃支払い 総額(28年度)	円	⑥年間利用者平均 工賃(28年度)	円	⑦目標工賃達成加算の有無 (29年度)	1. 有り 2. 無し
-------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	------------------------	----------------

⑧就労移行支援体制加算の 有無(29年度)	1. 有り 2. 無し	⑨施設外就労加算の 有無(29年9月)	1. 有り 2. 無し
--------------------------	----------------	------------------------	----------------

⑩送迎の有無	1. 有り(→⑩⑫へ) 2. 無し	⑪送迎利用者数 (1週間ののべ人数)	1. 1～9人	2. 10～19人	3. 20～29人	⑫送迎距離数 (1週間の合算)	※おおよそ10Km単位で記入 Km
			4. 30～39人	5. 40～49人	6. 50人以上		

⑬医療的ケアが必要な 利用者の数	a. たん吸引	人	d. 導尿	人	g. その他 () 人
	b. 経管栄養	人	e. 人工呼吸	人	
	c. 胃ろう	人	f. インスリン注射	人	

⑭年間退所者数 (28年度)	人	⑮ ⑭で該当する者の 退所後の日中生活	a. 他の就労継続支援B型	人	e. 就労移行支援	人	i. 入院(精神科病院)	人
			b. 障害者支援施設(入所)	人	f. 高齢者福祉施設	人	j. 在宅	人
			c. 生活介護	人	g. 一般就労	人	k. 死亡	人
			d. 就労継続支援A型	人	h. 入院(一般病院)	人	l. その他()	人

⑯事業運営で課題と 感じていること (自由記述)	
--------------------------------	--

Ⅲ. 平成28年4月から29年3月までに、新規に利用開始した方についてご記入ください。（※該当する方全員ご記入ください）

IV. 該当者なし

記入例	性別	利用開始時の年齢	利用開始時の障害支援区分	所持手帳	利用前の日中の場		利用前の貴法人のサービス利用の有無	利用経路		利用にあたって事業所で行う支援		並行して利用するサービス	
					No.	その他（記述）		No.	その他（記述）	No.	その他（記述）	No.	その他（記述）
記入例	男・女	18	なし	2	1		有・無	3,5		1		1,5	
1	男・女						有・無						
2	男・女						有・無						
3	男・女						有・無						
4	男・女						有・無						
5	男・女						有・無						
6	男・女						有・無						
7	男・女						有・無						
8	男・女						有・無						
9	男・女						有・無						
10	男・女						有・無						

下記の基準を参照いただき、該当する番号をご記入ください

<p>《所持手帳》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 (みどりの手帳、愛の手帳) 精神保健福祉手帳 なし 不明 	<p>《利用前の日中の場》</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別支援学校 学校（普通級、大学） 生活介護 他の就労継続支援B型 就労継続支援A型 就労移行支援 入院（一般病院） 入院（精神科病院） 一般就労 障害児施設 在宅 その他 (※右に具体的に記入) 	<p>《利用経路》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 本人から 家族や親族から 相談支援員から 市区町村担当者から 学校から 医療機関から 他の障害者福祉事業所から その他 (※右に具体的に記入) 	<p>《利用にあたって事業所で行う支援》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 送迎の支援 入浴の支援 医療的ケア 身体介助 行動障害の支援 高齢の支援 家族を含めた支援 特になし その他 (※右に具体的に記入) 	<p>《並行して利用するサービス》</p> <p>●複数回答可</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期入所 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援 日中一時支援 施設入所支援 介護保険サービス (※右に具体的に記入) その他 (※右に具体的に記入)
---	---	--	---	---

研究者一覧

主任研究者

原田 将寿 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画部 部長)

分担研究者

大村 美保 (筑波大学人間系 助教)

相馬 大祐 (福井県立大学看護学部 講師)

研究協力者

岸田 隆 (社会福祉法人森と木 統括センター長)

石井 貴之 (社会福祉法人昴)

妹尾 雅史 (社会福祉法人訪問の家)

辻 佳子 (かたかご苑 支援課長)

熊川 嘉一郎 (社会就労センターライン工房 統括施設長)

中村 公昭 (千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだ 所長)

ボーン・クロイド (NPO法人カラフル・コネクターズ 代表)

松本 真悟 (社会福祉法人電機神奈川福祉センター 常務理事・管理部長)

藤村 昌之 (ハローワーク飯田橋)

南方 孝弘 (びわこ学園障害者支援センター 所長)

田中 正博 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 参事)

志賀 利一 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部長)

古川 慎治 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画・管理課長)

清水 清康 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画係長)

信原 和典 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)

古屋 和彦 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)

岡田 裕樹 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)